

331  
151

331  
151

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>m</sup> 11 12 13 14 15

始



331-151

# 國有十年

本邦鐵道國有後の施設並成績



「著寄贈本

本書は昨夏海外に頒布したる大正五年度英文年報特別  
號 "Railway Nationalization in Japan", を翻譯せるものなり

大正九年五月

鐵道大臣官房文書課

## 原序

大正五年度は本邦鐵道發達史上に重要な一時期を劃するの年たるを以て本年度年報は根本的にその内容を改めたり。鐵道國有法の發布せられたるは明治三十九年三月のことにして主要私設鐵道の買收を完了せるは翌四十年十月なりき。されば大正五年度年報は從來の年報に於けるが如くその記述を當該一年度間の成績に極限することなく、主として國有後十箇年間の發達を概觀するに努めたり。換言すれば、大正五年度の施設並成績は本書に於て試みたる國有後十箇年間の本邦鐵道發達史中に包含せられたるなり。

此期間に於て本邦鐵道は或は會計の獨立、或は歐洲戰亂の影響に依る輸送數量の激増等幾多重大なる變化に遭遇したり。是等の素因は多少統計上の漸勢を觀察するの妨となりたることなきにあらずと雖も、本報告に於て取扱ひたる資料は、財政上に於ても將又公共運輸機關の發達上より見ても最も興味ある國有後の第一期に於ける本邦政府鐵道の施設成績を概觀す

るの一助たるべきこと疑を容れざるところなり。今や鐵道國有問題が歐米諸國に於て深甚の注意を牽きつゝあるの時、本書亦この戰後の大經營に携はる人士にとりて裨益となるところあらん。

一九一九年五月

國有十年（本邦鐵道國有後の施設並成績）

目次

第一章 國有以前に於ける本邦鐵道の發達	一
第二章 私設鐵道の買收	十九
第三章 國有鐵道官制の改革と管理局制度の創設	一六
第四章 國有鐵道の會計一班	一九
第五章 國有鐵道の建設改良計畫と其の財源	三五
第六章 國有實施後に於ける營業成績	四五
第七章 國有後に於ける鐵道網の發達	七一
第八章 車輛の増備改善	九三
第九章 運轉能率の増進	一〇六
第十章 國有鐵道運輸の概況並成績	一一八
第十一章 運輸施設の改善	一三三
第十二章 連絡船舶の運輸狀況	一五一
第十三章 運賃の改正	一五九
第十四章 國際運輸の發展	一七七

第十五章 本邦鐵道の社會及經濟に及ぼしたる影響	一八三
第十六章 新線の主要工事概況	一九一
第十七章 主要改良工事	二〇三
第十八章 東京市街線の改良工事	二三一
第十九章 東京を中心としたる都市連絡線の電化工事	二三五
第二十章 信越線碓氷峠アプト式鐵道の電化工事	二四九
第二十一章 客貨車設計の進歩	二五五
第二十二章 機關車	二五九
第二十三章 工場の整理	二六七
第二十四章 倉庫事務の改良	二七一
第二十五章 従事員の養成と其の能率の増進	二七九
第二十六章 従事員の待遇及救濟	二八五
第二十七章 鐵道に関する理化學的研究	三〇七
第二十八章 國有實施後に於ける私設鐵道並軌道	三一九

## 附 錄

## 一 鐵道國有法

## 一 圖表

## 營業哩及資本比較

## 營業收支內譯

## 國有鐵道主要線旅客貨物通過數量

## 營業收支並益金の割合

## 車輛車輛哩並人噸哩比較

## 鐵道能率の增進

## 一 鐵道國有後建設改良線路圖

表 誤 正		頁
行	誤	正
三五	關ヶ原大阪間八哩 私設鐵道敷設條例	關ヶ原大阪間八哩 私設鐵道條例
三四	鐵道犯罰則	鐵道犯罰則
三六	固定財產増減表ノ次ニ左ノ備考ヲ脫セリ (イ)前年度前受金ニ對スル積算額、二四〇、五八九圓、建設及改良費決算額中二合意ヲ含ム (ロ)前年度前受金ニ對スル積算額、一〇六六、五〇八圓、建設及改良費決算額中二合意ヲ含ム	固定財產増減表ノ次ニ左ノ備考ヲ脱セリ (イ)前年度前受金ニ對スル積算額、二四〇、五八九圓、建設及改良費決算額中二合意ヲ含ム (ロ)前年度前受金ニ對スル積算額、一〇六六、五〇八圓、建設及改良費決算額中二合意ヲ含ム
同	明治二十六年度中に 七年計 六	明治二十九年度中に 七年計 六
四〇	八八、四五、一〇〇九圓 大正六年	二〇、三七九、四二九圓 大正五年
四三	本文二一 益美中 減債基金收入	鐵道基金繰入

第十八章 「東京市街線の改良工事」ニ附屬スル寫眞圖中「東京市街高架線」ノ凡例ヲ附ル

## 國有十年(本邦鐵道國有後の施設並成績)

### 第一章 國有以前に於ける本邦鐵道の發達

本邦に於ける鐵道の國有は私設鐵道の合同に依る政府線の一大擴張にして我鐵道政策の根本的變革也非ず而して之れが實現は實に創業以來三十年間本邦鐵道が不斷に進化し來りたる自然の結果に外ならざりしなり。

抑も本邦に於ける鐵道は政府初めて之れを敷設し、これが發展進歩に對しても、他の民間の近代的事業に於けるが如く、政府は常に自ら指導獎勵の任に當れり。之れ實に政府が當初より鐵道の本質の公共的、獨占的なることを認めたるが爲にして、隨つて此の特種運輸機關に關する一切の事項は悉く國民的利害の見地より之を處理したり。

されば政府が一時民業助成の策を探りて私設鐵道の新設を誘掖せしことありしと雖も、素と之れ經濟上軍事上の要求に應じて比較的短日月の間に充分なる鐵道の延長を期するが爲め已む無くして探りたる手段にして、當時の國家財政狀態に基ける一時の權宜に外ならず。故に當路者は他日鐵道を國有となし之れを統一するの方針を終始變することなく、私設鐵道の敷設を許可するに當りても、政府は常に之れが買收條件を保留し、爾後發布せし私設鐵道管理に關する法令に於ても特に重きを此點に置きたり。

本邦に於ける鐵道敷設計畫は明治二年に始る。當時政府は東京京都神戸を連ねる幹線及び之より分岐して横濱及敦賀に至る支線を敷設せんことを期し、之が第一着工として經費五十萬圓を以て新橋横濱間の工事に充當したれども、財政困難にして到底出資に堪へず、民間資本家も亦新事業の前途を危みて投資を敢てする者なかりしが、偶々英人ホーリー・シオ、オルソン、レーなるもの資金供給の任に當らんことを提議し來れるを以て、政府乃ち之を容れ、外債壹百萬磅を倫敦にて募集し、英國技術者及職工等の一團の到着を待ちて茲に甫めて新橋横濱間十八哩の工事に着手せり。之れ實に明治三年四月のことにして、次いで同年十一月神戸大阪間二十哩の起工を見たり。該鐵道の敷設に際し採擇したる軌道幅員は三呎六吋にして、此の軌幅は竟に本邦鐵道の標準軌間となるに至れり。かくて新橋横濱間の工事は明治五年九月完成を告げ、超えて七年五月大阪神戸間の竣工を見、更に十年に至り大阪京都間の工亦成る。是等の區間は實に現今東海道本線の濫觴をなせるものなり。

此時に當り、政府は資金の調達に就き大なる困難に遭遇せり。即ち外債は最初の壹百萬磅を以て打切りとせしに、民間の資金遽に期すべからず、剩へ佐賀の變、西南の役等相繼ぎて起れるあり、政府は焦眉の急に處するに忙はしく、前記諸線路の延長工事はこゝに一頓挫を來すに至りしなり。

幸にして國內秩序の回復と共に起業公債の發行を見、政府はこゝに鐵道布設の爲參百萬圓の財源を得たるを以て、日本海太平洋連絡の目的を以て、京都大津間及琵琶湖北岸より敦賀に至る區間の建設工事に着手し、前者は明治十三年に竣工し、超えて十七年敦賀長濱間二十六哩の開通を遂ぐ。かくて敦賀は湖水横斷の汽船を介して京都大阪に連絡するを得たり。一方北海道に於ては、開拓

事業着々進捗し、鐵道の必要日に切なるものあり、遂に明治十五年小樽幌内間五十五哩の開通を見るに至れり。鐵道建設の第一期は是を以て終りを告げたり。全長百十五哩、總て政府の所有に屬する參百萬圓の財源は既に涸渇したれども、政府は他に之を補充するの途なく、しかも鐵道敷設の事たる一日も之が遷延を許さざるを以て、當事者の苦慮真に察すべきものありき。是れ第二期の當初に於て政府が年來の方針を棄脱し、甫めて日本鐵道會社に其の建設經營を特許したる所以なり。日本鐵道會社は本邦私設鐵道會社の嚆矢にして、明治十四年株式組織の下に貳千萬圓の資本を以て、上野青森間に幹支線全長五百十哩の敷設計畫を樹つ、實に當時の日本にありては空前の大事業たりき。政府は之れに供するに鐵道用地を以てするの外、拂込株金に對し一ヶ年八分の利子を下附し、每區間運轉開始の後其の收入純益一ヶ年八分に上らざる時は、東京より仙臺までは十箇年間、仙臺より青森迄は十五箇年間、其の不足額に對する補給を約すると共に、他方に於て建設、會計、賃金等業務の一切に亘り監督を嚴密にして苟も遺漏なからんことを期せり。而して右特許契約の期間は明治十五年一月より向ふ九十九ヶ年とし、滿五十箇年後は政府に於て何時にても買收し得ること、せり。又其の工程を促進せしめんが爲に、特許契約書下附の日より六ヶ月以内に工事に着手し、七ヶ年の期限を以て全線を完成すべきことを規定せり。かくて、同會社は明治十五年上野熊谷間三十八哩及熊谷高崎間二十五哩の工事に着手し、夫々十六年及十七年之が開通を見、明治二十四年、計畫全線の完成を告げたり。

是れより先、日本鐵道株式會社の營業成績一度公表せらるゝや、其の好成績は直ちに社會を聳動し、こゝに鐵道熱の勃興となり、明治二十四年迄に政府の特許を得たる會社實に十五の多きを數ふ

るに至れり。就中最も主要なるものは、神戸と下關とを連ねる山陽鐵道（三百三哩）、門司、長崎及八代を連ねる九州鐵道（二百七十一哩）及小樽幌内間の官線を買受けて之を室蘭及夕張に延長すべき特許を得たる北海道炭礦鐵道等なりとす。是れ等の鐵道は總て年四分乃至八分の利子補給若くは補助金の下附を受けて其の工を進めたり。（明治十六年より三十八年度に至る迄に政府の私設鐵道に與へたる一圓、北海道鐵道の一、一〇九八二七圓、山陽鐵道の四八八、八八七圓及九州鐵道の五四六、五六七圓等なり）

然れ共是等私設會社は國內經濟界の不景氣に逢ひて財政上の危機に瀕せしこと一再に止まらず。政府に向つて更に補給を愁訴し来るもの頻々相續ぎ、遂に政府買收の問題すら論議せらるゝに至れり。かかる間にも鐵道の建設は大會社の手によりて着々進捗し、明治十四年より同二十四年に至る十箇年間に私營の下に竣工せしもの一千百六十五哩にして、同二十四年末に於ける官線全長五百五十一哩に比し、實に延長二倍以上に達した。

翻つて此間に於ける官營鐵道の狀態を見るに、政府も亦財政上の困難を免るゝ能はず、明治十五年には長濱關ヶ原間十四哩及關ヶ原大坂間八哩を除くの外工事一時中絶せり。然れども政府は東西兩京連絡の必要を感じる事久しく、遂に同年四月中山道縱貫線の敷設を畫し、同十七年二千萬圓の公債を起せり。政府最初の計畫は大垣より直ちに東して高崎に至り、此處に日本鐵道會社線と連絡するにあり、既に一部工事の着手を見たりしが、中山道の工事頗る困難にして前途容易ならざるものあるを認め、遂に途を平坦なる東海道に變更し、明治二十二年、東京神戸間三百八十哩及横須賀線十哩の全通を見、又同年高崎直江津間百哩の工事は六哩を除くの外全線の竣工を告げたり。六哩の殘工事とは即ち碓氷峠の難所にして、施すにアブト式工事を以てし、之れが完成は尚四年後

の事に屬せり。

吾人は既に政府が權宜の策として採りたる民業助成の策が十箇年間に一千哩に餘る鐵道の延長を得、意想外の成果を收めしを見たり。然れ共如何にして是等の概ね短距離にして連絡なく各地に割據せる多數の私設線を一系統の下に統一し以て其の機能を發揮せしむべきか、之れ次で當局を悩しましめたる問題にして、其の解決の第一歩は既に明治二十年の私設鐵道敷設條例となりて現はれたり。これ從來各會社と箇別的に結ばれたる契約を集成統一したるものなり。本條例に於て特に注意すべきこと二あり、即ち別段の定めなき限り政府の買收期を一齊に二十五ヶ年に短縮したこと其の一にして、爾後の新企業に對し利子補給を撤回したこと其の二なりとす。本條例は私設鐵道管理の上に許多の效果ありしこと疑を容れざるところなれども、政府年來の宿望たる國有的理想を實現せんが爲には尙未だ甚だ不充分なるを免れざりき。

產業の發達は鐵道の急設を要する事益切なり、然も國內に於ける線路の全長は官設私設を合し僅に一千六百哩に過ぎず。全國に亘つて鐵道網を普及せしめんには少くとも三千六百哩に達するを要す。而して新設を要すべき諸線路は概ね僻遠の地に偏在し、直ちに收益を擧ぐるの見込みを以て民間の起業を誘ふ能はず、茲に於て鐵道國有の議漸く朝野の間に唱へらるゝに至れり。加ふるに私設會社の財政逼迫するもの續出して更に國有の氣勢を高むるあり、仍て政府は明治二十四年十二月帝國議會に二法律案を提出したり、一は三千六百萬圓の經費を以て官線七百九十九哩を敷設せんとするの案にして、他は私設鐵道の買收法案なり。不幸にして兩案共に否決の厄に遇ひたるも政府は翌年再び議會に之を提出したり。而して私設鐵道買收案は再び否決せられた

るも、鐵道公債法案は大修正を経て鐵道敷設法（明治二十五年）となりて兩院を通過するを得たり。

鐵道敷設法は永遠必須の線路を出來得る限り重複せざる様敷設せんとの方針を以て立てられた大計畫を具體化せるものにして、實に今日に於ても我が鐵道系統の基礎をなすものなり。本法に於て計畫せる諸線は其後數次の變更増減を経たるも、今その最初の豫定線路を舉ぐれば、中央線、北陸線、北越線、北陸線及北越線の連絡線、北陸線及奥羽線の連絡線、奥羽線、總武線、常總線、近畿線、山陽線、山陰線、山陽線及山陰線の連絡線及び九州線の諸線にして、更に之を數多の建設工事區間に區分し、第一期豫定線路は起工の年より十二ヶ年以内に完成せしむることゝせしが、其後新線の追加と共に期間を二十五ヶ年に延長したり。

本敷設法は政府に第一期豫定線工事費に充つる爲六千萬圓を限度とし漸次公債を募集するの權能を附與し、且豫定鐵道網の實現に必要と認めたる場合には私設鐵道を買收し得ることを規定すると共に、私設會社に該豫定線中未着手のもの、敷設を許可し得ることを定めたり。本法は又最後に、鐵道會議を組織して鐵道工事着手の順序、募集すべき公債金額及是に關する重要な諸問題につき政府の諮詢に應じ、又之を建議するの機關とすべきことを規定せり。

本法及明治二十九年北海道鐵道敷設法の定むるところに依りて政府が明治二十六年より同三十六年に亘りて工事に着手せしものは、北陸線（敦賀富山間）、奥羽線（福島、秋田、青森間）、中央線（名古屋、八王子間）及篠ノ井線（篠ノ井、鹽尻間）、鹿兒島線（八代、鹿兒島間）、山陽線及山陰線の連絡線（和田山、境間）、吳線（海田市、吳間）、舞鶴線（福知山、舞鶴間）及北海道の諸線にして、三十八年度迄に工を竣へしもの約九百八十哩、此の經費一億二千六百八十五萬圓なり。哩程の延長と共に複線三線の工事亦企てられ複線

は東海道線に、三線はその東京市内區間に起工せらるゝに至れり。

今明治三十九年三月末に於ける官設鐵道の開業哩數を示せば左の如し。

東 海 道	
(複線を含む)	
北 陸 道	
東	海
北	陸
信	道
篠	道
中	道
奥	道
央	道
央	道
羽	道
西	道
東	道
線	道
線	道
線	道
線	道
線	道

四〇八	哩
二	哩
一五四	哩
二	哩
一一七	哩
八	哩
四二	哩
一〇〇	哩
四九七	哩
三〇二	哩
一	哩
五	哩
四	哩
四〇五	哩
二三〇	哩
七	哩
一	哩
五	哩
四	哩
二四一	哩
二四二	哩
舞	鶴
吳	島
山	陰
鹿	島
海	道
北	道
計	線
一五五六	哩

此期間に於て私設鐵道の工事亦著しき進捗を見、鐵道敷設法に定められたる豫定線の中私設會社の建設したるもの三十八年度迄に六百七十哩に達したるが、今其の趨勢を案するに、初め明治二十七八年戰役に於ける我軍の勝利は戦後の一般經濟界に好況を齋し、鐵道事業の勃興を促し、鐵道會社の認免せらるゝもの續出したりしが、之が反動は忽ちにして來り、明治三十一年度に於て資金募集困難の爲に瓦解せし會社其數十五に及び小會社の大會社に併合せらるゝもの相踵ぎ、明治三十年に於て六十六を數へし私設會社は、三十九年に於ては減じて三十九となり、大鐵道の時代到來の兆を示せり。即ち山陽鐵道會社は明治三十四年五月神戸下關間を全通し、日本鐵道會社は明治三十一年海岸線（今の常盤線）を完成して長短十七線全長八百五十九哩の線路を所有し、九州鐵道會社は筑豊興業、伊萬里、豊川、唐津の諸鐵道を買收又は併合し、且明治三十年迄に當初免許を受けたる

各區間を全通し、關西鐵道會社は明治二十八年名古屋四日市間を開通し、同三十四年更に網島線を全通して名古屋大阪兩都市の連絡を完成したり。又北海道に於ては、炭礦鐵道會社は明治二十五年其の未開業線百哩餘を全通し、政府建設豫定線中函館小樽間の敷設特許權を獲たる北海道鐵道會社は明治三十八年全線百五十九哩の全通を遂げたり。かくて明治二十五年度より同三十八年度に至る十四箇年間に私設會社の敷設に成りし線路延長合計二千八十二哩、明治三十八年度末に於ける私設鐵道總哩程三千二百四十八哩にして、全國鐵道網の五分の三を超ゆるに至れり。以之觀之、此の期間に於て鐵道國有運動は外見上中絶の形となりしも、實は其の成熟に至るの過程にありしを知るに足らん。果然明治三十二年再び之が復活を見たり、即ち同年二月第十三回帝國議會に於て衆議院は院議を以て全國幹線の中私設に係るもの買收せんことを政府に建議せり。政府乃ち鐵道國有調査會を設けて之を審議せしめ、翌三十三年該調査會の答申に係る鐵道國有法及私設鐵道買收法の二案を第十四議會に提出せしが、遂に通過を見るに至らざりき。茲に於て政府は時代の進運に伴ひ益々複雑となるべき鐵道業務に對し完全なる鐵道管理法を制定せんことを決意し、同年三月二法律を發布せり、私設鐵道法及鐵道營業法即ち之なり。斯くて從來の鐵道略則鐵道犯罰則並に明治二十年の私設鐵道條例等は凡て廢止されたり。

明治三十三年の私設鐵道法は之を明治二十年の私設鐵道條例に比すれば著しき進歩を示し、私設鐵道政府管理の政策は本法に於て愈々明確となり、主務大臣に新設鐵道の建設營業に關し更に大なる監督權を附與したり。本法は賃率を最高一哩二錢(三等)と定め、賃金の制定にあたりては凡て主務大臣の許可を受くべきことを規定せり。又鐵道營業法は鐵道事業の各般に亘りて政府監督

範圍の擴張を規定したり。新法の效果は其の及ぶ所甚大にして、之に依りて初めて官設鐵道と私設鐵道との間の重大なる關係は確立せられ、兩者を一系統の下に管理して、其の公共的機關としての能率を發揮せしむるに與りて力ありき。

既にして多年の懸案たる國有案は三度世論の矢面に立たんとす。今や鐵道の國有は主義としては一般的の是認するところとなりしも、果して政府管理の下により大なる能率を發揮し得るや否やの點に關して意見區々に岐れ、剩へ軍事當局者の國防の見地より此の問題に參加するあり、世論囂々たりき。然れ共期未だ熟さず、政府は財政の整理に忙はしくして新事業を顧みるの暇なく、鐵道敷設法に定められたる第一期工事さへ多大の影響を蒙るに至れり。次いで日露の開戦となり鐵道國有問題も亦遂に確然たる解決を見るに至らざりき。

以上は國有以前に於ける本邦鐵道發達の經路の概観にして、以て鐵道國有運動が如何に多くの曲折を経たるかを知るに足らん。かくて該運動は明治三十九年三月鐵道國有法の發布と共に遂に終りを告げたり。その頃末は更に章を改めて之を述ぶること、せん。

## 第二章 私設鐵道の買收

明治三十七八年戰役大捷の結果興れる國家隆昌の氣運と、產業の發展に伴ふ時代の要求とは、この多年の重大懸案たりし鐵道國有問題に最後の斷案を與へたり。

交通機關の整備運輸の疎通は實に一般商工業を振作するの直路にして、個々鐵道の分立に伴ふ障礙を除却して鐵道の機能を遺憾なく發揮せしむるはこれ戰後經營に於いて急務中の最も急なものなりき。此時に當り本邦鐵道の狀態を見るに、全國鐵道全長四千八百哩中三千二百五十哩は三十八個の私設會社に分屬し、而も各線概ね短距離にして相分離し、北北海道より南九州に至る二千哩に足らざる主要幹線に於てすら官線私線互に交錯し、或は政府線の中間に私設線の介在するありて運輸の連絡無く、其結果材料の共通を缺き、車輛の配給を不便ならしめ、徒に冗費を重ね、運賃は不廉にして且輸送を遅滯せしむ。かゝる事情の下に於て直通運輸の充分なる發達の期すべからざる、素より論を俟たざるなり。

明治三十九年三月六日、西園寺内閣の提出に係る鐵道國有法案は、京釜鐵道買收案と共に衆議院の議事日程に上れり。政府は下院に於ける多數黨及軍事當局者の有力なる後援を得て、該法案の通過を信じて疑はざりき。鐵道國有の一般社會經濟軍事上に及ぼす至大なる利益の外に、新制度の適用によりて效果直ちに顯然たるものとして政府の列舉せしもの大略左の如し。

一、運輸の疏通  
統一の結果は著しく運輸の疏通を來し、列車は自由に之を直通せしむることを得、運賃も亦一定の率に依ることを得べく、隨て毫も煩冗の手數及繁雜の計算を要せざること、なり、旅客貨物運送の便一層其の度を高むるに依りて鐵道收入の増加となり、殊に生産力發達上大に誘導となる利便あり。

## 二、運賃の低減

遠距離に於ける旅客貨物の運賃は、統一の結果著大なる低減を來し、大に生産力開發の動機を促かし、國富の増進に向て偉大なる效果を與ふべし。

## 三、設備の整齊

現在各鐵道に屬する異式の車輛及各種材料の統一に依り、各線共通使用上の利益を來し、將來運輸經營上便益を得ること鮮少ならず。

## 四、營業費の節約

國有統一の直接の結果として経費約百八十萬圓を節約するを得べし。これ各會社の重役及庶務會計に對する俸給及諸給等を減じ、各鐵道連帶運輸事務を省略し、設備の重複を避け、貯藏物品の數量を半減し、且全線に亘りて車輛の配給を自由ならしむるを得るを以てなり。

かくて鐵道國有案は買收會社の數買收價格等につき多少の修正を加へて遂に兩院の協賛を經、

同年三月三十一日法律第十七號を以て發布せられたり。本法の全文は之を卷末に掲げたれども

今其の要點を摘記すれば左の如し。

一、政府の管理に移すべき鐵道——一般運送の用に供する鐵道、但一地方の交通を目的とする鐵道は之を除く。

二、買收すべき鐵道——北海道炭礦、北海道、日本、岩越、北越、甲武、總武房總、七尾、關西、參宮、京都、西成、阪鶴、山陽、德島、九州の十七鐵道株式會社所屬の鐵道

三、買收期間——明治三十九年より同四十八年迄

## 四、買收價格

(一) 明治三十五年後半期乃至三十八年前半期の六營業年度間に於ける建設費に對する益金の平均割合を買收の日に於ける建設費に乘じたる額を二十倍したる金額。

但會社が明治三十八年前半期末に於て運輸開始後六營業年度を経過したる線路を有せざる場合、又は前述の方法によりて得たる金額が建設費に達せざる場合に於ては政府は其の建設費以内に於て協定したる金額を以て之に代ふ。

(二) 貯藏物品の實價を時價に依り公債券面金額に換算したる金額。

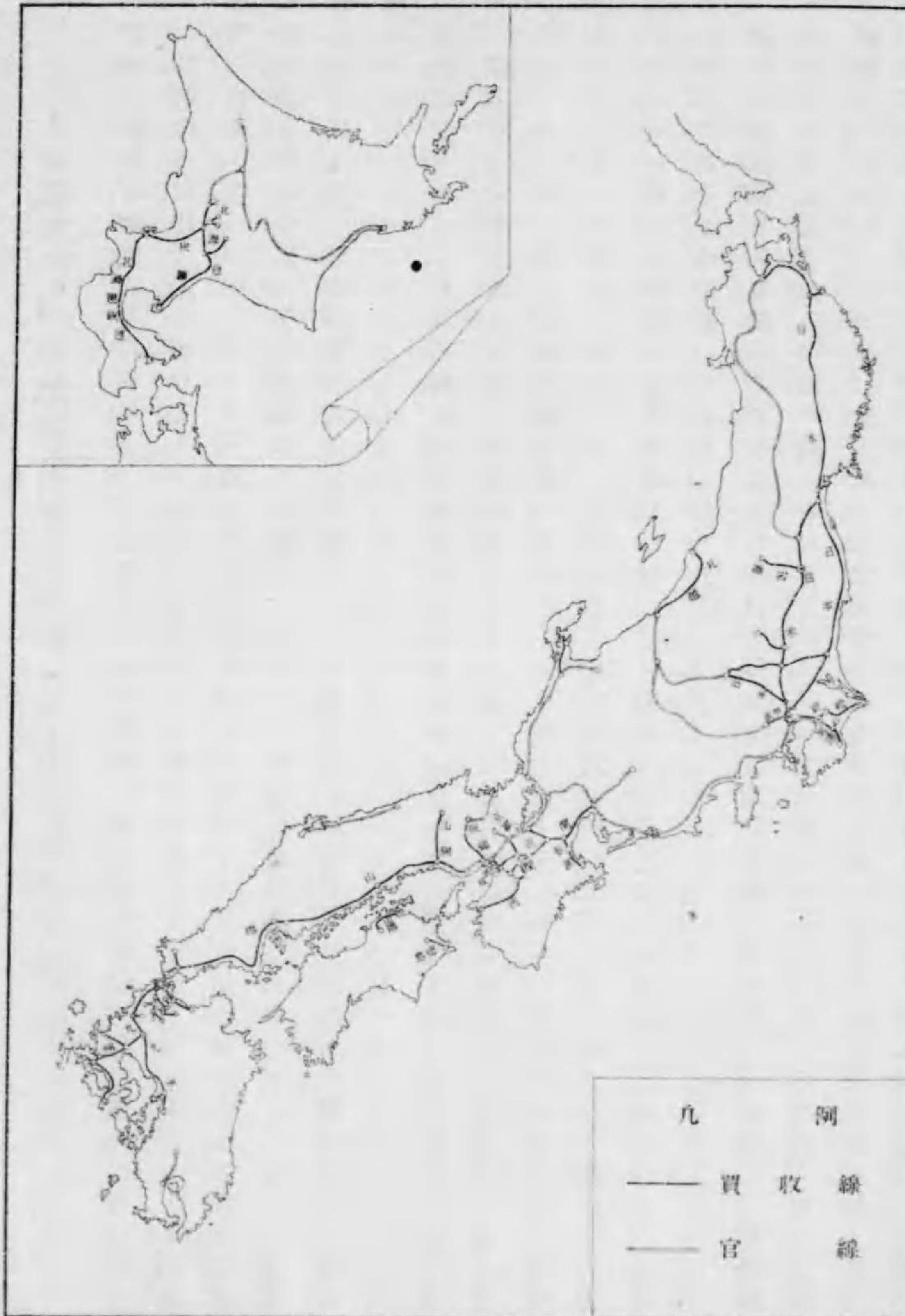
五、買收條件——買收代價は買收の日より五ヶ年以内に券面金額に依り五分利付公債證書を以て之を交付し、且政府は買收の日より公債證書交付の日に至る迄買收價格に對し一箇年百分の五の割合に相當する金額を從前の決算期毎に會社に交付す。

六、審査委員——政府は審査委員をして權利義務の承繼又は計算に關し、會社に於て異議ある時之が決定を爲さしむ。若し審査委員の決定に對し不服ある時は會社は主務大臣に訴願をなすことを得。

鐵道國有法公布の三個月後、政府は之が執行機關として臨時鐵道國有準備局を設置す、遞信次官仲小路廉之が長官たり。委員の獻策を用ひて買收の期間を一箇年に短縮せんことを開議に稟請す。初め鐵道國有法中特に買收時期を十箇年の長期に亘り規定せし理由は、一時に數億圓の公債を發行するに當り、爲に市場に於ける公債の價格を低落せんことを要ひ、其の公債市價に及ぼす影響を避けんがために外ならざりしが其後調査の結果、其影響豫想外に微弱にして憂ふるに足らず、却つて他の一面に於て買收一日の遲延は一日の弊害を長じ、財政上大なる損失を來し交通運輸の

發達を阻礙するに至るべきの狀顯然たるものあるを認めたるを以てなり。從來會社は設備の改良増設に付ては政府の督促ある場合と雖も、收益配當の減少を顧慮し其の實施斷行を躊躇せし實例に乏しからざりしに、今や各社の投資に對する國有法所定の買收額は之が費用を補ひて尙遙に餘りあるを見、俄かに著手施行せんとするの趨勢を示し、國有法發布以後未だ一月ならざるに、政府の認可を申請し來れる工事費一千二百十餘萬圓に達し、之を買收價格に換算すれば二千三百五十萬圓となれり。若し政府一日も速く鐵道買收を實行し、國有の後に於て政府自ら起工せば實費僅に百圓を以て辨すべき同一事物に對し甚しきは二百九十餘圓の買收代價を支拂ふこととなり、數年ならずして買收價格は驚くべき巨額に達すべく、之に反して建設費以内に於て其の價格を協定すべき鐵道は、その改良増設の工事に支出すべき資金が其買收せらるゝ場合に當り、少くとも公債額面と其の時價との差額だけ會社の損失に歸すべき計算となるべきを以て、緊要なる設備も猶之を全ふせざるに至るべし。又既に國有の議決せられたる以上、會社は事業將來のために計畫する所なく、僅に其の現狀を維持するを以て足れりとし、偷安苟且の状態にあるか、或は鐵道運輸の效率をも犠牲として只管一時の增收をのみ計らんとするは自然の趨勢なるべく、最後に現業從事員は鐵道買收と共にその地位に如何なる變動を來すべきやの懸念なき能はず、此の不安の念の職務上に影響するに至らば、前述保存修理の懈怠と共に鐵道業務發達上由々しき大事と云はざるべからず。かかるて期間短縮案は同七月二十日閣批を得、三十九年十月より四十年十月迄の間に十七會社の買收を完了するを得たり。之と共に兼業の引繼亦之を了し、買收鐵道の職員に關しては隨意其職に止まるの自由を與へたり。豫期の如く會社より買收價額の決定に關し種々要求する所ありし

圖 路 線 道 鐵 設 私 收 買



備考 \* 印を附せるは兼業に對する買收價額を示す  
更に買收したる十七私設會社に屬する線路圖を示せば左の如し。

も、幸に和協的交渉の下に解決を告げ、一の審査委員を煩はしたるものなかりき。かくて本法規定の算出法によりて買收價額の決定を見たるもの九、相互協定によりしもの八、茲に鐵道國有は解決を告げたり。

國有十年

一四

### 第三章 國有鐵道官制の改革と管理局制度の創設

官線の經營は鐵道國有以前にありては遞信大臣の管轄に屬し、中央集權主義に據りて行はれたり。該制度は官線の未だ短少なりし時代にありては比較的良好なる成績を擧げ得たりしも、鐵道國有的實現と共に全國に亘る大鐵道を悉く經營管理するに至りて、其の地方機關の權限狭小にして殆んど事毎に中央本部の指揮命令を要する該制度の全然不適切なるを認めたり。然れども、當時北海道及九州に部分的分權制度を創施せし外、大體舊制を踏襲し、未だ大改革を斷行するの運に至らざりき。

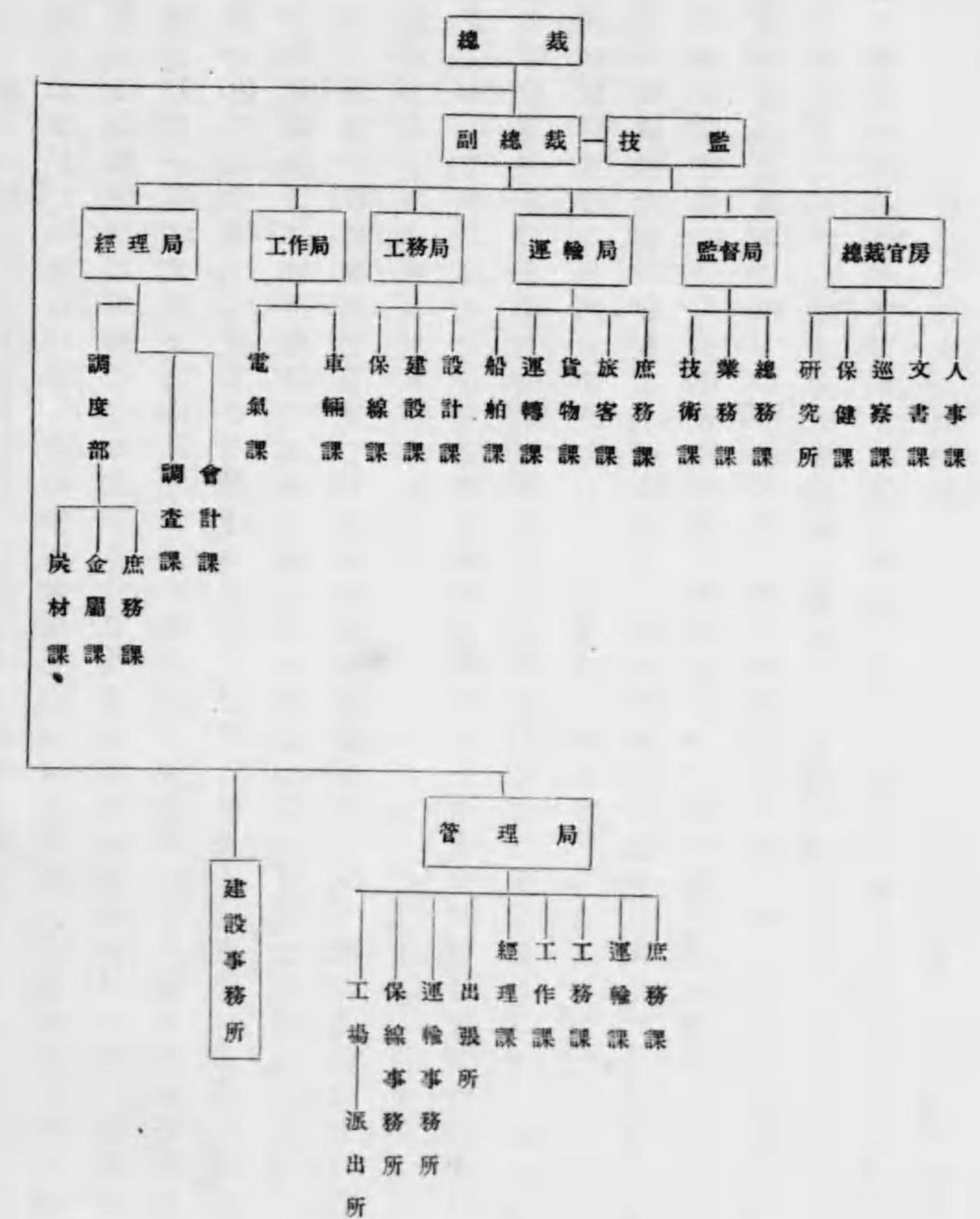
明治四十一年十二月新に鐵道院を設け、國有鐵道の管理を遞信大臣の手より其の所管に移したり。鐵道院は總理大臣に直屬し、國有鐵道の經營は素より私設鐵道の管理に至る迄すべて其の責に任す。茲に於て地方分權主義を探り、全線を分ちて五大區となし、各區に管理局を置けり。各管理局は完全なる行政の一單位をなし、管理局長は直接總裁の指揮を受け、其の廣汎なる委任の範圍内に於て、管内鐵道の運輸保線等業務の一切に亘り充分に活動し得るの餘地を附與せられ、之と同時に中央幹部の組織亦著しき變革を見たり。

然れ共鐵道國有後日猶淺く、新制度の完備は更に幾多實地の經驗に俟たざるべからず。明治四十三年の改正は更に其の一段の進歩を示すものにして、其の最も顯著なる點は出來得る限り事務を簡捷ならしめたるにあり。即ち新に鐵道院業務調査會議を開き、鐵道の技術及業務に關し重要な事項を全然常務と分離し、同會議をして専心之が研究調査に當らしめ、又本院に於ける運輸部、

計理部を廢して鐵道の行政監督に關する監理部と、建設事務を主管する建設部とを除くの外、すべて分課を本位とし、各課長は直ちに總裁に隸屬せしめたり。而して從來の官僚的弊風を一掃し常務を最も迅速且明確に處理せんがために、課長會議及理事會議を開けたり。課長會議は又之を會報と稱し、毎日一回之を開き、總裁臨監の下に副總裁之が議長となり、技監理事各部課長出席協議す。各課長は當日收受若くは發案せる事件に就きて陳述し、他課長は自由に質問し或は意見を開陳することを得、議長は技監理事等の意見を參照して率ね即決し、重大なる案件は更に之を理事會議に提出す。理事會議は總裁を議長とし、副總裁技監理事を以て之を組織し、毎週二回之を開催して、院務の重要なものは悉く之を審議せり。

大正二年に至り、本院に於ける業務の統一を圖らんがため、經理局及運輸局を復活し、業務は之を技術に關するものと、營業に關するものとに大別し、前者は技術部に之を一任し、技術以外の總ての事務は、官房、監督局、運輸局、經理局に之を分掌せしめたり。本改正に於て特に注意すべきは、一面に於て中央集權主義の顯著となることにして、從來各階級の機關に於て兼掌せし倉庫事務を中央倉庫長の統轄に歸一し、又從來管理局の所屬たりし工場は之を技術部の直屬となせり。又本院各局内の分課を廢して、總ての事務は各主任に於て之を分掌し、各主任は部下職員と共に擔當事務の執行に當ることとし、業務調査會議、理事會議並に會報の制は皆之を廢止せり。

大正四年六月更に本院官制の改革あり、之に依りて地方支倉庫及工場の管理は管理局長に復歸し、前改正に於て廢止したる分課を復活したり。今大正五年度末現在の鐵道院官制を圖示すれば別表の如し。



#### 第四章 國有鐵道の會計一斑

##### 鐵道會計の獨立

帝國豫算編成の規則に依れば、官廳の經營する作業は特別會計として之を一般會計より區別し、其の收入を以て支出に充つるの方針となし、其の純益は之を一般會計の歲入に繰入るものとす。國有以前に於ける官設鐵道の會計亦此の例に洩れず、純益は總て一般の歲入に繰入れ、鐵道の獨立處分を許さざりき。而して鐵道の延長及既設線の改良に要する費用は公債又は租稅の收入を以て之に充當したり。

明治三十九年法律第三十七號を以て本會計法を改正し、四十年度より之を私設鐵道合同の結果業務遂に膨大したる國有鐵道に實施したり。本改正は帝國鐵道經營の爲め創業以來四十年三月末迄に出資したる金額及將來出資すべき金額(上述の金額に對する五分の利子を含む)より、從來一般會計に編入し來れる益金の總額を控除したるものをして、本會計の一般會計に對する負債とすること、及本會計を別ちて資本勘定、收益勘定の二となし、收益勘定に於て歲入總額より歲出總額を控除したる金額を益金とし、之を負債の利子と負債償却金とに區分して一般會計に納付すべきことを規定せり。本改正は鐵道營業上の收益を一般會計の圈外に置きたるものにして、之を舊法に比すれば一段の進歩を示したれども、鐵道の建設改良に關し全然獨立せる鐵道豫算を編成するの途に向つては、未だ何等規定するところなく、鐵道計畫は依然として國家財政の影響を受けたり。明治四十二年に至り遂に現行の鐵道特別會計法發布せられ茲に甫めて、多年鐵道計畫の繼續遂

行を不確實ならしめたる原因を一掃するを得たり。今新法の特點を摘記すれば左の如し。

一、從來投資したる鐵道資本及鐵道用品資金並に將來投資する金額を以て帝國鐵道の資本となす。(第一條)

二、帝國鐵道の建設及改良に要する經費は鐵道益金を以て之に充つ。但し鐵道益金不足の場合に於て政府は本會計の負擔に於て公債を發行し、又は一般會計、他の特別會計其他より借入金をなすことを得。

前項の場合に於て政府は割引の方法に依り一年以内の期限を以て無記名證券を發行することを得。

前項公債及借入金の總額は、帝國鐵道建設及改良費豫算額以内とす。(第二條)

三、本會計の負擔に屬する公債、又は借入金の整理、又は償還の爲政府は本會計の負擔に於て公債を發行し又は他の特別會計其他より借入金を爲すことを得。(第三條)

四、帝國鐵道の事業を經營するに必要な經費を支辨する爲、從來發行したる公債、又は其の整理、若くは償還の爲發行し、若くは發行する公債、前二條に依る公債又は借入金並鐵道國有法に依り發行したる公債、又は政府の負擔に歸したる債務にして其の償還を終らざるものは、本會計の負擔とし、毎年度其の償還及利子支拂に必要な金額を國債整理基金特別會計に繰入るべし。(第四條)

五、本會計に於て支拂上、現金に不足あるときは、本會計の負擔に於て一般會計、他の特別會計其他より一時借入金を爲し又は融通證券を發行することを得。(第十二條)

六、本會計は之を資本勘定、收益勘定及積立金勘定に區分す。

資本勘定は鐵道益金より繰入るる金額、公債募集金及借入金、並所屬財產の賣拂代金、鐵道用品收入及工作收入、其の他附屬雜收入を以て其の歲入とし、鐵道の建設及改良費、負債償還金、鐵道用品費及工作費其の他附屬諸費を以て其の歲出とす。

收益勘定は鐵道營業上の諸收入、資本所屬物件の貸付料及預金利子、其の他附屬雜收入を以て其の歲入とし、鐵道營業上の諸費用、資本所屬物件の維持、修理及補充費、並負債に対する利子割引料其の他附屬諸費を以て其の歲出とす。私設鐵道及軌道に關する監督上の諸費用並に輕便鐵道補助金は本會計の負擔とし、收益勘定の歲出とし、輕便鐵道補助償還金は其の歲入とす。

積立金勘定は鐵道益金より繰入るる金額を以て其の歲入とし、他勘定に於ける災害事變、其の他豫期せざる歲入歲出の不足に對し補填する金額を以て其の歲出とす、その繰入金は毎年度鐵道益金の一割以内とす。(第五、六、七、及九條)

七、資本勘定及積立金勘定に屬する資金にして年度内に使用せざるものは各勘定に於て遞次翌年度に繰越すものとし、輕便鐵道補助金の毎年度豫算殘額亦之を翌年度に繰越し使用することを得、建設改良工事費、豫算殘額亦同し、資本勘定に屬する毎年度豫算殘額は總て事業の完成に至る迄順次之を翌年度に繰越使用することを得。(第十一條)

八、本會計所屬出納官吏の保管する現金にして金庫に委託されたるものに付ては相當の利子を徵して日本銀行又は其の代理店に預入ることを得。(第十四條)

之を運用することを得、而して之が運用は日本銀行をして之を取扱はしむ。(第十三條)  
以上略敍せしが如き根本的改正の結果鐵道會計は茲に全く一般會計より分離して獨立の會計となりたり。而して此の如き特異なる特別會計が帝國鐵道經營上に至大の便宜を與へたるは言を俟たずして明かなり。

帝國鐵道の資本は國有以前即ち明治三十九年三月末に於て一八九、九六六、四七〇圓なりき、明治三十九年度及四十年度の二箇年間に於て政府は私設鐵道會社に買收價格として四八三、五六五、三二五圓を支拂ひ、更に新線の敷設、既設線の改良等に年々莫大の資金を投じ運輸の増加に伴ふ適切なる設備を施し、以て國有の大目的を遂行するに努めたり。かくて大正五年度末に於ける資本は一、一〇八、〇六〇、二三七圓に達したりしが、之を買收價格の決算を完了せる明治四十一年度末に於ける資本額に比すれば、三五四、一七三、二四九圓即ち四七バーセントの増加を示す。

帝國鐵道の資本

明治三十九年	度	帝國鐵道資本
一八九、九六六、四七〇	円	
三八〇、三四七、四五七		
七五三、八八六、九八八		
大正二年	度	帝國鐵道資本
九三二、六七一、二八〇	円	
九七三、〇九一、四九六		
一、〇〇六、九三三、〇八九		

既に述べたる如く私設鐵道の買收は明治三十九年より四十年に亘りて實現したれども、之が價額の支拂を終る迄には猶二年の歲月を要し、明治四十二年三月末に至りて始めて全計算の完了を告げたり。前表中明治四十一年度及四十二年度に於て、資本金の著しく増加せるは之が爲なり。

更に國有後に於ける鐵道資本を年度別に詳述するときは左表の如し。

年 度	決 算 充 額 費	編 借 入 資 本 差 減	他 寄 附 價 額	用 品 工 作 受	私 收 設 鐵 道	資 債 償 還 金	特 有 資 本 差 減	他 讓 渡 撤 去	差 引 年 度 末 資 本 總 額
明治三十九年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
明治四十一年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
明治四十二年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
明治四十三年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
明治四十四年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
大正元年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
大正二年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
大正三年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
大正四年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇
大正五年度	一七六,三〇八	一、八四,七九九	一、二五,三五九	九、二九,三四四	三、三九,六八九	一、八四,七九九	一、八九,九六六,四七〇	三、八〇,五四七,四五七	一、八九,九六六,四七〇

備考 やを附したる金額は同年度に於て三、三二三、七三一圓減却の内より鐵道買收公債及元、私設鐵道に於ける社債發行額に對する差額三、二四一、九三九圓を新會計法實施に當り、同年度初に於て減額したるものとす。

\* を附したるは、債務借換に對する差額を帝國鐵道會計規則第二十一條に依り控除したるものとす。

前表所掲の鐵道資本は之を別ちて特有資本と、借入資本の二となす、即ち左表の如し。

年 度	借 入 資 本	特 有 資 本	計
明治四十二年度	五九一,二六九,七五〇 円	二〇一,三六一,九九二 円	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十三年度	六五五,七七二,七五三	一五八,九四八,八二七	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十四年度	六八七,一五〇,二三二	一六六,四一三,七五四	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十五年度	七二七,三二七,三七一	一八五,〇七九,七七六	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十六年度	七五三,八三八,九三三	二〇五,三四三,九〇九	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十七年度	七七二,六二〇,九三〇	二一九,二五二,五六四	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十八年度	九一三,三六八,四六五	二三四,三〇〇,一一九	一八九,九六六,四七〇 円
明治四十九年度	八一二,六八二,八三四	二五七,〇一八,四九九	一八九,九六六,四七〇 円
明治五十一年度	二九五,三七七,四〇三	一、〇五〇,三六八,九六四	一八九,九六六,四七〇 円
明治五十二年度	一、〇一〇,八〇六,〇二三七	一、〇五〇,三六八,九六四	一八九,九六六,四七〇 円

借入資本は(一)公債(二)借入金(三)私設鐵道會社より承繼したる債務(債券書換に因る取得金の額面金額に對する不足額及鐵道用品費工作費の損失等に依り金額に變動を生ず)の三より成る。其の詳細を擧ぐれば左の如し。

## 國有十年

二六

年 度	公 債	借 入 金	私 設 鐵 道 會 社 債 務	資 本
明治四十三年	五九八、一六七、五六一	四四、六三六、九九二	一三、九六八、二〇〇	六五六、七七一、四三
明治四十四年	六二八、六四五、〇三〇	四四、六三六、九九二	一三、八六八、二〇〇	六八七、一五〇、二二一
明治四十五年	六七二、八四五、〇六七	四〇、七一四、一〇四	一三、七六八、二〇〇	七二七、三一七、一七一
明治四十六年	七一四、九九一、六三〇	二五、一七九、一〇一	一三、六六八、二〇〇	七五三、八三八、九三一
明治四十七年	七〇五、二〇四、三八〇	五三、七四八、三八〇	一三、六六八、二〇〇	七七二、六一〇、九六〇
明治四十八年	七〇五、九一五、三八〇	七三、七八四、八八五	一三、六六八、二〇〇	七九三、三六八、四六五
明治四十九年	七〇六、四四七、五七二	九二、五六七、〇六二	一三、六六八、二〇〇	八一二、六八二、八三四

備考 水表及次表中には明治四十一年度以前の數を省きたり、これ同年度以前に於ける會計法は現行法と異なるため比較の目的を達し得ざるを以てなり。

特有資本は(一)鐵道益金及資本勘定雜收入(二)補充費決算額(三)寄附讓受其他の價額(四)債務借換に対する差減(五)用品工作受拂勘定損益の五より成る。今特有資本増加の内訳を年度別に示せば左表の如し。

年 度	鐵道益金及資本勘定 定雜收入	補充費決算額	用品工作受拂勘定	財產撤去及土地ノ譲 受譲渡ニヨル増減	債務借換ニ對スル 差減	計
明治四十二年	一三、一九三、九九五円	二、五四、二三三、四円	一一、七四九円	△ 五四九、七四三円	△ 八一、七九二円	(一) 一五九、四八八、八二七円
明治四十三年	一二、五六六、九三八	一、六五八、五二六	一一、七四九	△ 五〇七、七四六	△ 六、八九七、八一	(一) 一六六、四二三、七五四
明治四十四年	一九、九八〇、六四三	一、八四三、一〇一	二八五、五五一	△ 二、四二四、九〇九	△ 四七七、四七〇	(二) 一八五、〇七九、七七六
明治四十五年	一九、五三九、〇四三	二、〇六〇、七四三	四三五、二〇九	△ 一、四八三、七一四	△ 二七七、一四九	二〇五、三四三、九〇九
明治四十六年	一九、五三九、〇四三	二、〇六〇、七四三	四三五、二〇九	△ 一、四八三、七一四	△ 二七七、一四九	二〇五、三四三、九〇九
大正元年	一九、五三九、〇四三	二、〇六〇、七四三	四三五、二〇九	△ 一、四八三、七一四	△ 二七七、一四九	二〇五、三四三、九〇九
大正二年	一九、九四四、七四四	二、六一七、三九二	△ 七七六、七五	△ 六、三一、五六〇	△ 二一九、二五三、五六四	二一九、二五三、五六四
大正三年	一四、五六六、七六四	三、三六二、〇八八	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	△ 二三四、二〇一、一三九	二三四、二〇一、一三九
大正四年	二五〇、七四六、六四六	三、三六二、〇八八	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	△ 二三四、二〇一、一三九	二三四、二〇一、一三九
大正五年	三六、二〇九、四三〇	三、九四六、六五二	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	△ 二三四、二〇一、一三九	二三四、二〇一、一三九

年 度	借 入 資 本	資 本	特 有 資 本	本 計	借入資本ノ全資本ニ對ス ル割合
明治四十二年	六二五、四七四千円	一五九、四八九千円	△ 七七六、七五	△ 二三一、〇三九	二一九、二五三、五六四
明治四十三年	六五六、七七二	一六六、四二四	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
明治四十四年	六八七、一五〇	一八五、〇八〇	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
明治四十五年	七三七、三三七	二〇五、三四四	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
明治四十六年	七五三、八三八	二一九、二五三	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
大正元年	七九三、三六八	二三四、三〇一	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
大正二年	八二二、六八二	二五七〇、一八	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
大正三年	八三三、三六八	二九五、三七七	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
大正四年	八五二、三六八	二九五、三七七	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九
大正五年	八六一、三六八	二九五、三七七	△ 一八〇、一三八	△ 二三一、〇三九	二三四、二〇一、一三九

左表は借入資本の全資本に對する割合を年度別に示せるものなり。

備考 (イ) 新會計法の實施に當り、改算の結果より生じたる六一、三一、一圓を減じたるものなを示す。  
(ロ) 新會計法の實施に當り、改算の結果より生じたる五五〇、八五五圓を減じたるものなを示す。

更に明治四十二年度より大正五年度に至る八箇年間に於ける帝國鐵道營業益金の資本に對する割合を擧ぐれば左の如し。

三

二六

年 度	資 本	益 金	(收入ノ支出ニ 對スル超過額)	益金ノ資本ニ對スル割合
明治四十二年度	七八四、九六三、七六九円	四〇、一七五、四四七円	五・一	五・一
明治四十三年度	八二三、一九六、五〇七	四六、〇八七、二二〇	五六	五・二
明治十四年度	八七二、二二九、九九八	五四、四一一、五六二	六・二	六・二
大正二年	九三二、六七一、二八〇	五八、〇一一、九九一	六・三	六・三
大正三年	九七三、〇九一、四九六	五四、九九一、三三〇	五・五	五・五
大正四年	一、〇〇六、九二三、〇八九	六四、六一〇、六七一	六・一	六・一
大正五年	一、〇五〇、三八六、九六四	八〇、〇九一、七八九	六・三	六・三
大正六年	一一、一〇八、〇六〇、二三七	七・二	七・二	七・二

おまかせに書合を来むれば次の如し

前掲の表により、益金は年を逐ふて増加し、其の結果特有資本が借入資本に比して次第に膨大し來り、以て益金の借入資本に對する割合を高めたるものなることを知るべし。

して政府の責任に歸したる負債は、買收代價として公債證書を以て會社に支拂ひたる四五六、一九五、〇〇〇圓、買收會社より繼承したる負債三三、六六〇、一四〇圓及其他の負債一、一八二、九七九圓にして合計四九一、〇三八、一一七圓なりき。次で債務の一部一七、二三二、〇〇七圓を整理せんがため、額面總額一八、三四七、三五〇圓の債券を發行したるを以て、差額一、一五三、三四三圓の負債を増し、負債總額四九二、一五三、四八〇圓となりたり。尙ほ國有以前に於て、諸種の官線の事業のため政府の既に負ひたる債務一一四、六八三、六〇〇圓の存するあるを以て、明治四十二年四月一日に於ける鐵道負債の總額は、六〇六、八三六、〇八〇圓に達す。而して大正六年三月末日迄には、漸次増加して八一二、六八二、八三四圓に及びたり。

種別		利 率	在資債		明治四十二年四月一日現 於ケル資債増減	大正五年度末現在 負債總額
買收鐵道會社ヨリ 承繼シタル債務	同		八・〇%	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
鐵道債券		七・五	六・二〇五	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
買收鐵道會社ヨリ 承繼シタル債務		六・〇	四二・九三〇・〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一	一
英 貨 債 券		五・七五	二九、二八九、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一	一
一 時 借 入 金		五・五	五一、五八七、〇四〇・一一二	二九、二八九、〇〇〇、〇〇〇	四二・九三〇・〇〇〇	一
英 貨 債 券		五・五	一四、六四四、五〇〇、〇〇〇	二、七四九、〇七九・七一二	二、七四九、〇七九・七一二	一
				四八、八三七、九六〇・五〇〇	四八、八三七、九六〇・五〇〇	一

今その詳細を表示すれば左の如し

種別	利率	明治四十二年四月一日現 在負債		大正五年度末現在 負債總額
		増	減	
公買收鐵道會社ヨリ債	五・〇%	五六一、九八四、三五〇・〇〇〇	一四七、四〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三九、四六七、八〇八・〇〇〇
承繼シタル債務	五・〇	三、九〇五、二〇〇・〇〇〇	二、〇四四、八〇〇・〇〇〇	九一、三三〇、一〇〇・〇〇〇
一時借入金	五・〇	英貨證券	四・七五	五八〇、六三一、二四二・〇〇〇
英貨債券	五・〇	買收鐵道會社ヨリ債	四・五	三、九〇五、二〇〇・〇〇〇
一時借入金	四・七五	承繼シタル債務	四・五	一〇、一二〇、八九八・九〇三
一時借入金	四・二	一四、六四四、五〇〇・〇〇〇	一四、六四四、五〇〇・〇〇〇	(イ)三二、九七九、一〇一・〇九七
一時借入金	四・〇	二四、四〇七、五〇〇・〇〇〇	二四、四〇七、五〇〇・〇〇〇	九、七六三、〇〇〇・〇〇〇
一時借入金	三・六	二七、二四〇、六〇〇・〇〇〇	一	九、七六三、〇〇〇・〇〇〇
鐵道債券	五・四七五	四四、六三六、九九二・〇〇〇	三四、六三六、九九二・〇〇〇	五五一、〇八〇、〇六二・六三一
	六〇六、八三六、〇八〇・〇〇〇	九八、五七五、七三〇・四二〇	七五〇、〇〇〇・〇〇〇	三四五、二三三、三〇八・六一五
		五五、〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇	五五、〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇	八一一、六八一、八三四・〇一七
		(ロ)一〇、〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇	(ロ)一〇、〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇	
		一二五、八一六、三三〇・四二〇	七五〇、〇〇〇・〇〇〇	
		(ハ)七五〇、〇〇〇・〇〇〇		

備考 (イ) 内一八、一〇〇、〇〇〇圓は利率五分五厘の債券に借換したり。 (ロ) 此の金額は五分利債券に借換したり。

(ハ) 内三〇〇〇〇〇圓は利率五分五厘の公債に借換したり。

更に大正六年三月末日に於ける負債並に其の利子を利率の種類に依つて分つ時は左表の如し。

债券类型	平均利率 (%)
六〇九、四一五、五四三·〇九七	6.09, 4.15, 4.43·097
六七、二三七、九六〇·五〇〇	6.7, 2.37, 960.500
五·〇	5.0
五·五	5.5
四	4

卷之三

	四三九、三三五·〇〇〇	九、七六三、〇〇〇·〇〇〇	四·五
	一三五、八一六·三三〇·四一〇	三·六	四·〇
	四五〇、〇〇〇·〇〇〇		
八一二、六八二·八三四·〇一七	一六、二〇〇·〇〇〇		
三九、六五七·〇五三·一〇〇			

左表の如し。

前記の負債金額中、建設及改良費に當てたるもの總計一九一、九五〇、〇〇圓にして買收鐵道會社より承繼せし負債の整理及公債の引換の爲に發行したる公債三五九、一三〇、〇六三圓なり。而して此の期間に於て償還したる金額は、普通償却金三、九四二、九三〇圓、債券の引換によりしもの三四、七九〇、三七九圓なり。而して此の債券引換の爲め負債總額を増加せしこと、一四、三三九、六八四圓なり。

更に、大正六年三月末日に於ける負債(一時借入金を除く)を細別すれば左の如し。

年 度	現 金	預 金	有 價 證 券	收 入	未 濟 債	固 定 財 產	貯 藏 物 品	工 場 勘 定	前 拂 金	明治四十 年	
										二	明
七八八、二八九、九四八	七、五九七、五八〇	一、一八三	—	一、一八三	—	七六九、六二四、〇二五	八、五〇六、六四九	四九四、〇五五	二、〇六六、五〇八	七六九、六二四、〇二五	一、三七八、八六二
八三四、八九六、二五六	八、七三七、四六七	八、七三七、四六七	—	四三	—	八〇七、二六七、四三七	六、八〇七、九九六	五七三、七七六	—	二、〇六六、四三三	二、〇六六、四三三
八七四、四九六、二四四	八、七三一、七一三	八、七三一、七一三	—	五八三	—	八五五、三三五、〇四二	七、四五七、五六七	八九九、二三一	—	二、九四八、〇一七	二、九四八、〇一七
九三六、〇五三、二四七	八、一六三、三七九	八、一六三、三七九	—	一三四	—	九一五、一六三、〇〇三	八、六八八、五二六	五九〇、七五四	—	四、〇七一、三〇四	四、〇七一、三〇四
九七七、三三七、六八三	一八、三九七、九三二	一八、三九七、九三二	—	四三	—	九五六、七九三、七九八	七、八九七、三一五	四八一、一〇八	—	四、〇七一、三〇四	四、〇七一、三〇四
一、〇五五、七九九、〇三六	一、〇五五、八一四、九四六	一、〇五五、八一四、九四六	—	三〇九、六六三	—	九九五、八六〇、三五一	八、四四三、三七四	五九九、五一四	—	五、〇三八、七二五	五、〇三八、七二五
一、一一五、〇五九、六九五	一、一一五、〇五九、六九五	一、一一五、〇五九、六九五	—	五五九、六五五	—	九、八七七、〇一八	五五九、六五五	一、一五、〇五九、六九五	—	五、七六六、三〇四	五、七六六、三〇四

帝國鐵道貸借對照表

最後に、大正六年三月末日に於ける帝國鐵道財政の狀態を表示すれば左の如し。

債券額	國債額	鐵道債券額	鐵道債券ノ國債總額ニ對スル割合
外國債	内國債	鐵道債券	鐵道債券ノ國債總額ニ對スル割合
一、〇九七、四九四・三七七 円	五七六、八八七・八〇〇 円	一四三、二二七・九七二 円	五二%
一、三七〇、二〇七・五六〇	二〇	一一五・七七一	二・四六七、七〇一・九三七
計			

は、左の如きの圖像に對する寄合左の如し。

種別	利 率	資 債	總額	內 國 債	
				鐵道債	木公債
外國債				五、五八八、九〇〇 円	
第一回四分利英貨公債	四			四、七二一、五〇〇	
第三回四分利英貨公債	四			八一一、一五〇	
四分利巴里發行公債	四			一〇、三九二、一五〇	
鐵道買收ノタメ發行セル公債	五			五四二、六九九、〇五〇	
鐵道整理ノタメ發行セル公債	五			四四一、一八五、三五〇	
鐵道證券	五			七〇,〇〇〇,〇〇〇	
第一回四分利公債	五			一一、三六一、七〇〇	
第二回四分利公債	五			一二、八二七、〇五〇	
計	五			三四、一八八、七五〇	
外國債				五七六、八八七、八〇〇	
第一回四分利英貨公債	四			二七、二四〇、六〇〇	
第三回四分利英貨公債	四			三六、一九九、六四二	
四分利巴里發行公債	四			九一、六二七、五八〇	
鐵道買收債券	四			二八、一八七、三三八	
北海道鐵道會社社債	四			九、七六三、〇〇〇	
西鐵道會社社債	四			三、九〇五、二〇〇	
國庫債	四			三七、九三三、一九二	
計	四			四一、八三七、三九二	
總計	四			一四三、二二七、九七二	143,227,972

國有十年

鉄道財産の保全に就ては特に注意を拂ひ、之が維持費は總て収益勘定の歳入を以て之に充當し、財產撤去に由ると土地譲渡に由るとを問はず、總て財產の減額は精密に差引し得るの便を圖れり。帝國鐵道固定財產の價格は、建設及改良費決算額、補充費決算額、私設鐵道及輕便鐵道買收價格、土地讓渡其他の價格等を含むものにして、大正六年三月三十日に於ける總價格は、一、〇五四、八一四、九四五圓に達し、之を同日に於ける資本一、一〇八、〇六〇、二三七圓に比すれば、五三、二四五、二九二圓少し。この差額は即ち流動資金を示すものなり。

今、明治四十二年度末より大正五年度末に至る八ヶ年間に於ける固定財産の増減を示せば左表の如し。

年 度	年 度 首 現 在	財產ノ撤去及土地 讓渡其他ノ價額			差引年度末價額
		他 土 地 ノ 價 額	建 設 費 及 改 良 額	補充費決算額	
明治四十二年	七三二、八五四、二五八 円	一、八一九、五六一 円	三三、七三九、〇九〇 円	二、五四二、二三五 円	一、三三一、一二九 円
明治四十三年	七六九、六二四、〇一五	二七四、七〇八	三六、四九二、三七二	一、六五八、五二六	一、七六九、六二四、〇一五 円
明治四十四年	八〇七、二六七、四三七	九三八、六八二	四九、二〇〇、二九六	一、八四三、一〇二	(口) 一、八〇七、二六七、四三七
大正元年	八五五、三三五、〇七二	六四五、四五七	五九、二五〇、九〇二	二、〇六〇、七四三	八五五、三三五、〇七二
大正二年	九一五、一六三、〇〇三	七四七、八六五	四一、二七七、六四八	二、一二九、一七一	九一五、一六三、〇〇三
大正三年	九五六、七九三、七九八	三八、五三一、八六一	二、六一七、三九二	二、〇一二、一〇〇	九五六、七九三、七九八
大正四年	九九五、八六〇、三五一	八八四、五一四	三、三六二、〇八八	三、七一一、九二一	九九五、八六〇、三五一
大正五年	一、〇二三、六〇六、〇五六	八四〇、六三〇	二、二五六、三五四	五、〇二一、九二一	一、〇二一、九二一
大正五年	三〇、六二七、三九二	二九、六七四、三六七	三、三六二、〇八八	四、三九四、四六四	一、〇五四、八一四、九四五
大正五年	三、九四六、六五二	二、二五六、三五四	二、二五六、三五四	四、三九四、四六四	一、〇五四、八一四、九四五

## 第五章 國有鐵道の建設改良計畫と其の財源

## 第五章 國有鐵道の建設改良計畫と其の財源

三  
經て更に第一期工事となすを得ること、及比較線路に對しては政府は更に調査を遂げ、帝國議會の協賛を経て決定すること、せり。

期くて明治三十八年度、即ち鐵道國有の前年迄に是が建設費として計上せる豫算は一六五、八八一、九七七圓に達したり。而して之より財政上の事情に依り繰延べたる工事費を減すれば一五一、八〇六、三五六圓となり、明治三十八年度迄に決算を了したる建設費總額は八八、四五一、〇一一圓となれり。改良工事にありては明治二十九年度中に着手せる東海道線の複線工事を包含し、其支出決算額明治三十八年度迄に八八、四五一、〇〇九圓に達したり。而して鐵道國有法の實施に當り別段工事の進捗を阻礙することなく、既定の豫算によりて其の工程を繼續することを得たり。然れども新線の敷設、並既成線改良の新工事に於ては鐵道國有政策上從來の計畫を其の盡踏襲するを許さず、又他方に於て鐵道獨立會計實施の爲財政の整理を要するあり、茲に於て政府は明治三十九年度を以て既定の豫算を打切りとなし、鐵道建設並に改良の計畫に根本的改正を加へ、以て時代の要求に應せんとせり。即ち新建設計畫に於ては從來除外し來りたる北海道線、並官線と買收諸線とを連ねる連絡線の建設費を加へ合計一〇四、八五五、七二二圓を計上し、改良計畫に於ては四一、〇六〇、七〇七圓を以て既定改良工事及私設線合同の結果必要を生じたる諸改良工事並に東京環繞線電化工事の出費に充當せり。建設改良工事の費額は其後大正五年度迄漸次之を増加し、遂に大正四年建設、改良の兩者を包括する細密なる計畫を樹立するに至れり、これ即ち鐵道七年計畫と稱せらるるものなり。

之に依る帝國鐵道建設並改良計畫の大要を示せば左の如し。

前掲豫算額は其後數次の改正を經たり、其年度割支出額左表の如し。

年 度	豫 算			建 設 費			改 算			真 費			總 計		
	豫	算	決	算	豫	算	決	算	豫	算	決	算	豫	算	
明治四十三年度					二〇、九四五、〇〇〇				一八、七四七、〇六六				三四、四二五、八六四		
明治四十四年度					二三、四〇〇、〇〇〇				一九、五五五、〇〇〇				四九、二〇〇、二九七		
大正元年度					二四、八〇〇、〇〇〇				一九、九六三、四八四				五九、二五〇、九〇二		
大正二年度					二四、二七〇、八九六				二八、二三三、一三七				四一、二七七、六四八		
大正三年度					一八、七四八、八二四				二五、九六一、七三九				三八、五三一、八六二		
大正四年度					一六、三〇、三七五				二二、五九〇、四〇七				二九、六七四、三六七		
大正五年度					九、五〇四、四七一				二一、一〇七、〇四八				三〇、六二七、三九一		
大正六年度					九、〇四八、五一九				二六、七〇七、三五七				二一、五七八、八七三		
大正正一年度					一〇、〇〇〇、〇〇〇				二八、〇〇〇、〇〇〇				三八、〇〇〇、〇〇〇		
大正八年度					一一、〇〇〇、〇〇〇				〇〇、〇〇〇、〇〇〇				四一、二〇〇、〇〇〇		
大正九年度					一二、〇〇〇、〇〇〇				〇〇、〇〇〇、〇〇〇				四〇、五〇〇、〇〇〇		
大正十一年度					一三、〇〇〇、〇　〇				〇〇、〇〇〇、〇　〇				三九、二〇〇、二九七		
大正十二年度					一三、五〇〇、〇　〇				〇〇、〇　〇、				五二、九三三、八〇三		
大正十三年度					一四、〇〇〇、				〇〇、〇　　、				五四、八四三、〇九八		
大正十四年度					一四、五〇〇、				〇〇、〇　　、				五九、二五〇、九〇二		
大正十五年度					一四、五〇〇、				〇〇、〇　　、				四一、二七七、六四八		
大正十六年度					一四、四七九、三九四				〇〇、〇　　、				三八、五三一、八六二		

明治三十九年度より大正三年度に至る期間に於ける新線の建設は、一、三四三哩七五鎖にして毎年平均一四九・三哩の新線を加へたる割合となる。而して之が建設に要したる費用は総計一七一、五二九、四九五圓にして一哩平均建設費一二七、六二六圓の割合なり。

斯く新線の建設費が比較的増大せしは日露戰役後勞銀並建築材料の昂騰したると、線路が山間僻遠の地に延長され其の工事が多大の困難に遭遇したるが爲なり。

國有後に於ける新線建設の割合が國有以前に比して低下せるは注意すべきことなり。明治二十六年度より明治三十八年度に至る十三箇年間に於ける哩程の増加は官線一、九八一・一哩、私線一、五三四・五哩にして總計二、五一五六哩即ち一ヶ年平均一九三・五哩なり。而して之を國有後の增加哩程に比すれば多きこと一箇年平均四四・二哩にして其差甚だ大なるが如きも、翻つて國有後の新線建設工事が國有以前のそれに比し多大の難工事に遭遇したる事を考量する時は決してその然らざることを知り得べし。既成線の改良工事に投じたる経費は明治三十九年度より大正四年度迄に一四九六七九、八五七圓にして同期間に於ける新線建設費に比し少なきこと僅に二一、八四九、六三八圓なり。斯の如く改良費の膨大せるは私設鐵道合同以後運輸數量の激増を來し、鐵道輸送能力の増進を要すること極めて切なるものあり、隨て之が要求に應せんがためには線路の増設、變更、路盤橋桁の改良、新車輛の増備、停車場設備の擴張、電氣設備、船車連絡の設備等、作業の便宜と安全とを齎すべき幾多の改良施設を要せしを以てなり。而して茲に注意を要するは全改良費の約半ばは買收線路の工事に要したるものなれども、買收當時に於ける私設線路が二、八一四哩に達し、當時の官線一、五三二哩に比し六五對三五の割合なりしに顧みれば敢て訝しむに足らざることにし、買收鐵道の改良に費したる経費は決して多額なりと稱すべからず。從來の官線に對して施したる工事中主要なるものは東海道線のそれにして、同線經由運輸數量の激増に伴ひ莫大の資を投じて其の改良工事を斷行したり。

今明治三十九年度より大正五年度に至る期間の改良費内訳を示せば左の如し。

複線並線路増設工事	二九、四三九、九三六円
側線同避線工事	五、六一、一三四
軌條改貞工事	二三、九三、三五〇
橋東京改貞工事	一〇、七一七、五三〇
船桁更換工事	九二、九四八一
停車場連絡設備工事	七〇、三三、八〇四
車改良工事	三七、八一五、八四三
合計	一九、五五、五八八
火災雪害豫防工事	九四、一六七二円
電氣設備及建設工事	一五、八四九、一四四
新車輛並車輛改造	四〇、六四九、七八五
工場ノ擴張及改貞工事	六、八三五、一五〇
新船舶ノ増備	二、四三〇、五三七
廳舍建築改築工事	八六五、三三二

### 七年計畫

前章に於て述べたる如く明治四十二年鐵道會計法の發布によりて鐵道會計は法文上明かに獨立したれども、之が實施に當りては公債の募集債券の發行等皆國庫の一般財政計畫に從はざるべからず。爲に鐵道計畫の實行に要すべき毎年度豫算を編成するに當り障礙を惹起し、國庫財政の事情と内外金融界の状勢とに影響せられて資金を得る能はざりしこと一再に止まらざりき。されば斯る困難を根本的に芟除せんが爲、新たに新設改良の計畫を樹てんとし大正四年之が調査に着手し、大正六年之を完成せり。

新計畫は即ち七年計畫と稱する所のものにして、向ふ七箇年間の純益を以て該資本支出に充當することとし、以て財源の不安を除きたり。而して新計畫は茲に三五七二八三、五〇三圓の追加豫算額を得、内八二、二五五、九一四圓を以て大正四年度より大正十二年度に至る新線建設費に充てんとす。以て本計畫の豫算割當に於て如何に重きを改良工事に置きたるかを知るに足らん。

今該計畫の年度割支豫算額を見るに大正四年度は三八、〇〇〇、〇〇〇圓にして内一〇〇〇〇、〇〇〇圓は建設費、二八、〇〇〇、〇〇〇圓は改良費なり。而して此の支出額は以後年々二、〇〇〇、〇〇〇圓建設費に五〇〇、〇〇〇圓、改良費に一、五〇〇、〇〇〇圓を増加するものにして大正十年度に於ては建設費一三、〇〇〇、〇〇〇圓、改良費三七、〇〇〇、〇〇〇圓合計五〇、〇〇〇、〇〇〇圓に達す。

前述の支出額に對する財源を示せば左表の如し。

年 度	一般會計ヨリ負債	鐵道純益及資本勘定雜收入	計
大正四年度	二〇〇,〇〇〇円	一八,〇〇〇,〇〇〇円	三八,〇〇〇,〇〇〇円
大正五年度	二〇〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇,〇〇〇円
大正六年度	二〇〇,〇〇〇円	二三,〇〇〇,〇〇〇円	四三,〇〇〇,〇〇〇円
大正七年度	二〇〇,〇〇〇円	二四,〇〇〇,〇〇〇円	四四,〇〇〇,〇〇〇円
大正八年度	二〇〇,〇〇〇円	二六,〇〇〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇,〇〇〇円
大正九年度	二〇〇,〇〇〇円	二八,〇〇〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇,〇〇〇円
大正十年度	二〇〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇,〇〇〇円	五〇,〇〇〇,〇〇〇円

備考 本表に於いて鐵道純益とは利子、輕便鐵道補助金及五十萬圓の積立金を差引たる殘額を示す。

國有十年

大正五年度の純益より支出すべき額は歐州戰亂の影響を蒙り二、〇〇〇、〇〇〇圓を減し、隨て當該年度割支出額に同額の削減を來したり。其後成立せる北海道鐵道建設速成の計畫は、河川改修の附帶工事と共に大正六年度及同年度以降に於ける豫算に更に追加を要せしも、是等の増額はすべて公債を以て支辨すべきを以て當初計畫の豫算額には影響することなかりき。尙當初の計畫に於ては年額二〇、〇〇〇、〇〇〇圓の支出は國債整理基金に繰入るべき金額中より流用するの規定なりしが、輿論の反對を招きたるを以て遂に大正六年度以降公債に衣ることとなし。

鐵道資金の支出は既定繼續費として議會の協賛を經るを要するものにして、明治四十二年の帝國鐵道會計法に依り、同上資金の毎年度豫算殘額は事業の完成に至る迄順次之を翌年度に繰越使用するを得ること、既に第四章に於て述べたるが如し。

年 度	既定年割額		算 算
	年度割支出額	前年度より繰越	
明治四十一年度	二九、五九三、四三三 円	一 円	割 額
明治四十一年度	三三、〇九〇、七九三 円	二九、五九三、四三三 円	計
明治四十二年度	三、一八三、六一五 円	三六、二七四、四〇八 円	不用額トシテ
明治四十二年度	二九、一九四、二八七 円	二、六五二、四九七 円	差引残額
明治四十三年度	五、三四八、二八三 円	三一、八四六、七八四 円	年度中決算額
明治四十三年度	四五、八四八、二八三 円	二六、四〇九、八一八 円	翌年度へ繰越
明治四十三年度	一 円	三四、二七四、四〇八 円	三、一八三、六一五 円
明治四十三年度	一 円	三三、六二一、九一一 円	二、六五二、四九七 円
明治四十三年度	四五、八四八、二八三 円	二六、四九八、五〇一 円	五、三四八、二八三 円
明治四十三年度	三四、四二五、八六三 円	一一、四二三、四二〇 円	

明治四十四年度	五一、九三三、八〇三	一一、四二二、四二〇	六三、三五五、二二三	一	六三、三五五、二二三	四九、二〇〇、二九六	一四、一五四、九二六
大正元年度	五四、八四三、〇三八	一四、一五四、九二六	六八、九九七、九六四		六八、九九七、九六四	五九、二五〇、九〇二	九、七四七、〇六二
大正二年度	五〇、二三二、六三五	九、七四七、〇六二	五九、九七九、六九七		五九、九七九、六九七	一四、〇三二、六三五	四、六六九、四一四
大正三年度	四二、七九七、〇四七	一八、七〇二、〇四九	六一、四九九、〇九六		六一、四九九、〇九六	二二、一九九、〇九六	四一、二七七、六四八
大正四年度	四六、二二一、八二八	二三、九六七、二三五	六九、一七九、〇六三		六九、一七九、〇六三	三八、五三一、八六一	一、七六八、一三九
大正五年度	三八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇九三、七七二	(米)二九、四一〇、九二四		三九、七六八、一三九	二九、六七四、三六七	一、七六八、一三九
			四八、〇九三、七七二		四八、〇九三、七七二	三〇、六二七、三九二	一、七、四六六、三八〇

前表の計数を基礎として通算すれば建設及改良費決算額は三〇九、四八六、八三二圓に達す。而して其過半は減債基金收入及資本勘定收入を以て之に充てたるものにして、其詳細を示せば左表

年 度	減 債 基 金 收 入	借 入 金	公 債	資 本 勘 定 所 屬 雜 收 入	計	
					明治四十二年度	明治四十三年度
一五二、九九三、〇三七	九、四二四、七四四	一、九六三、〇〇八	一、九六三、〇〇八	三五、二九三、九九五	明治四十二年度	明治四十三年度
一一八、四八六、九九二	二〇、一三六、九九二	二四〇、一九四	二四〇、一九四	三七、〇六六、九三八	明治四十四年度	明治四十五年度
六六、九六三、〇〇八	二四〇、三〇〇、〇〇〇	三二八、四七九	三二八、四七九	四九、九八〇、六四三	明治四十六年度	明治四十七年度
九、〇八三、一一七	三〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇六、九八五	四〇六、九八五	五九、五三九、〇四四	明治四十八年度	明治四十九年度
三五六、五二六、二五四	一八、五五〇、〇〇〇	六五〇、四二九	六五〇、四二九	四〇、二四四、七四四	明治五十年度	明治五一年度
一六二二、二〇四	二〇、〇〇〇、〇〇〇	八一四、一九七	八一四、一九七	三三、一一六、七六四	明治五十二年度	明治五十三年度
一、三五一、四七八	三四、五八七、二三六	一、三五一、四七八	一、三五一、四七八	四五、〇七四、六九六	明治五四年度	明治五五年度
				五六、二〇九、四三〇	明治五六年度	明治五七年度

國有十年

四四

備考 (イ)一般會計より流用せる三、五五二〇五圓及買收鐵道會社より承繼したる四二、九三〇圓を含む。  
(ロ)短期國庫債券を示す。

### 一哩當り建設費

既成線の一哩當り投資額建設費改良費、及補充費、並寄附又は買收によりて得たる鐵道財產を時價に見積りたる價額を含む)を年次別に表示すれば左の如し。

年 度	官 線		營 業 線		路 計		一哩當建 設費(改 良費 含む)
	官 線	營 業 線	官 線	營 業 線	路 計		
明治二十九年	六三・七	一七〇三・五	一七・五	一七・五	六九・八〇七	四四・八六	五一・七一五
三十一年	六六・八	二一・七一	二三・七七〇	二七・六八九	七三・〇三〇	五六・八〇九	六三・四六七
三十二年	七六・八四	二四・九五四	二五・五五七	三一・四五・四	七八・二六六	六三・三五〇	七三・六四五
三十三年	八三・九	二五・八八〇	三五・〇五五	三一・四五・四	八四・一八八	六七・三九〇	七七・五八四
三十四年	九四・九八	三六・四七六	三六・四七六	三一・四五・四	九〇・四六五	六八・五六四	六三・四六四
三十五年	一・〇五九六	一・三三六七	一・三三六七	一・三三六七	七〇・三一五	七一・八六一	五二・一〇四
三十六年	一・三三六八	二・五五八〇	二・五五八〇	二・五五八〇	七一・八六一	七一・八六一	五二・一〇四
三十七年	一・三三六九	二・五五八一	二・五五八一	二・五五八一	七二・八六一	七二・八六一	五二・一〇四
三十八年	一・四六・四	二・七九七一	二・七九七一	二・七九七一	七四・三三九	七四・三三九	七三・六四五
三十九年	一・五三・七	二・八一四一	二・八一四一	二・八一四一	一〇三・六四一	一〇三・六四一	七七・五八四
四十一年	四・三七四四	四・三七四四	四・三七四四	四・三七四四	一〇四・〇八七	一〇四・〇八七	七七・五八四
大正元年	四・四五二九	四・四五二九	四・四五二九	四・四五二九	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正二年	四・四五二八	四・四五二八	四・四五二八	四・四五二八	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正三年	四・四五二七	四・四五二七	四・四五二七	四・四五二七	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正四年	四・四五二六	四・四五二六	四・四五二六	四・四五二六	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
明治三十九年	四・八七〇三	四・八七〇三	四・八七〇三	四・八七〇三	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
四十一年	五、〇四四・一	五、〇四四・一	五、〇四四・一	五、〇四四・一	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正元年	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正二年	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正三年	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
大正四年	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四
明治三十九年	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	一〇四・〇六	一〇四・〇六	七七・五八四

年 度	後 大 明 治 四 十 年 度		以 大 明 治 四 十 年 度		有 明 治 四 十 年 度		
	官 線	營 業 線	官 線	營 業 線	官 線	營 業 線	
明治四十二年	四・六二四・四	四・六二四・四	四・八七〇三	四・八七〇三	四・八七〇三	四・八七〇三	四・八七〇三
明治四十三年	四・八七〇三	四・八七〇三	五、〇四四・一	五、〇四四・一	五、〇四四・一	五、〇四四・一	五、〇四四・一
明治四十四年	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇
明治四十五年	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七	五、四七二・七
明治四十六年	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五	五、六八九・五
明治四十七年	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇	五、七五九・〇
明治四十八年	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七	五・八五八七

備考 \* 印を附せるは買收價額を基礎とせる數なり。

私設鐵道の買收は明治三十九年度四十年度の兩年度に亘りてなされたるも計算の便宜上之を明治三十九年に完了せることとして計算したり。

大體より觀察して逐年進歩を遂げ來れるは喜ばしきことなり。

今新制度實施後に於ける帝國鐵道の營業成績を述ぶるに先ちて國有以前に於ける官線並私線

### 第六章 國有實施後に於ける營業成績

第六章 國有實施後に於ける營業成績

の營業成績を略敍するは徒爾に非ざるべし。

先づ明治二十九年度より明治三十八年度に至る十箇年間に就て見るに、第一に注意すべきは官線の運輸數量並收入が其線路の延長に比例して逐年増加し來りたることなり。

明治二十九年に於て八、二七〇、〇〇〇圓なりし營業收入は同三十八年度には二四、〇五六、〇〇〇圓に達し十箇年間に一五七八〇、〇〇〇圓即ち年々一、五八〇、〇〇〇圓の増加を示せり。營業費の營業收入に對する割合は平均四八六「パーセント」、純益の資本に對する割合は七、「パーセント」なり。同期間に於ける私設鐵道の營業成績は更に著しき進歩を示せり、即ち其營業收入、明治二十九年度に於て一一、九八〇、〇〇〇圓なりしもの三十八年度には四二、二〇〇、〇〇〇圓に達し、十箇年間に三〇、二二〇、〇〇〇圓即ち年々約三、〇二二、〇〇〇圓を増加したる割合にして、營業費の營業收入に對する割合四六・七「パーセント」益金の資金に對する割合七・八「パーセント」を示せり。私設鐵道が官線に比してかく好成績を擧げ得たるは、その線路概ね平坦なる地方に敷設せられたるため比較的少額の建設費を以て足りしと、其運輸數量夥多にして、從つて營業收入を増大せしに因るものなり。國有實施後帝國鐵道の運輸數量は著しき增加を來し、明治四十年には旅客賃金の大正元年には貨物賃金の大低減を行ひたるに拘はらず營業收入は非常の増加を示せり。大正二年度に於ける帝國鐵道の營業收入は一一三、四七〇、〇〇〇圓にして明治三十六年度の營業收入五三、一三〇、〇〇〇圓買收鐵道の當時に於ける營業收入を含むに比し實に二倍以上に達したり、即ち此の十箇年間に於ける増加年々約六、〇三〇、〇〇〇圓に當る。而して營業費の營業收入に對する割合は明治四十一年度及四十二年度に於て一時増加したる後、大正二年度に至る四箇年間に於て四七「パーセント」

トに低下せり。されど物價勞銀材料の昂騰と多くの利益を伴はざる新線の延長工事とに因り營業費の次第に増加し來りたる事實を考量する時は、此の比較的の低き割合も却て著しき發達を意味するものと云ふべし。而して此の四箇年間に於ける益金の資本に對する割合は平均六「パーセント」にして六・三「パーセント」と五六「パーセント」の間を上下せり。

今茲に鐵道國有後に於ける營業成績の比較をなすに當りて大正二年度と明治三十八年度との計數を探れり、何となれば歐州戰亂勃發後に於ける成績は一時の變態と稱すべきものなればなり。

鐵道國有の結果營業成績の如何に向上せるかは左表に就て之を見るべし。

種別	明治三十八年度	大正二年度	増加率		
				乗客人員	貨物噸哩
平均營業哩	四、三一三・九三	五、三四八・一三	二四%	九七、七〇、九六〇人	二〇、二七、六七三噸
延々噸哩	一、二三三、三七八・六四四噸	一、二三八、三三九、六五二人	三六、三四八・三六二噸	三、六九〇、九六四、六一九人	三、〇五三、八五二、六三八噸
一哩平均鐵道收入	一五、三六〇圓	二〇、七九九圓	三五	一三〇	七九 五五 四五

備考 明治三十八年度の計算中には買收鐵道の成績を包含す。

鐵道國有後に於ける帝國鐵道營業費の營業收入に對する割合は四七「パーセント」にして、國有以前に於ける十年間の私設鐵道の平均步合四六・五「パーセント」に對す。兩者間の差違のかく僅少なるは營業以外の特殊の原因に基けるものにして、是等の原因を顧みずして單に計數の上よりこれ

を比較すべからず。日露戰後物價の昂騰著しく、特に鐵、鋼油類、器械類の如き品は消費稅の實施關稅の引上等の結果非常なる暴騰を來したり。而して斯る物價の暴騰は營業費に重大なる影響を與へたるものにして、若しこの點を基礎として國有前後に於ける兩期の比較を爲すときは新制度の下に於ける營業費は恐らくは買收以前のそれに比して減少を示すべきこと疑を容れざるなり。且今若し比較の範圍を買收鐵道のみに限定するときは明治三十四年度より三十八年度に至る五年間の平均割合は四六・バーセントにして四十三年度より大正二年度に至る四年間の平均は四七・バーセントなり。故に若し日露戰後に於ける物價勞銀の昂騰を酌量する時は國有後に於ける營業費は比較的減少せるを見るに難からず。要するに國有後に於ける營業成績の良好なりしこと殆んど疑ふべき餘地を存せず。私設鐵道買收の結果が決して營業費を増大したるものにあらざること、固より論を俟たざるなり。

大正三年度より大正五年度に至る三年間の營業成績は著しく歐州戰亂の影響を蒙れり。即ち運輸數量は戰亂勃發の後一時減少を來せり。大正三年度に於ける統計は前年に比し營業收入に於て一三〇八〇〇圓の減を示し、純益の資本に對する割合前年六・バーセントなりしもの低下して五五・バーセントとなれり。斯る減退は大正四年度に入りても依然として持續し、更に一層の寂莫を感じ、この收入の減額の一部分は營業費の縮少によりて補ひたり。然れ共大正四年の秋に入り即位式の舉行せられたると、露國へ軍需品の大輸出開始せられたるとにより、人氣頓に更新し、形勢挽回の徵見え初めたり。既にして内地産業の勃興と共に經濟界は空前の活氣を呈し來り、加ふるに船腹の不足は自然船積貨物をして鐵道に頼らしめたるもの多く、一般貨物の出廻旺盛を

極め、大正五年度に於ける營業收入は一四一、二五五、〇〇圓に達し、之を明治四十一年度即ち買收完了の年に比すれば八〇・バーセントの増加を來せり。物價勞銀の騰貴は同年度の營業費を六一、一六四、〇〇圓に高めしも、その收入に對する割合四三・三・バーセントに過ぎざりしは全く收入の激増を證して餘ありといふべし。又同年度の純益は八〇・〇九二、〇〇圓にして明治四十一年度のそれに倍し、全資本額に對し七二・バーセント、借入資本に對し九・三・バーセントの割合を示せり。帝國鐵道會計法に依れば補充費及私設鐵道監督費は收益勘定より支出するものにして、左に掲ぐる表は二つの異なる方法によりて算出したる純益を示すものなり。一は是等の費用を全部差引たる後に於ける純益にして、二は單に營業費のみを支拂ひたる後に於ける益金を示す。

#### (一) 全部差引きたる純益

年 度	營 業 收 入	支 出	純 益	資本ニ對スル益金ノ割合
明治四十二年度	八二、二三六、四三六円	四四、六九九、八二〇円	三七、五三六、六一六円	四八・%
明治四十三年度	八九、三三六、五九二	四五、一二〇、〇三四	五二、三一六、五六八	五四・%
明治四十四年度	一〇〇、一五九、八一八	四七、六八、一九三	五二、三一〇、九七六	六〇・%
大正元年	一〇八、〇五、六三八	五五、七〇四、六六二	五六、一二〇、一六〇	五八・%
大正二年	一一三、四七七、〇五五	五七、三三六、八九五	五一、四九七、九九四	五一・%
大正三年	一一三、六九、六一六	六〇、六七一、六三三	六二、二五五、四七六	五九・%
大正四年	一一〇、一二、三五五	五七九五六、八七九	六五、一九六、二九九	六九・%
大正五年	一四一、二五五、三三三	七六、〇五九、〇三三		

## (二) 営業費のみを差引きたる益金

年 度	營業收入		全支出額	支 補充費(減)	鐵道監督及 調査費(減)	出	營業費	益 金	本割合 益金ノ資 料
	營業收入	支 益							
明治四十二年度	八二、二三六、四三六円	八九、三三六、五九二	四四、六九九、八二〇	二、五四二、二三五	二二、一三六	四三、一四九、三七二	四〇、一七五、四四七	五二	五
明治四十三年度	八九、三三六、五九二	四五、一二〇〇三四	四五、七六八、九九三	一、六五八、五二六	二五六、七三五	四五、七六八、三五六	四六、〇八七、三一〇	六二	五
明治四十四年度	一〇〇、一七九、八八八	五二、三三〇、九七六	五七、三五六、八九五	一、八四三、一〇二	二五六、五八六	五〇、〇一三、六四七	四五、五一、二四六	六一	五
大正元年度	一一三、四七七、〇五五	六〇、六七一、六二三	二、六一七、三九二	一、八八、三五七	二四六、五八六	五七、一七八、二八六	五八、〇一、九九一	六二	五
大正二年度	一二二、一六九、六六六	三、三六二、〇八八	一、三一、二四八	一、三一、二四八	二四六、五一、二四六	五七、一七八、二八六	五八、九二五、八〇九	六一	五
大正三年度	一二〇、三一二、三五五	八六、八四一	八六、一〇四	六一、一六三、五四三	五五、六〇二、六八四	五七、一七八、二八六	五四、九九一、三三〇	五五	五
大正四年度	一四一、二五五、三三三	九六、五六二	九六、五六二	六一、一六三、五四三	六一、一六三、五四三	五八、九一、七八九	六四、六一〇、六七一	六一	五
大正五年度	一四一、二五五、三三三	八六、八四一	八六、一〇四	六一、一六三、五四三	六一、一六三、五四三	五四、九九一、三三〇	八〇、〇九一、七八九	七二	五

## 益金ごとの處分

帝國鐵道會計法に於ては補充及改良工事に要する費用の一部分は前章既に述べしところの建設及改良費と區別して収益勘定より支出し、後之を資本勘定に合同する規定なり。尙他に直接營業に關係なき費用にして同様収益勘定より支出するもの數項あり、明治四十二年度より、大正五年度に至る八箇年間に於ける是等の諸項の金額並利子を示せば左の如し。

年 度	益 金	補 充 費	鐵道監督及 調査費	取 扱 及 諸 費 用	輕便鐵道補助	純 益
明治四十二年度	四〇、一七五、四四七円	二、五四二、二三五円	九六、五六二	二七、五〇二、五六二円	一円	一〇、〇三四、〇五四円
明治四十三年度	四六、〇八七、三一〇	一、六五八、五二六	二二二、一二六	三一、三八九、八二四	一	一一〇、三〇四、〇五四円
明治四十四年度	五四、四一、四六二	一、八四三、一〇二	二五六、八三五	三一、八〇九、四六二	一	一二八、三六、七四三円
大正元年	五八、〇一、九九一	二〇六〇、七四三	二四六、五八六	三五、五七二、六〇三	一	一〇、〇三四、〇五四円
大正二年	五八、九二五、八〇九	二六一七、三九二	二四六、五八六	三五、五七五、八四四	一	一一〇、三〇四、〇五四円
大正三年	五四、九九一、三三〇	三、三六二、〇八八	二二五六、三五四	三七、二五五、四二七	一	一一〇、三〇四、〇五四円
大正四年	六四、六〇、六七一	八六、一〇四	九八、八四一	三六、七八二、二五八	一	一一〇、三〇四、〇五四円
大正五年	八〇、〇九一、七八九	三九、八一五、三〇九	九八、八四一	(イ) 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一	一一〇、三〇四、〇五四円

年 度	純 益	資本勘定へ繰入	積立金勘定へ繰入
明治四十三年度	一、六五八、五二六	二、三三六、七四三	六〇九、三一〇
明治四十四年度	一、八四三、一〇二	一、九、七五二、一六四	五〇〇、〇〇〇
大正元年	二、六一七、三九二	一、九、一三二、〇五九	五〇〇、〇〇〇
大正二年	三、三六二、〇八八	一、四、二五三、五六七	五〇〇、〇〇〇
大正三年	三、三六二、〇八八	二、二五二、五六七	五〇〇、〇〇〇
大正四年	八六、一〇四	三、三七五、二五八	五〇〇、〇〇〇
大正五年	九八、八四一	三、三七五、二五八	五〇〇、〇〇〇

(イ) 積立金勘定より受入れたる一、〇一、〇〇〇〇圓を含む。  
(ロ) 諸拂戻及立替金と假收入及立替金受入との差額五、八〇八圓を差引き積立金勘定より受入れたる三、〇九九、三一〇圓を含む。

明治四十二年度より大正五年度に至る八箇年間の再差引益金及其の處分を示せば左の如し。

年 度	純 益	資本勘定へ繰入	積立金勘定へ繰入
明治四十三年度	一、六五八、五二六	二、三三六、七四三	六〇九、三一〇
明治四十四年度	一、八四三、一〇二	一、九、七五二、一六四	五〇〇、〇〇〇
大正元年	二、六一七、三九二	一、九、一三二、〇五九	五〇〇、〇〇〇
大正二年	三、三六二、〇八八	一、四、二五三、五六七	五〇〇、〇〇〇
大正三年	三、三六二、〇八八	二、二五二、五六七	五〇〇、〇〇〇
大正四年	八六、一〇四	三、三七五、二五八	五〇〇、〇〇〇
大正五年	九八、八四一	三、三七五、二五八	五〇〇、〇〇〇

\* 内積立金勘定より繰入れたるものの大正三年度に一、〇一、〇〇〇〇圓、大正五年度に三、〇九九、三一〇圓あり。

## 國有後に於ける營業成績の概括

以上述べたる所は觀察の範囲を明治四十二年度より大正五年度に至る八箇年間即ち鐵道獨立會計實施後に於ける成績に止めたり。更に進んで營業收支の内訳をなすに先ちて吾人は國有實施後十箇年間の帝國鐵道の成績を概括的に掲げて之を國有以前に於ける官線及買收會社線の成績と比較せんとす。左表に於て注意すべきは私設鐵道は國有に合同比したるもののみを計上したこと、明治三十八年度及三十九年度に於ける官線の成績は買收以前に於ける私設會社の成績を包含したる計數を掲げしこと、及船舶收支は比較に便せんが爲に省除したこと等なり。

年 度	營業 收 入	營業 費	營業費ノ營業收入ニ對ス 割合	益 金	年 度	
					前 年 度	後 年 度
明治三十九年	二五、八四二、九四八	一七、三六五、一二七	四八・〇	一三、四二九、三九五	明治三十九年	二五、八四二、九四八
四十一年	三〇、五二五、一五四	一八、四九〇、八五八	三六・九	一三、一五九、四四二	四十一年	三〇、五二五、一五四
四十二年	三六、六六〇、五七七	二〇、二七二、六二五	四七・〇	一八、一六九、七一九	四十二年	三六、六六〇、五七七
四十三年	四三、一五八、三九〇	二三、〇七六、六四八	五〇・四	一三、八八五、七六五	四十三年	四三、一五八、三九〇
四十四年	四六、二八三、二七五	二四、一八一、三七〇	四七・七	二四、二〇六、六二七	四十四年	四六、二八三、二七五
四十五年	四九、四八二、一六八	二八、八五七、九九八	四六・八	二六、三一五、一六六	四十五年	四九、四八二、一六八
四十六年	五三、一三〇、三〇三	三三、八〇九、九二七	四五・五	二八、九四八、九三三	四六年	五三、一三〇、三〇三
四十七年	五六五七八、四五五	三四、八〇九、九二七	四二・八	三一、三三五、六七五	四七年	五六五七八、四五五
四八年	六六、二五九、四六五	二四、二四二、七八〇	四三・六	三三、四〇一、四六七	四八年	六六、二五九、四六五
四九年	七〇、四四〇、二四〇	三四、八〇九、九二七	四八・〇	三六、六三〇、三一三	四九年	七〇、四四〇、二四〇
五十年	三七、九八九、二五九	二四、二四二、七八〇	四七・七	一七三%	五十年	三七、九八九、二五九
五一年	四一、〇九六、〇七三	二四、二四二、七八〇	一七三%	一七三%	五一年	四一、〇九六、〇七三
五二年	四〇、八二四、九八八	二四、二四二、七八〇	平均	平均	五二年	四〇、八二四、九八八
五三年	九八、〇八〇、五三〇	二四、二四二、七八〇	四七・七	四七・七	五三年	九八、〇八〇、五三〇
五四年	八七、四三三、六四五	二四、二四二、七八〇	五〇・六	五〇・六	五四年	八七、四三三、六四五
五五年	一〇五、八八四、八〇〇	二四、二四二、七八〇	五二・八	五二・八	五五年	一〇五、八八四、八〇〇
五六年	一一、二三六、二一三	二四、二四二、七八〇	五〇・〇	五〇・〇	五六年	一一、二三六、二一三
五七年	一〇九、九三五、五一	二四、二四二、七八〇	四五・七	四五・七	五七年	一〇九、九三五、五一
五八年	二七、七九四、六三三	二四、二四二、七八〇	四五・一	四五・一	五八年	二七、七九四、六三三
五九年	一三八、〇二七、二五八	二四、二四二、七八〇	四五・九	四五・九	五九年	一三八、〇二七、二五八
五十年	五八、八〇二、〇三〇	二四、二四二、七八〇	四六・九	四六・九	五十年	五八、八〇二、〇三〇
五一年	五八、四四六、二六八	二四、二四二、七八〇	四五・七	四五・七	五一年	五八、四四六、二六八
五二年	四二・三	四二・三	四六・九	四六・九	五二年	四二・三
五三年	四一・七	四一・七	四五・七	四五・七	五三年	四一・七
五四年	三九、五八〇、九九〇	三九、五八〇、九九〇	四五・一	四五・一	五四年	三九、五八〇、九九〇
五五年	六三、九九一、六〇三	五七、四八八、〇四六	五三・八二八、六九三	五三・八二八、六九三	五五年	六三、九九一、六〇三
五六年	五九、〇六四、〇五二	五九、〇六四、〇五二	五五・六四、五三三	五五・六四、五三三	五六年	五九、〇六四、〇五二
五七年	五四、五六四、五三三	五四、五六四、五三三	五四・三五五、六七七	五四・三五五、六七七	五七年	五四、五六四、五三三
五八年	七九、五八〇、九九〇	七九、五八〇、九九〇	一〇九%	一〇九%	五八年	七九、五八〇、九九〇

年 度	十箇年間ニ於ケル増加率			年 度	十箇年間ニ於ケル増加率		
	旅 客 收 入	運 輸 收 入	貨 物 收 入		旅 客 收 入	運 輸 收 入	貨 物 收 入
明治四十二年	四三、五一、九九〇	三七、五二二、六五九	一、二〇一、七八七	八二・二三六、四三六	八二・二三六、四三六	一、二〇一、七八七	三七、五二二、六五九
正	八二%	五四%	平均	四七・七	一〇九%	一〇九%	一〇九%

## 營業收支の内訳

吾人は之より進んで營業收入の各項に付き述べんとす。營業收入は之を別ちて旅客收入、貨物收入及預金利息、旅館收入、病院及治療所收入及土地物件貸付料、各驛出店營業人取立金其他を含む雜收入の三項とす。

明治四十二年度より大正五年度に至る八箇年間の營業收入船舶收入を含むの内訳左表の如し。

年 度	旅 客 收 入			貨 物 收 入			雜 收 入	計
	船 舶 運 輸	鐵 道 運 輸	收 入	船 舶 運 輸	鐵 道 運 輸	收 入		
明治四十三年	四六、四八三、二三七	四一、五〇八、四三八	円	一、三四四、九一七	八九、五五六、五九二	円	一〇〇、一七八、八一八	一〇八、〇五、六三八
明治四十四年	五二、三三九、三四八	四六、三三九、七九五	円	一、五一〇、六七五	一〇八、〇五、六三八	円	一一〇、六七五	一一〇、六九〇、五五五
明治四十五年	五五、七六四、六九五	五〇、一四五、五九七	円	一一一五、三四六	一一一五、三四六	円	一一一五、三四六	一一一五、三四六
正元年	五七、二九六、二八〇	五三、七三七、二五三	円	一一四三、五三二	一一四三、五三二	円	一一四三、五三二	一一四三、五三二
大正二年	五六、三六六、八四三	五三、三七二、七九二	円	一二、四二九、九八一	一二、四二九、九八一	円	一二、四二九、九八一	一二、四二九、九八一
大正三年	五八、五五七、二五九	五九、〇〇八、四〇〇	円	一二、六四六、六九六	一二、六四六、六九六	円	一二、六四六、六九六	一二、六四六、六九六
大正四年	六六、三九九、〇四〇	七一、六三八、一〇七	円	一二、七一八、一八五	一二、七一八、一八五	円	一二、七一八、一八五	一二、七一八、一八五
大正五年	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一	円	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一	円	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一

船舶運輸の成績を除きたる鐵道運輸數量並收入左の如し。

年 度	延 人 哩			延 噸 哩			旅 客 收 入	貨 物 收 入
	人哩	對 斯 特 旅 客 收 入	人哩	噸哩	對 斯 特 貨 物 收 入	噸哩		
明治四十二年	二八一、二三九、一〇八	一、九二一、一九七、四四〇	人哩	二、一二六、八三四、四七三	四二、四〇八、〇四二	噸哩	一、三四四、九一七	八九、五五六、五九二
明治四十三年	三〇三八、七三六、九六六	二、三四七、八七一、四七五	人哩	二、六九一、四六四、一七四	四五、二〇六、〇五三	噸哩	一、五一〇、六七五	一〇〇、一七八、八一八
明治四十四年	三、三八二、五五六、八四一	三、六二六、三二六、四九九	人哩	三、〇五三八、五二、六三八	五〇、九八五、六六〇	噸哩	一一一五、三四六	一一一五、三四六
明治四十五年	三、六二六、三二六、四九九	三、六九〇、九六四、六一九	人哩	二、九八二、七九八、四八一	五四、三九〇、六〇三	噸哩	一一一五、三四六	一一一五、三四六
正元年	三、六三三、七四三、二三六	三、八五六、五三天、九六六	人哩	三、三〇九、五一八、六七七	五五、九三〇、五二〇	噸哩	一一一五、六九六	一一一五、六九六
大正二年	四、二五五、三七四、七一七	四、一七九、一三四、六六〇	人哩	四、一七九、一三四、六六〇	五五、〇四四、一六七	噸哩	一一一五、六九六	一一一五、六九六
大正三年	五、二二六、三二六、四九九	五、七一六、二三二七	人哩	六四八、三八、四九六	四五、三七八、八五	噸哩	一一一五、六九六	一一一五、六九六
大正四年	六、三三九、〇四〇	六、九八、九七〇、五七七	人哩	六九八、九七〇、五七七	四五、八六二、一七一	噸哩	一一一五、六九六	一一一五、六九六
大正五年	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一	人哩	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一	噸哩	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一

前述の數の各單位に對する平均を示せば左の如し。

年 度	一人哩ニ對スル旅客收入			一噸哩ニ對スル貨物收入			旅客收入	貨物收入
	人哩	對 斯 特 旅 客 收 入	人哩	噸哩	對 斯 特 貨 物 收 入	噸哩		
明治四十二年	〇一五〇八	内	〇一九二二	一八、三三九	内	一七六、一二	内	一七六、一二
明治四十三年	〇一四八八	内	〇一九三二	一八、三三九	内	一七六、一二	内	一七六、一二
明治四十四年	〇一五〇七	内	〇一九四二	一九八、一三	内	一九八、一三	内	一九八、一三
明治四十五年	〇一五〇〇	内	〇一九四二	一九八、三五	内	一九八、三五	内	一九八、三五
正元年	〇一五一五	内	〇一九四二	一九七、三一	内	一九七、三一	内	一九七、三一
大正二年	〇一五二九	内	〇一九四二	一九六、八二	内	一九六、八二	内	一九六、八二
大正三年	〇一四八二	内	〇一九四二	二〇・七九九	内	二〇・七九九	内	二〇・七九九
大正四年	〇一五二四	内	〇一九四二	二〇・六四一	内	二〇・六四一	内	二〇・六四一
大正五年	一一、一一、一一、一一	内	一一、一一、一一、一一	一一、一一、一一、一一	内	一一、一一、一一、一一	内	一一、一一、一一、一一

以上述ぶる處によりて大正三年度までは常に旅客收入が貨物收入に優れるに反し、大正四年度同五年度に於ては其地位轉倒し貨物收入の旅客收入を超過するに至れるを見るべし。これ影響をうけたる異狀の景氣が内國産業の發達を促進したると、船腹不足の結果鐵道に依る貨物數量の激増したるとに因るものなり。國有前の十箇年に於ては平均營業哩は七五、パーセントを增加したるに對し、國有後の十箇年間にはその増加三二、パーセントに過ぎず。これ國有後十箇年間に於て一哩平均營業收入の著しく増加したる所以なり、即ち左表の如し。

## 國有十年

五六

年 度	十箇年間ノ增加	年 度	十箇年間ノ增加
營業線路一哩	五九六四	營業線路一哩	一〇一四七円
一日一哩	一六一一	一日一哩	二七八〇円
營業線路一哩	一大三四	營業線路一哩	四四一四円
一日一哩	二八五九	一日一哩	七七三三円
營業線路一哩	二七八四	營業線路一哩	一三三五円
一日一哩	二一九	營業線路一哩	二二一九円

備考 营業費は總係費、保存費、汽車費、車輛修繕費、運輸費、旅館費、船舶費、補充費、病院及治療所費、共濟組合給與金、私設鐵道借用料及機密費の十二項より成る。

國有後に於ける營業費の増加率比較的少なることは既に前表に示したるところなれども、次の

比較によりて更に之を明瞭に窺ふを得ん。

年 度	營業收入	一列車走行哩平均	營業費	一人哩ニ對ス	旅客收入	一人哩ニ對ス	貨物收入	一噸哩ニ對ス	營業費	一人哩ニ對ス
大正三十九年	一八四七	一・八四七	一八六四	一・八六四	三九九	一・八六五	一八九五	一・八九五	六五七二	二六
大正四十一年	一九〇一	一・九〇一	一九〇一	一・九〇一	二九一	一・九〇四	一九〇三	一・九〇三	八〇三一	△〇三一
大正四十二年	一九一七	一・九一七	一九一七	一・九一七	二九二	一・九一九	一九二一	一・九二一	八〇六四	△〇〇七五
大正四十三年	一九二六	一・九二六	一九二六	一・九二六	二九三	一・九二九	一九二九	一・九二九	八〇四三	△〇〇四三七
大正四十四年	一九三五	一・九三五	一九三五	一・九三五	二九四	一・九三九	一九三九	一・九三九	八〇二四	△〇〇二一
大正四十五年	一九四四	一・九四四	一九四四	一・九四四	二九五	一・九四八	一九四八	一・九四八	八〇一四	△〇〇一四
大正四十六年	一九五三	一・九五三	一九五三	一・九五三	二九六	一・九五七	一九五七	一・九五七	八〇〇九	△〇〇〇九
大正四十七年	一九六二	一・九六二	一九六二	一・九六二	二九七	一・九六六	一九六六	一・九六六	七九九四	△〇〇七四
大正四十八年	一九七一	一・九七一	一九七一	一・九七一	二九八	一・九七五	一九七五	一・九七五	七九八四	△〇〇七五
大正四九年	一九八〇	一・九八〇	一九八〇	一・九八〇	二九九	一・九八八	一九八八	一・九八八	七九七五	△〇〇六九
大正五十一年	一九八九	一・九八九	一九八九	一・九八九	三〇〇	一・九九一	一九九一	一・九九一	七九六九	△〇〇六九
大正五十二年	一九九八	一・九九八	一九九八	一・九九八	三〇一	一・九九五	一九九五	一・九九五	七九五五	△〇〇五五
大正五十三年	一九〇七	一・九〇七	一九〇七	一・九〇七	三〇二	一・九〇九	一九〇九	一・九〇九	七九四八	△〇〇四八
大正五四年	一九一六	一・九一六	一九一六	一・九一六	三〇三	一・九一九	一九一九	一・九一九	七九三七	△〇〇三七
大正五五年	一九二五	一・九二五	一九二五	一・九二五	三〇四	一・九二九	一九二九	一・九二九	七九二六	△〇〇二六
大正五六年	一九三四	一・九三四	一九三四	一・九三四	三〇五	一・九三九	一九三九	一・九三九	七九一五	△〇〇一五
大正五七年	一九四三	一・九四三	一九四三	一・九四三	三〇六	一・九四八	一九四八	一・九四八	七九〇六	△〇〇一四
大正五八年	一九五二	一・九五二	一九五二	一・九五二	三〇七	一・九五〇	一九五〇	一・九五〇	七八九五	△〇〇一四
大正五九年	一九六一	一・九六一	一九六一	一・九六一	三〇八	一・九五八	一九五八	一・九五八	七八八四	△〇〇一四
大正六十一年	一九七〇	一・九七〇	一九七〇	一・九七〇	三〇九	一・九五七	一九五七	一・九五七	七八七三	△〇〇一三
大正六十二年	一九七九	一・九七九	一九七九	一・九七九	三一〇	一・九五五	一九五五	一・九五五	七八六五	△〇〇一三
大正六十三年	一九八八	一・九八八	一九八八	一・九八八	三一一	一・九五三	一九五三	一・九五三	七八五三	△〇〇一三
大正六四年	一九九七	一・九九七	一九九七	一・九九七	三一二	一・九五一	一九五一	一・九五一	七八四二	△〇〇一三
大正六五年	二〇〇六	一・九九六	二〇〇六	一・九九六	三一三	一・九四九	一九四九	一・九四九	七八三二	△〇〇一三
大正六六年	二〇一五	一・九九五	二〇一五	一・九九五	三一四	一・九四七	一九四七	一・九四七	七八二一	△〇〇一三
大正六七年	二〇二四	一・九九四	二〇二四	一・九九四	三一五	一・九四五	一九四五	一・九四五	七八一〇	△〇〇一三
大正六八年	二〇三三	一・九九三	二〇三三	一・九九三	三一六	一・九四三	一九四三	一・九四三	七七九四	△〇〇一三
大正六九年	二〇四二	一・九九二	二〇四二	一・九九二	三一七	一・九四一	一九四一	一・九四一	七七八四	△〇〇一三
大正七〇年	二〇五一	一・九九一	二〇五一	一・九九一	三一八	一・九三九	一九三九	一・九三九	七七七三	△〇〇一三
大正七一年	二〇六〇	一・九九〇	二〇六〇	一・九九〇	三一九	一・九三七	一九三七	一・九三七	七七六六	△〇〇一三
大正七二年	二〇六九	一・九八九	二〇六九	一・九八九	三二〇	一・九三五	一九三五	一・九三五	七七五五	△〇〇一三
大正七三年	二〇七八	一・九八八	二〇七八	一・九八八	三二一	一・九三三	一九三三	一・九三三	七七四四	△〇〇一三
大正七四年	二〇八七	一・九八七	二〇八七	一・九八七	三二二	一・九三一	一九三一	一・九三一	七七三三	△〇〇一三
大正七五年	二〇九六	一・九八六	二〇九六	一・九八六	三二三	一・九二九	一九二九	一・九二九	七七二二	△〇〇一三
大正七六年	二一〇五	一・九八五	二一〇五	一・九八五	三二四	一・九二七	一九二七	一・九二七	七七一六	△〇〇一三
大正七七年	二一一四	一・九八四	二一一四	一・九八四	三二五	一・九二五	一九二五	一・九二五	七七〇五	△〇〇一三
大正七八年	二一二三	一・九八三	二一二三	一・九八三	三二六	一・九二三	一九二三	一・九二三	七六九四	△〇〇一三
大正七九年	二一三二	一・九八二	二一三二	一・九八二	三二七	一・九二一	一九二一	一・九二一	七六八三	△〇〇一三
大正七十年	二一四一	一・九八一	二一四一	一・九八一	三二八	一・九二〇	一九二〇	一・九二〇	七六七二	△〇〇一三
大正七一年	二一五〇	一・九八〇	二一五〇	一・九八〇	三二九	一・九一九	一九一九	一・九一九	七六六一	△〇〇一三
大正七二年	二一五九	一・九七九	二一五九	一・九七九	三三〇	一・九一七	一九一七	一・九一七	七六五〇	△〇〇一三
大正七三年	二一六八	一・九七八	二一六八	一・九七八	三三一	一・九一五	一九一五	一・九一五	七六三九	△〇〇一三
大正七四年	二一七七	一・九七七	二一七七	一・九七七	三三二	一・九一三	一九一三	一・九一三	七六二八	△〇〇一三
大正七五年	二一八六	一・九七六	二一八六	一・九七六	三三三	一・九一一	一九一一	一・九一一	七六一七	△〇〇一三
大正七六年	二一九五	一・九七五	二一九五	一・九七五	三三四	一・九〇九	一九〇九	一・九〇九	七六〇六	△〇〇一三
大正七七年	二二〇四	一・九七四	二二〇四	一・九七四	三三五	一・九〇七	一九〇七	一・九〇七	七五九五	△〇〇一三
大正七八年	二二一三	一・九七三	二二一三	一・九七三	三三六	一・九〇五	一九〇五	一・九〇五	七五八四	△〇〇一三
大正七九年	二二二二	一・九七二	二二二二	一・九七二	三三七	一・九〇三	一九〇三	一・九〇三	七五七三	△〇〇一三
大正七十年	二二三一	一・九七一	二二三一	一・九七一	三三八	一・九〇一	一九〇一	一・九〇一	七五六二	△〇〇一三
大正七一年	二二四〇	一・九七〇	二二四〇	一・九七〇	三三九	一・八九九	一八九九	一・八九九	七五五一	△〇〇一三
大正七二年	二二四九	一・九六九	二二四九	一・九六九	三四〇	一・八九七	一八九七	一・八九七	七五三九	△〇〇一三
大正七三年	二二五八	一・九六八	二二五八	一・九六八	三四一	一・八九五	一八九五	一・八九五	七五二八	△〇〇一三
大正七四年	二二六七	一・九六七	二二六七	一・九六七	三四二	一・八九三	一八九三	一・八九三	七五一七	△〇〇一三
大正七五年	二二七六	一・九六六	二二七六	一・九六六	三四三	一・八九一	一八九一	一・八九一	七五〇六	△〇〇一三
大正七六年	二二八五	一・九六五	二二八五	一・九六五	三四四	一・八八九	一八八九	一・八八九	七四九五	△〇〇一三
大正七七年	二二九四	一・九六四	二二九四	一・九六四	三四五	一・八八七	一八八七	一・八八七	七四八四	△〇〇一三
大正七八年	二三〇三	一・九六三	二三〇三	一・九六三	三四五	一・八八五	一八八五	一・八八五	七四七三	△〇〇一三
大正七九年	二三一二	一・九六二	二三一二	一・九六二	三四六	一・八八三	一八八三	一・八八三	七四六二	△〇〇一三
大正七十年	二三二一	一・九六一	二三二一							

## 國有十年

五八

國有の結果政府は年々總係費約九七〇,〇〇〇圓を節約しえべきことを當初に於て豫想したりしが、この豫想は左表に掲ぐる如く全く事實として證明せられたり。左表は國有後十箇年間の營業費と國有前五ヶ年間のそれとを比較掲載したるものなり。

年 度	國 有 前 五 ヶ 年 度	國 有 後 十 箇 年 度	總 係 費	營業哩ニ對スル總係費	總係費	列車走行哩ニ對スル	營業費全額ニ對スル割合
明治三十九年	一九五八年度	二〇五九年	一九五八、五〇七	一九五八、五〇七	一九五八、五〇七	一九五八、五〇七	一九五八、五〇七
明治四十一年	一九六〇年	二〇六〇年	二〇五九、九八三	二〇五九、九八三	二〇五九、九八三	二〇五九、九八三	二〇五九、九八三
明治四十二年	一九六一年	二〇六一年	二五六一、八四七	二五六一、八四七	二五六一、八四七	二五六一、八四七	二五六一、八四七
明治四十三年	一九六二年	二〇六二年	二三七九、〇七八	二三七九、〇七八	二三七九、〇七八	二三七九、〇七八	二三七九、〇七八
明治四十四年	一九六三年	二〇六三年	一九六三、九〇二	一九六三、九〇二	一九六三、九〇二	一九六三、九〇二	一九六三、九〇二
明治四十五年	一九六四年	二〇六四年	一〇七八、八六九	一〇七八、八六九	一〇七八、八六九	一〇七八、八六九	一〇七八、八六九
明治四十六年	一九六五年	二〇六五年	九六九、五〇九	九六九、五〇九	九六九、五〇九	九六九、五〇九	九六九、五〇九
明治四十七年	一九六六年	二〇六六年	一、一六一、五三七	一、一六一、五三七	一、一六一、五三七	一、一六一、五三七	一、一六一、五三七
明治四十八年	一九六七年	二〇六七年	一、三一、七六〇	一、三一、七六〇	一、三一、七六〇	一、三一、七六〇	一、三一、七六〇
明治四十九年	一九六八年	二〇六八年	一、四五六、四〇〇	一、四五六、四〇〇	一、四五六、四〇〇	一、四五六、四〇〇	一、四五六、四〇〇
明治五十一年	一九六九年	二〇六九年	一、三六〇、四一五	一、三六〇、四一五	一、三六〇、四一五	一、三六〇、四一五	一、三六〇、四一五
明治五十一年	一九七〇年	二〇七〇年	一、三六九、〇九一	一、三六九、〇九一	一、三六九、〇九一	一、三六九、〇九一	一、三六九、〇九一

年 度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度
年 均	一九三三、四三	一九三〇、八五五	一八一、一〇一	一九二、一〇一	一九三、四三	一九三、四三	一九三、四三
教 濟 組 合 給 與 金							
營業費總額ニ對スル割合							
病 院 費	二五二、九〇	二三五、六二	二〇六、一五	一	一	一	一
營業費總額ニ對スル割合							
機 密 費	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九	一三〇、三〇九
營業費總額ニ對スル割合							

前掲の表に依り、國有以前に於て營業費總額に對する總係費平均八・三「パーセント」を占めたりしもの、國有後に於ては減じて二・六「パーセント」となれり。此の減額は既に述べしが如く合同の結果事務の重複より生ずる冗費並に重役の俸給及諸給を節約し得たるに依るものなり。

尙此の外に鐵道職員救濟組合の補助金、機密費、病院費等あり、是等は總係費の負擔には非ざれども便宜上左に之を掲げたり。

年 度	明治四十年度	明治四十二年度	明治四十三年度	明治四十四年度	明治四十五年度	明治四十六年度	明治四十七年度	明治四十八年度	明治四十九年度
年 均	一九五、二四五	一九五、二四五	一九五、二三三	一九五、二三二	一九五、二二二	一九五、二一九	一九五、二〇九	一九五、二〇六	一九五、一八六
教 濟 組 合 給 與 金									
營業費總額ニ對スル割合									
病 院 費	一三〇、三〇九								
營業費總額ニ對スル割合									
機 密 費	二〇〇、〇〇〇								

國有十年

故に若し此の三項の費額を總係費に加ふるもその全額は全營業費の三・六「パー セント」を超えざるなり。

卷之三

保存費に關して述ぶるに當り注意すべきは、過去十箇年間に於て風水害の被害復舊のために投じたる費額の尠少ならざることにして、近年に至り風水害は殆んど毎年の例となるに至れり。左表は風水害の復舊費中保存費より支出するものを示せるものなり。

年 度	風水害復舊費	保存費總額二對ス ル割合
明治四十一年度	八七九、四〇一円	一〇・一%
明治四十二年度	三三七、一二四	四・一%
明治四十三年度	八四四、一〇九	八・三%
明治十四年度	四八七、八九四	四五・一%
年 度	風水害復舊費	保存費總額二對ス ル割合
大正元年	四四七、七九九円	三・三%
大正二年	五五四、三七〇	四・三%
大正三年	一、〇三五、六八〇	七・九%
大正四年	三六〇、二七六	二・八%
大正五年	二〇五、八七六	一・五%

年 平 均	明治三十六年度 五、四四一、六一五	明治三十七年度 五、三六〇、二四八	明治三十八年度 六、二一九、九一七	明治三十九年度 六、七三七、二九五
一一、〇〇八、五五〇	五、八〇一、二五〇	一、四二一・九九	一、三七八・五四	一、三七八・五四
一一一	一、〇二六・一五	一、〇二六・一五	九九六・〇四	九九六・〇四
一一一	一、七六	一、七六	一、七八	一、七一
一一一	二一七	二一七	二一九	二一五
一一一	二二七	二二七	二二九	二二一
一一一	二三〇	二三〇	二三一	二三一
一一一	二三〇	二三〇	二三一	二三一
一一一	二三一	二三一	二三二	二三二
一一一	二三二	二三二	二三三	二三三
一一一	二三三	二三三	二三四	二三四
一一一	二三四	二三四	二三五	二三五
一一一	二三五	二三五	二三四	二三四
一一一	二三六	二三六	二三七	二三七
一一一	二三七	二三七	二三八	二三八
一一一	二三八	二三八	二三九	二三九
一一一	二三九	二三九	一二、三五二、五〇四	一二、三五二、五〇四
一一一	一二、三五二	一二、三五二	一二、三五二、五〇四	一二、三五二、五〇四
一一一	一二、六二四	一二、六二四	一〇、八四〇、八八二	一〇、八四〇、八八二
一一一	一二、六二四	一二、六二四	一〇、一一五、三七八	一〇、一一五、三七八
一一一	一二、六二四	一二、六二四	八、九〇二、七五〇	八、九〇二、七五〇
一一一	一二、六二四	一二、六二四	一、九四三・七五	一、九四三・七五
一一一	一二、六二四	一二、六二四	一、六三五九八	一、六三五九八
一一一	一二、六二四	一二、六二四	一、九七七・二一	一、九七七・二一
一一一	一二、六二四	一二、六二四	八、二八五、二三三	八、二八五、二三三
一一一	一二、六二四	一二、六二四	八、七四二、二五二	八、七四二、二五二
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治四十年度 有機國	明治四十年度 有機國
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治四十一年度	明治四十一年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治四十二年度	明治四十二年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治四十三年度	明治四十三年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治四十四年度	明治四十四年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	正元年	正元年
一一一	一二、六二四	一二、六二四	正三年度	正三年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	正四年度	正四年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	正五年度	正五年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	大正五年度	大正五年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	大正四年度	大正四年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	大正三年度	大正三年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	大正二年	大正二年
一一一	一二、六二四	一二、六二四	大正一年	大正一年
一一一	一二、六二四	一二、六二四	正一年度	正一年度
一一一	一二、六二四	一二、六二四	平均	平均
一一一	一二、六二四	一二、六二四	明治三十六年度	明治三十六年度

線路一哩當保存費は國有前の五箇年に於て年平均一、〇二六圓なりしもの國有後の十箇年に於ては平均一、四三九圓に上れり。

車輛修繕費

固有十年

車輌修繕費も亦國有以來次第に増加を見たりしが、四十年度より四十二年度に至る三箇年に亘り特に著しきを見る。即ち左表の如し。

年 度	車輛修繕費	線路一哩當費額	一列車哩當費額	一機關車哩當費額	營業費總額二對ス ル割合
明治三十五年度前 國	二、九一七、一九〇	七八三・九四	・〇九九	・〇八八	一二・六
明治三十六年度	三、二四七、〇一一	八二二・五九	・一〇三	・〇九〇	一三・四
明治三十七年度	三、二六五、〇一二	七八四・〇三	・一〇九	・〇九〇	一三・四
明治三十八年度	三、六八〇、六五九	八五三・二一	・一一六	・一〇一	一三・四
明治三十九年度	四、三九六、九一二	一、〇〇五・六八	・一〇九	・〇九五	一三・四
明治四十一年度	三、五〇一、三五七	八四九・八九	・一〇六	・一〇一	一三・四
明治四十二年度	一、二六〇・八八				
明治四十三年度	一、七一一・二六				
明治四十四年度	一、六八〇・四二				
明治四十五年度	一、三七八・七二				
明治四十六年度	一、三八一・六七				
明治四十七年度	一、四九〇・一七				
明治四十八年度	一、四三三・〇三				
明治四十九年度	一、三六四・二〇				
大正元年	七、六一九、二〇八				
大正二年	七、六六三、九八一				
大正三年	七、六四四、四三六				
大正四年	六、八三九、七〇一				
大正五年	六、五七三、〇二四				
大正六年	六、八三九、七〇一				
大正七年	一、一三九				
大正八年	一、一三八				
大正九年	一、一三一				
大正十年	一、一三〇				
明治四十年度	國有機	年平均	年平均	年平均	年平均
明治四十一年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度
明治四十二年度	五、五七四、九六七	五、五七四、九六七	五、五七四、九六七	五、五七四、九六七	五、五七四、九六七
明治四十三年度	七、七二二、四〇五	七、七二二、四〇五	七、七二二、四〇五	七、七二二、四〇五	七、七二二、四〇五
明治四十四年度	七、六九六、六六七	七、六九六、六六七	七、六九六、六六七	七、六九六、六六七	七、六九六、六六七
明治四十五年度	六、五七三、〇二四	六、五七三、〇二四	六、五七三、〇二四	六、五七三、〇二四	六、五七三、〇二四
明治四十六年度	六、八三九、七〇一	六、八三九、七〇一	六、八三九、七〇一	六、八三九、七〇一	六、八三九、七〇一
明治四十七年度	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九
明治四十八年度	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八
明治四十九年度	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一
大正元年	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇
大正二年	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九
大正三年	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八
大正四年	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一
大正五年	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇
大正六年	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九
大正七年	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八	一、一三八
大正八年	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一
大正九年	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇
大正十年	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一三九

鐵道用品の昂騰と相俟つて本項の費額をかくの如く増加せしめたるものとす。事情かくの如くなりしと雖も明治四十三年度以降次第に列車走行哩當、及機關車走行哩當費額の減少を見たるは國有の斎したる結果にして、新制度の下に於て工場の機能を各特殊的ならしめ、鐵道の各所に配置されたる各工場に貯藏すべき豫備品の數量を減じ、各工場の能力に應じて車輛を割當て、以て修繕に便し、客車の修繕に要する日數を三十三日より十九日に、貨車の修繕日數を三十日より八日に短縮するを得たり。今大正二年度より大正五年度に至る四箇年間の車輛修繕費を車種別に掲ぐれば左の如し。

年 度	大正五年度	大正四年度	大正三年度	大正二年度
機 關 車 車 輛	三、七〇五、一九〇 四七、六五六	三、五八五、六六一 四一、八四五	三、六一三、四九六 三六、〇一〇	三、七二五、九七一 五六、四二一
電 氣 機 關 車 輛	一、八五〇、四七一 一五八、四二六	一、五四五、〇九五 一四八、〇〇〇	一、六四八、四二一 八八、九九八	一、六五七、〇七六 五六、六七二
貨 物 電 車	二、一四一、二〇一 一九四二、一六六	二、〇九二、一九二 二、〇三三、八六二	二、〇九二、一九二 二、〇三三、八六二	二、〇九二、一九二 二、〇三三、八六二

國有十年

六四

大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	年
四五七二七	一、一三二	一、一六五	四九	度
七二七	二五一	二三四	一、二五七	度
一、七〇一	三、〇〇一	三、四八七	一、三七三	度
一、五五〇	一、四四三	一、三七八	一、三八八	度
四、七〇一	二六〇	二七五	三、九七三	年
一、五五〇	三、〇〇一	二三四	一、一六五	度
四、七〇一	二五二	二三四	四八	度
一、四四三	一、一三二	一、一六五	四六	年
一、五五〇	二五一	二三四	四八	度
一、三七八	三、四八七	三、四八七	四九	度
一、三七八	一、三七八	一、三七八	四九	年

通鑑

運輸費と汽車費とは營業費中最も重要な二大項目にして、其の計數の多少は一に運輸の繁簡に應するものなり。今國有後十箇年間に於ける運輸費の變動を國有以前に於ける五箇年間のそれと對比すれば左の如し。

年 度	運 輸 費	線路一哩當費額	一列車哩當費額	一人噸哩當費額	營業費總額ニ對ス ル割合
明治三十五年度	六、三一八、八三三四	一、六九七・五三四	一、七二四・二五	•二二三五四	二七・三
明治三十六年度	六、八〇六、一四九	一、六九一・三四	一、六九一・三四	•〇〇三一八四	二八・一
明治三十七年度	七、〇四二、九九一	一、七六四・九五	一、七六四・九五	•〇〇一三二四	二九・一
明治三十八年度	七、六一三、八一五	•二五五一	•二五五一	•〇〇二一〇五	二六・四

明治三十九年度	八、八九五、二七六	年平均	年平均	年平均
明治四十一年度	一〇、五九一、五一八	二、三九五、四六	二五七五	〇〇二五四
明治四十二年度	一一、〇七一、二九五	二、五五三、三六	二五五〇	〇〇一四二
明治四十三年度	一〇、五六三、七六三	二、三〇六、四〇	二四四九	〇〇一三四
明治四十四年度	一二、六九七、四一七	二、四五三、五八	二五六四	〇〇一三六
明治四十五年度	一四、一〇二、三四七	二、五八一、九二	二五七七	〇〇一三三
大正元年	一四、九七九、四五九	二、七四九、〇五	二五六六	〇〇一三一
大正二年	一五、六二八、一五八	二、八〇〇、八九	二五六六	〇〇一三一
大正三年	一五、六八一、三四一	二、七九八、一九	二五六三	〇〇一三一
大正四年	一六、七一九、八七〇	二、七三七、〇四	二五六二	〇〇一三一
大正五年	二、八七七、七八	二、八七七、七八	二五六一	〇〇一三一
年平均	一三、三八一、六四五	二、六一五、三七	二三八二	〇〇一三九
年平均	二、六一五、三七	二、六一五、三七	二七·四	〇〇一三六
年平均	二、六一五、三七	二、六一五、三七	二六·三	〇〇一三九

茲にも亦吾人は國有後費額の増大せるを認む。即ち運輸費總額は殆んど倍加し、線路一哩當費額は五三〔バー セント〕を増したり。然して十箇年間に於て停車場數の一、一五三より一、六六八に増したこと、及停車場及列車の設備改善等に多大の費を投じたること等は共に本項の費額を大ならしめたる原因の大なるものなり。然れ共運輸費の一人噸哩當り費額を求むる時は却つて減退せるを見るべく、以て鐵道運輸の發展の跡を察知するを得ん。尙本項を終るに當り左に鐵道院直

營の旅館費を掲ぐることとせん。

六六

年 度	旅 館 費	營業費總額ニ對スル割合	
		明治四十三年	大正元年
明治四十四年	三三・六七九	三五・〇三九	三三・七二〇
大正二年	六八・七四〇	一一・一	一一・一
明治四十五年	三三・六七九	三五・〇三九	三三・七二〇
大正三年	六八・七四〇	一一・一	一一・一
明治三十六年	三三・六七九	三五・〇三九	三三・七二〇
大正四年	六八・七四〇	一一・一	一一・一
明治三十七年	三三・六七九	三五・〇三九	三三・七二〇
大正五年	六八・七四〇	一一・一	一一・一

備考 明治四十二年度以前に於ては運輸費中に合算せり。

汽  
車  
費

國有後運輸能率の増進、機關車並客貨車標準の向上、運轉速度の増進、諸設備の改善、旅行時間の正確、機關車牽引力の増加、貨車の自由なる配給及其結果として得らるゝ空車哩の減少、同一職員によりて達し得べき能率の増加等凡てこれ等の原因は相俟つて列車の運轉を左表の如く經濟的に、然も大なる能率を擧ぐるを得しめたり。

年 度	汽 車 費	營業費總額ニ對スル割合	
		一機 關 車 哩 當 費 額	營業費總額ニ對スル割合
明治三十九年	一一・四六二・五六六	一一・四〇八一	一一・四〇八一
大正二年	一一・四六二・五六六	一一・四〇八一	一一・四〇八一
明治四十一年	一一・八三〇・三七五	一一・七五三・一七七	一一・七五三・一七七
大正二年	一一・八三〇・三七五	一一・七五三・一七七	一一・七五三・一七七
明治四十二年	一一・七二〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇
大正二年	一一・七二〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇
明治四十三年	一一・六一八・〇九七	一一・八〇八・〇九七	一一・八〇八・〇九七
大正二年	一一・六一八・〇九七	一一・八〇八・〇九七	一一・八〇八・〇九七
明治四十四年	一一・五〇四・六五四	一一・四九二・〇四九	一一・四九二・〇四九
大正二年	一一・五〇四・六五四	一一・四九二・〇四九	一一・四九二・〇四九
明治四十五年	一一・四九一・三〇八	一一・三九一・三〇八	一一・三九一・三〇八
大正二年	一一・四九一・三〇八	一一・三九一・三〇八	一一・三九一・三〇八
明治四十六年	一一・三九一・六二	一一・三九一・六二	一一・三九一・六二
大正二年	一一・三九一・六二	一一・三九一・六二	一一・三九一・六二

年 平 均	年 平 均	國 有 機 關 車 哩 當 費 額	
		明治三十九年	大正二年
明治四十一年	一一・八三〇・三七五	一一・八三〇・三七五	一一・八三〇・三七五
明治四十二年	一一・七五三・一七七	一一・七五三・一七七	一一・七五三・一七七
明治四十三年	一一・九三〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇	一一・九三〇・九三〇
明治四十四年	一一・八〇八・〇九七	一一・八〇八・〇九七	一一・八〇八・〇九七
明治四十五年	一一・四九二・〇四九	一一・四九二・〇四九	一一・四九二・〇四九
明治四十六年	一一・三九一・三〇八	一一・三九一・三〇八	一一・三九一・三〇八

前表によりて機關車走行一哩當汽車費は國有後三箇年には著しく増加せしも、以後漸次低下し、營業費總額に対する本項費額の割合は大體に於て逐年低下の傾向を示せり。既に述べたるが如く鐵道國有の結果は本項費額中の大部分を構成する燃料油脂消費高の節約に於て著しき利益を示したり、即ち左表の如し。

明治四十二年										明治四十三年										明治四十四年																	
大正元年					大正二年					大正三年					大正四年					大正五年					大正六年												
雜費		汽運		車輛		保養		總額		種別		年		度		私設鐵道借用料		燃料		油脂		計		汽車費總額		一機關車哩當		燃料		車輛走行百哩當							
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費								
一	一四	五六九	二九五	二七四	三四七	一三〇	二二七	八・三	八・三	國有前五ヶ年間ノ平均	國有後十ヶ年間ノ平均	大	大	大	年	度	私設鐵道借用料	燃料	油脂	計	汽車費總額	一機關車哩當	燃料	車輛走行百哩當	一	一	一	一									
		一四	五七五	二九四	二八一	三八九	一五七	二三二	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三三一・九三五円	九・七七	九・三六	二三七	五六四	五二	二六六	一・二二四	一・〇〇四	七九二	七〇三	七一九	一・一三一	一・一〇五	一・一〇六	一・一三三	一・一二六	一・一二二			
																	三四七・六三九	九・三六	九・三六	二〇三	二〇三	二〇七	二五二	九・七七	九・三六	七・八九三	七・〇三七	六・二一〇									
																	二六七・八二二	一三〇・八九五	一三〇・六〇四	二九一・六四四円	二九一・六四四円	二九一・六四四円	二九一・六四四円	九・四七五	九・四七五	八・三六	九・一一九	七・六八九	六・八六七	六・五五八	六・五五八						
																	二二九・一六四円	一一九・一六四円																			

## 營業費の概括

以上述べしところの營業費の内訳を概括すれば左の如し。

雜費	汽運	車輛	保養	總額	種別	年		度		私設鐵道借用料	總營業費ニ對スル割合																										
						小計	費	小計	費																												
一	一四	五六九	二九五	二七四	三四七	一三〇	二二七	八・三	八・三	國有前五ヶ年間ノ平均	國有後十ヶ年間ノ平均	大	大	大	年	度	私設鐵道借用料	總營業費ニ對スル割合																			
		一四	五七五	二九四	二八一	三八九	一五七	二三二	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三三一・九三五円	九・三六	九・三六	二〇三	二〇三	二〇七	二五二	九・七七	九・三六	七・八九三	七・〇三七	六・二一〇	六・二一〇								
																	二六七・八二二	一三〇・八九五	一三〇・六〇四	二九一・六四四円	二九一・六四四円	二九一・六四四円	二九一・六四四円	九・四七五	九・四七五	八・三六	九・一一九	七・六八九	六・八六七	六・五五八	六・五五八	六・五五八	六・五五八	六・五五八	六・五五八	六・五五八	六・五五八
																	二二九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円	一一九・一六四円		

前表に於ける顯著なる事實は其の燃料油脂價格合計が明治四十二年度、四十三年度、四十四年度及大正四年度に於て減少したことなり。石炭の相場の變動が多少其の因をなせりと雖も、主として燃料油脂節約の結果に因由することは機關車走行哩當及車輛百哩當費額の減少によりて窺ふを得べし。大正二年度以後に於ける機關車走行哩當及車輛百哩當費額の少しく増大せるは強力機關車の増備によるものにして、其の效率の増進せることは車輛百哩當費額の減少によりて知るを得べし。

最後に營業費中の一項目私設鐵道借用料に就てその支出額をあぐれば左の如し。

前表の計数中顯著なる點は、鐵道の設備に關する費額即ち保存費、車輛修繕費の平均が増加したるに反し、實際作業費即ち運輸費、汽車費にありては國有の前後を通じて大なる變動なきことなり。尤も運輸費に於て多少の増加を見たれども、こは總係費の減少によりて充分補はれて餘りあり。

以上鐵道の營業費のみにつき觀察し來りしが、今本章を終るに當り船舶費に付きて其の成績を一瞥せんとす。

年 度	船 舶 收 入	年 度	船 舶 費
明治四十一年度	八三五、五四七円	大正元年	六二二、三七八円
明治四十二年	一、三八九、四九四	大正二年	一、一九〇、五三八
明治四十三年	一、五七一、〇三九	大正三年	一、三三七、〇〇一
明治四十四年	一、九〇三、九四七	大正四年	一、三八一、一三三
明治四十五年	二、〇九九、三九八	大正五年	一、五一八、七〇三
明治四十六年	一、五二〇、七〇三	大正六年	二、二四〇、八三八円
明治四十七年	二、二四一、一〇五	大正七年	二、二四四、一〇五
明治四十八年	二、二四二、七三三	大正八年	一、八一七、三〇七
明治四十九年	二、三三八、〇七三	大正九年	一、六一七、八五五
明治五十一年	二、三七九、〇八五	大正十年	一、六一七、九四四円
明治五十二年	一、六一七、九四四	大正十一年	一、六一七、九四四円

\* 優船梅ヶ香丸沈没に對する損害賠償八〇〇、〇〇〇圓を含む。

以上帝國鐵道營業成績の重要な事實を概觀して吾人は一の疑問に逢著す。「國有鐵道の經營は成功せりや否や」の問題即ち之れなり。これ極めて複雜なる問題にして一言を以て斷ずること能はざるなり。先づ此の問題を解くに當り、本章に於て敍べ來れる要點を概括するを要す。即ち國有鐵道に於ける營業費の營業收入に對する割合は四七・七「パーセント」にして純益の資本に對する割合六「パーセント」を示せり。而して年平均三千五百萬圓の利子を拂ひ、六箇年間に輕便鐵道に五百萬圓の補助金を與へ、且益金を以て補充改良、建設工事に投資せるもの四十二年より大正五

年度に至る八箇年間に一億七千二百萬圓に達し、此期間に於ける全投資の殆んど半ばに當る。これ等の諸點を考察するときは、我が國有鐵道の營業成績は極めて良好なりと言ふも敢て過言に非ざるべし。

## 第七章 國有後に於ける鐵道網の發達

明治三十九年三月鐵道國有法發布の時に當り、政府の所有に屬する線路全長一、四九九哩五四鎖なりき。明治三十九年度及同四十年度に私設會社線二、八二三哩〇九鎖を買收し、且同期間に新線の延長及讓受に依りて一二一哩二九鎖を增加したるを以て、明治四十一年三月三十一日に於ける線路延長合計四、四四哩一二鎖に達したり。而して大正六年三月三十日現在の鐵道延長は五、五六哩六四鎖にして、十箇年間に一、四一二哩五二鎖、一年平均一五六哩七七鎖の増加を見たる割合なり。左表は國有鐵道線路延長の發達を年度別に示したるものなり。

年 度	線 路 延 長	年 度	軌 道 延 長	年 度	線 路 延 長	年 度	軌 道 延 長
明治四十一年度	四、四四四哩 一二鎖	明治四十二年	四、五四二哩 二八鎖	明治四十三年	六、一五五哩 七四鎖	大正元年	五、二七一哩 二六鎖
明治四十四年	五、〇四三哩 二〇鎖	明治四十五年	七、四二四哩 二七鎖	明治四十六年	一、三八九哩 一五三鎖	大正二年	一、一七五哩 一五三鎖
明治四十七年	大正三年	明治四十八年	大正四年	明治四十九年	大正五年	明治五十一年	大正六年
明治四十八年	七、〇五二哩 六一鎖	明治四十九年	一、二八八哩 一五二鎖	明治五十一年	五、七五六哩 七六鎖	明治五十二年	九、〇二九哩 二三鎖
明治四十九年	六、六二四哩 五八鎖	明治五十一年	五、六八六哩 二六鎖	明治五十二年	五、六八六哩 七二鎖	明治五十三年	八、二〇〇哩 七五鎖
明治五十一年	四、六二三哩 六一鎖	明治五十二年	一、二二二哩 一五二鎖	明治五十三年	五、五四七哩 七一鎖	明治五十四年	八、六一哩 五一鎖
明治五十二年	四、五四二哩 二八鎖	明治五十三年	一、一七五哩 一五二鎖	明治五十四年	五、二七一哩 一六六鎖	明治五十五年	一、一六四哩 一四鎖
明治五十三年	四、六二三哩 六一鎖	明治五十四年	一、二二二哩 一五二鎖	明治五十五年	五、七五六哩 七六鎖	明治五十六年	一、一六三哩 一六六鎖
明治五十四年	四、六二三哩 六一鎖	明治五十五年	一、二八八哩 一五二鎖	明治五十六年	五、七五六哩 七六鎖	明治五十七年	一、一六三哩 一六六鎖

結果を表す圖鑑達を合併の面積及人口に對する割合を示せば左の如し。

年 度	人口 (臺灣、樺太、朝 鮮ヲ除ク)	面積 (臺灣、樺太、朝 鮮ヲ除ク)	哩 程	人口十萬人ニ對スル 哩程	面積百平方哩ニ對 スル哩程
明治四十一年度	四八、八一九、六三〇	一四七、六九七、七四	四、八八九哩 七四頃	一〇・〇二哩	三・三一
明治四十一年度	四九、五八八、八〇四	五、〇二〇〇〇	五、一二九六六	一〇・一二哩	三・四〇
明治四十二年	五〇、二五四、四七一	五、三八〇七七	五、六五〇二九	一一・四五哩	三・四七
明治四十三年	五〇、九八四、八四四	五、六五〇二九	六、〇一四二八	一二・三〇哩	三・六四
明治四十四年	五一、七五三、九三四	六、五九二一九	七、一三五五六	一三・三〇哩	三・八三
明治四十五年	五二、五二二、七五三	七、五〇五四二	七、五〇五四二	一二・三五哩	四・〇七
明治四十六年	五三、三六二、六八二	七、六二〇六〇	一三・八〇	一三・九〇哩	四・四六
大正元年	五四、〇一一、〇〇〇	一〇・九二	一〇・五五哩	一〇・五五哩	四・八三
大正二年	五五、二三五、〇〇〇	一一・四五	一一・四五哩	一一・四五哩	四・四六
大正三年	一〇・一〇〇〇〇〇〇	一〇・一一	一〇・一一哩	一〇・一一哩	三・八三
大正四年	一〇・一〇〇〇〇〇〇〇	一〇・一一哩	一〇・一一哩	一〇・一一哩	三・八三
大正五年	一〇・一〇〇〇〇〇〇〇	一〇・一一哩	一〇・一一哩	一〇・一一哩	三・八三
備考 哩程中には私設鐵道、私設輕便鐵道を含み、軌道は包含せず。					

地 方 別 職 業 名

國名編

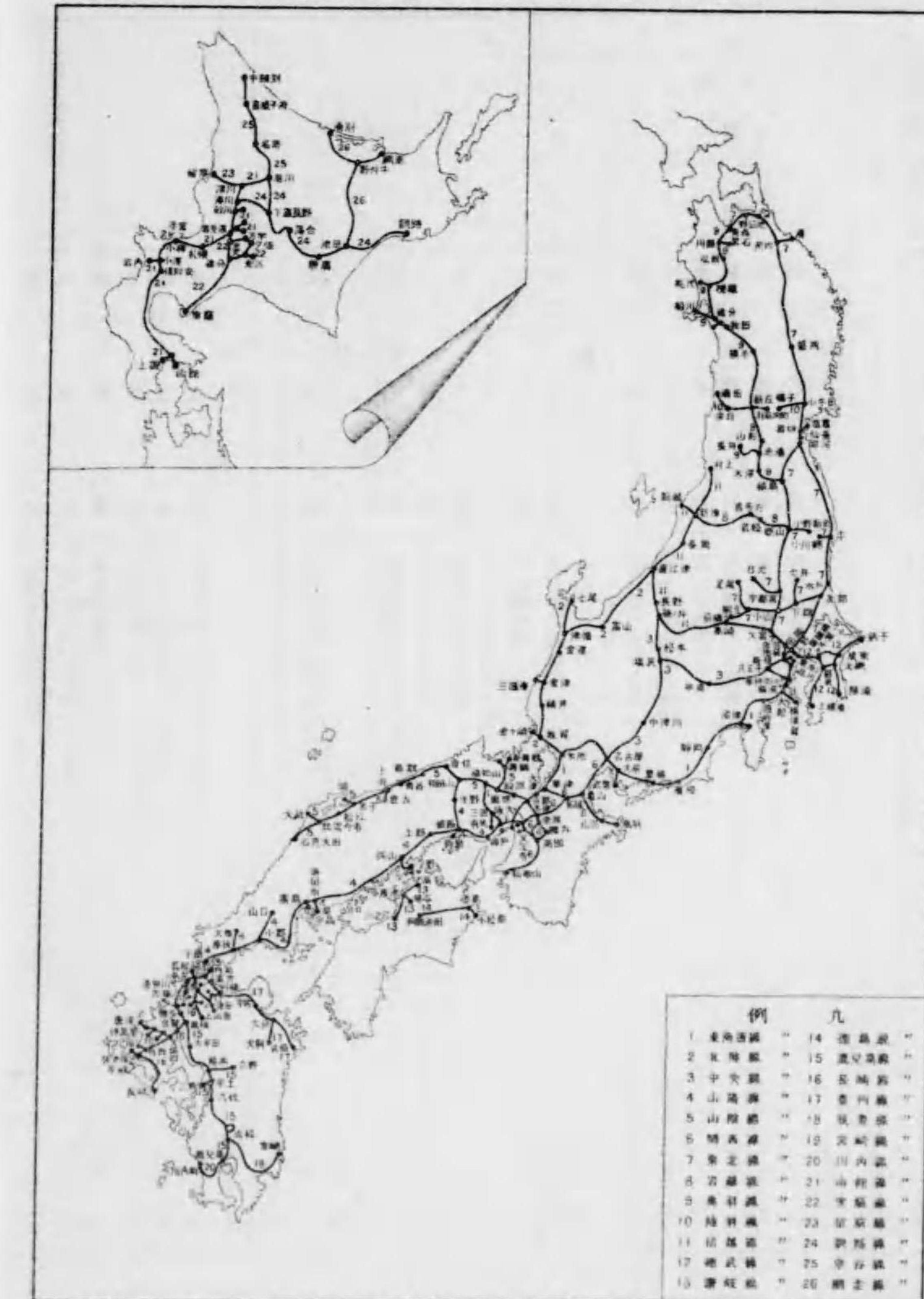
備考 借上線を包含す。	總計	北海道		九州		四國		東奥信陸岩	
		宗釧留室幽	網走谷路	鹿兒島	豐筑宮川	德識	岐島	北羽越	東奥信陸岩
線	線	線	線	線	線	線	線	線	線
高崎新潟間及支線	小牛田鳴子間	高崎新潟間及支線	郡山新津間	上野青森間及支線	福島青森間及支線	高崎新潟間及支線	小牛田鳴子間	高崎新潟間及支線	上野青森間及支線
兩國橋銚子間及千葉勝浦間並支線	北羽越	兩國橋銚子間及千葉勝浦間並支線	北羽越	北羽越	北羽越	北羽越	北羽越	北羽越	北羽越
池田網走間及支線	旭川中頓別間	旭川釧路間及支線	深川留萌間	函館旭川間及支線	岩見澤室蘭間及支線	鳥栖長崎間及支線	門司鹿兒島間	高松川之江間及支線	上野青森間及支線
九七三二七	一七〇六八	一〇六五六	三一〇九	三〇三五四	一三三〇七	一六一三六	五二五五	二四〇四三	三九〇五五
九五六六四	九七三二七	一七〇六八	一三七七三	一〇六五六	七七〇四七	一四三五五	五二七六	二七七三	一〇八一四
五、八五六六四	五、八五六六四	五、八五六六四	五、八五六六四	五、八五六六四	五、八五六六四	二八九六四	一〇五五一	一六五七六	九三九六六

第七章 國有後

圖路線道鐵有國在現末度年五正大

國有十年

七四



### 新線の延長

國有後の新線建設計畫は、明治二十五年鐵道敷設法及明治二十九年北海道鐵道敷設法に基けるものにして、この二法律は本邦鐵道建設の大計畫を具體せるものなること、及今日に於ても尙建設計畫の基礎をなすものなることは先に述べたるところなり。明治四十年四月一日迄に政府の建設に着手せし線路は合計一、七六〇哩にして内九九六哩の開通を遂げ、工事中の線路七百六十四哩なりき。即ち左表の如し。

明治四十一年四月一日迄に着手せる政府線哩程

線名	區間	開業哩程	工事中哩程	計	摘要
富吳舞篠陸中央羽	八王子名古屋間	三〇一三八哩	一六五六一哩	七六五一九	
山ノ井島線総線	福知山、境、今市間 敦賀、富山間 八代、鹿兒島間 福知山、園部、舞鶴間 篠ノ井鹽尻間 富山直江津間	五四三二哩 一二三四五哩 四〇五六哩 二六一四哩 二六〇七哩 七五三四哩	三九〇七哩 五八二三哩 一三九五哩 一九三三哩 二三四四哩 三〇五〇二哩		
明治三十五年十二月開通	明治三十八年六月開通			一、二二四三	明治三十二年三月開通

線名	區間	開業哩程	工事中哩程	摘要
北海道線	旭川雅内間	一八三四七哩 四三一九酒	一一四〇酒	
天鹽線(宗谷線)	空知太劍路間		二二四二八	
十勝及劍路線	深川留萌間		二一七一四	
留網根室線	池田網走間	三五〇〇	八九四二	
網走室線			三三七七一	
根室線			一六八哩五九酒	
大通			三五〇〇	
小通			一一七一四	
中通			八九四二	
北通			三三七七一	
南通			一六八哩五九酒	

左表は明治三十九年及四十年に於て、既に私設會社の手に依りて工事に着手せられたりしものにして、私設鐵道の買收と同時に政府の手に移りしものなり。

哩	程	五八哩 七二酒	三〇三七	二〇二〇	八六八	一八〇三	計
島	大字	山宇岡新	山	田佐山	牛崎喜多	羽分野	島大字
大	字	津	田	島	吉川	越	羽分野
宇	大	喜	新	島	内町	越	大字
大	字	多	原	新	田	區間	宇大
宇	大	方	東	新	庄	間	宇
大	字	田	我	新	酒	間	大
宇	大	佐	原	新	松	間	宇
大	字	山	新	吉	田	間	大
宇	大	宇	佐	川	更	間	宇
大	字	島	大	内	酒	間	大
宇	大	新	宇	町	松	間	宇
大	字	田	大	田	田	間	大
宇	大	佐	宇	佐	佐	間	宇
大	字	山	大	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇
大	字	田	田	田	田	間	大
宇	大	佐	佐	佐	佐	間	宇
大	字	山	山	山	山	間	大
宇	大	宇	宇	宇	宇	間	宇
大	字	島	島	島	島	間	大
宇	大	新	新	新	新	間	宇</

新 建 設 哩 程	總 開 業 哩 程	開 業 年 度
一六 四六	三三 二五	大正 元年 度
三三 二五	六九 五〇	大正 二五年 度
六九 五〇	三〇 六〇	明治 三十三年 度
三〇 六〇	八 六八	明治 十四年 度
八 六八	四〇 三七	明治 三十年 度
四〇 三七	二〇 五四	明治 二十二年 度
二〇 五四	三一 〇九	明治 四十四年 度
三一 〇九	一三〇 二三	明治 四十年 度
一三〇 二三	四四 二八	明治 三十四年 度
四四 二八	七六 〇九	明治 三十二年 度
七六 〇九	二六 〇七	明治 二四年 度
二六 〇七	五六 六一	明治 二二年 度
五六 六一	一四二 三一	明治 二一年 度
一四二 三一	五九 一二	明治 二十一年 度
五九 一二	三裡 五四	明治 二十一年 度
三裡 五四		

に遭遇したりしも、既定支出額の範囲内に於て、着々工を進め、大正六年三月末日迄に左記區間の開通を遂げたり。

而してこれに國有當時に於ける工事中線七六四哩及買收鐵道より承繼せし一二八哩を加ふる時は全長二三五二哩となる。此の外に豫定の輕便鐵道八二二哩あれども未だその豫算費につき議會の協賛を經るに至らず。是等輕便鐵道の敷設は明治四十四年度以降地方交通に便せんが爲に計畫せられたるものなり。

備考 本表中の哩程は實測哩を示す。但し\*印を附せるは豫定哩とす。

明治四十年度以降新線の延長を年度別に示せば左の如し。	計	高知	豊北	越中	海	條	田	津	度	萩北	小多	益西	熱羽	日羽	日羽	高	
	二五三七五	一	一	一	一	一	一	一	一	二七七六	二〇一八	一三四八	三一三三	〇五五	一	二〇三三	
	二五六三六	一	一	一	一	一	一	一	一	九四三	五四四	九五四	六〇四八	五五三	一三四八	三一三三	
	四二四三七	三四〇〇	五一七〇	三三四五	三〇三〇	三一六八	二五三七	二五三七	二五四〇	二五八一	二五三七	二五八一	二五五〇	二四五〇	二四五〇	二四五〇	二四五〇
工事未着手手線		四二四三七	三四〇〇	五一七〇	三三四五	三〇三〇	三一六八	二五三七	二五三七	二五四〇	二五八一	二五三七	二五八一	二五五〇	二四五〇	二四五〇	二四五〇
工事未着手手線		三一三七七	四二二〇六	二九三四四	三一八〇〇	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六	二二二〇六
年度未工事中哩程		五九〇四	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九	五九二九
年度中開業哩程		二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六	二一八一六
年 度 度	年 度 度	明治四十年度	明治四十一年度	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	明治四十六年	明治四十七年	明治四十八年	明治四九年	明治五十	明治五十年	明治五十年	明治五十年	明治五十年	明治五十年

卷之三

左表は大正六年三月末日に於ける工事の状況を示すものである。  
右表は大正五年三月金額と大正六年三月金額との比較である。

新庄線(九四哩五五鎖)及平線(五三哩一二鎖)は大正六年三月末日に於ては

國	明	明	明	年
治	治	治	治	度
四	四	十	四	年
十	十	一	十	度
二	一	二	一	度
年	年	度	度	度
度	度	度	度	度
三、三二八・三	三、一四五・四	二、七六八・九	哩 分	年度末現在營業哩程
一八二九	三七六・五	四三三・七	哩 分	年度中增加

年 度	年 度 中 開 業 哩 程	年 度 末 工 事 中 哩 程	工 事 未 着 手 線
明治四十四年度	一六八 <small>英里</small> 五四 <small>公里</small>	三八四 <small>英里</small> 七四 <small>公里</small>	四四四 <small>英里</small> 〇二 <small>公里</small>
大正元年	一七一 二八	五二三 五一	五六四 一六
大正二年	二三一 六五	三一八 三三	四八七 七六
大正三年	二三三 四〇	一六九 〇九	四二三 六〇
大正四年	七一 五三	二九七 四五	五〇二 三四
大正五年	八四 五四	二三四 四一	五六一 〇九
大正六年			
大正七年			
大正八年			
大正九年			
大正十年			
大正十一年			
大正十二年			
大正十三年			
大正十四年			

前表の示す處に依れば、新線の建設は國有後に於ける始めの三箇年間に於ては微々たるものなりしが、その第四年目即ち明治四十三年度に於て一躍二一八哩に増加せり。其後大正三年度に至る迄年々著しき延長を見たりしが、大正四年度及五年度に於て忽ち百哩以下に減少せしは七年計畫の實施と共に建設費を削減せしが爲なりとす。

左表は國有後十箇年間に於ける線路網の發達を國有以前の十箇年間と比較せるものなり。表中國有以前の哩程には比較の便宜上買收鐵道の哩程を包含せり。

後十箇年間の増加は一、四八四・三哩にして、五五四・九哩の減少を示せり。實に前者にありては明治三十九年及同四十年度を除くの外、年々約百五十哩の新線を建設したり。明治三十九年度に於ける減少は日露戰役の勃發によるものにして、明治四十年度の減少は鐵道國有法の實施に伴ひ私設會社線の建設工事中絶したるが爲なり。國有後に於ける新線建設の比較的遅々たる理由は種々あれども、主として財政上の事情に制せられたること、運輸能率を増進せしめんが爲、改良工事に主力を注ぎたるとに因るものなり。

要するに國有後政府の建設に係る鐵道は、大部分人口稀薄なる僻陬、若くは山嶽重疊の地方に敷かれたるものにして、非常なる難工事を經工費隨つて莫大にして而も収益之に伴はず、政府の經營に依るにあらざりせば是等の線路を完成して鐵道網を全國に普及せしめんことを望むべくもあらざりしなり。而して是等新線の延長は帝國鐵道網の全體より見れば偉大なる潜在的價値を有するものにして、是等諸線の全通は鐵道の輸送能力を遺憾なく發揮せしめ、產業の發達を促進し、以て地方の開發に資せしこと擧げて數ふべからざるなり。

今、左に新線の開通が運輸上に及ぼしたる影響に就き、重要なものを二三を略敍せん。

#### 新線開通と其の運輸上に及ぼしたる影響

##### 一、鹿兒島本線

同線は舊九州鐵道會社に於て、門司八代間を開業し、明治四十年六月一日國有となり、曩に政府に於て開業中の吉松鹿兒島間鐵道に連絡せしむる目的を以て爾來工事を重ね、明治四十一年六月一日人吉迄延長し、翌年十一月人吉吉松間二十一哩二分の開業に依り、茲に門司鹿兒島間二三八哩

八分の全通を見、九州縦貫線の完成を告げたり。

由來鹿兒島の地たる九州の南端に位し、沖繩を夾みて遠く南洋諸島に面し、東、阪神方面との交通の要衝に當り、隱然として九州貿易港の重鎮たり。東に都城宮崎を控へ、西南川内に近し。維新時代より長州土佐と並びて國事を談するもの多かりし丈、夙に土地開け人文發達せり。然れども交通狀態は僅に前記鹿兒島吉松間鐵道に依り地方交通に貢獻する所ありしも、九州北部及阪神方面との交通に至りては、一に九州東西沿岸を經由する航路に依るを以て遺憾の點少なからざりしが、前記鹿兒島線の全通するに及び形勢忽ち一變し、旅客の來往招對し、貨物の出荷を激増せしめたるもの鮮少ならず。今海運より鐵道運送に移りたる顯著なる例を述ぶれば、從來門司又は三角より海路鹿兒島に入りたる人造肥料の如き、又琉球大島產砂糖の一旦鹿兒島に入り、更に海路各地に運送せるもの、如き、孰れも鹿兒島線全通後鐵道に頼るものを激増せしめ、殊に肥後米の如き從來専ら海運により移出せられたりしも、同線の延長するに従ひ鐵道を利用するもの夥しく、今や陸運に頼るもの遙に海運を凌駕するに至れり。

今、鹿兒島線全通前後に於ける吉松、鹿兒島間鐵道の輸送量を示せば、左の如し。

鹿兒島、吉松間		全通	
旅客一哩平均人員	貨物一哩平均噸數	明治四十一年度	明治四十三年度
二七四、九五九	五一、七六九	二七四、九五九	三六八、八五六
		一一七、三二七	四三〇、九九三
		二七二、六〇四	

## 二、中央本線

中央線は東京より甲信を経て名古屋に至り、同所に於て東海道線に合するものにして、其の始め東京市内飯田町を起點とし、八王子迄舊甲武鐵道會社に於て敷設し、別に八王子名古屋兩方面より政府之を起工し、前者を中央東線、後者を中央西線と稱し、着々開業するに至りしが、明治三十九年十月一日甲武鐵道の買收に依り、明治四十年度末に於ては中央東線は飯田町鹽尻間、中央西線は名古屋坂下間の開業を見るに至る。爾來順次工程を進め、明治四十四年五月一日宮ノ越、木曾福島間の開業に依り、茲に東京飯田町、名古屋間中央線の全通を見、亞で明治四十五年四月一日萬世橋驛を開業し、今日に及べり。

今、名古屋萬世橋間と名古屋、東京間の哩程を比較するに、東海道線の二百三十四哩六分に對し、中央線は二百五十三哩八分なるを以て、中央線は十九哩二分長く、且つ同線は地勢上、隧道及勾配多く優良列車の運轉に適せざるものあるのみならず、其の輸送力等幾多支障の伴ふものある等、東海道線に比し遜色ありと雖も、同線の開通に依り、甲信沿線並に名古屋附近と同線並に信越線方面との交通距離を著しく近接せしめ、運輸交通を助長したる點に至りては、蓋し疑ふ可からざる事實なりとす。即ち明治四十五年四月及五月の兩月に亘り、長野善光寺開扉の催あるや、附近沿線よりの參詣團體の多數を示したるの外、名古屋附近及關西方面より中央線を經由し長野に乘降したるもの夥しく、爲に開期中同線に毎日二往復の臨時旅客列車を運轉したるが如き、又大正三年、東海道線水害の爲め列車不通となるや、一方臨時連絡船を運航したる外、直ちに名古屋より中央線に直通列車を頻發し、以て一時の急を救ひたるが如き、皆之れ同線開通の賜なりと云はざる可からず。特に製

絲業地たる諏訪岡谷附近に於ては、中央線の開業に依り益々斯業の發達を來し、今や製絲業地として、本邦の首位を占むるに至れり。例年六月より九月に亘り同地附近に到着する生乾繭は、實に莫大なるものにして、例年九千車内外を示し、就中大正五年度の如きは、一萬二千車に及び、製絲工女の輸送と相俟つて、同線に於ける一大年中行事となるに至れり。又初鹿野、鹽山諏訪附近、三留野釜戸附近より產出する石材にして、名古屋又は東京附近に輸送せらるるもの年々三四萬噸に及べるが如き、又從來木曾川を下して名古屋に荷揚げせられたる木曾材の、中央西線の開通により上松、木曾福島等より鐵道に由り大阪に運送せられたるもの多きを示すが如き、孰れも同線開通に因る影響として特筆に値すべきものとす。今中央線全通前後に於ける輸送量を擧ぐれば左の如し。

旅客一哩平均人員

區間	全通前		全通後	
	年度 明治四十三	大正元年度	大正五年度	ノ明治四年度 スル増度二對
八王子、鹽尻間	三六九、四五七	四五二、五四三	五三一、八二九	一六二、三七二
鹽尻、名古屋間	二六五、〇八五	五四三、六八三	五〇〇、六二〇	二三五、五三五
鹽尻、篠ノ井間	三五五、〇〇二	六五四、九五八	六三四、八二九	二七九、八二七

貨物一哩平均噸數

區間	全通前		全通後	
	年度 明治四十三	大正元年度	大正五年度	ノ明治四年度 スル増度二對
八王子、鹽尻間	二六七、三四七	二九二、二六〇	四〇七、七五七	一四〇、四一〇
鹽尻、名古屋間	一四八、四六四	二九〇、三二二	四四九、八四九	三四八、九八四
鹽尻、篠ノ井間	一一八、四三九	二六六、九〇三	一一八、四三九	一一八、四三九

27th April.

## 三、山陰本線

山陰本線は國有前に於ては元京都鐵道會社に於て敷設したる京都園部間に其の端を發し、別に政府之を敷設し、經營上の利益を圖り、阪鶴鐵道へ貸下げる福知山舞鶴間、並に政府の自營に係る境より米子を経て鳥取方面に至るべき鐵道あり、明治四十年度末に於ては京都園部間、綾部福知山

間、及鳥取米子間を開業し、連絡未完成の状態にありき。爾來未開業區間建設の工を進め、四十二年七月和田山城崎間、四十四年十月園部和田山間及城崎香住間を開業し、一方鳥取以東及米子以西の工程を進捗せしめ、四十五年三月一日香住濱坂間の開通に依り始めて京都、出雲今市間の貫通を見、

大正五年度末に於ては京都石見太田間の全通を遂げたり。

初め米子鳥取間及米子境間鐵道の開通は山陰方面の交通上に至大の利便を與へたりと雖も、既設幹線と隔絶せるを以て尙遺憾の點少なからざりしかば、阪鶴鐵道會社時代、舞鶴境間に連絡船阪鶴丸を運航し、以て神崎舞鶴間の鐵道に連絡せしめ、茲に阪神方面と山陰方面との接近を圖り、山陰地方開發上一進化を見るを得たり。國有後に於ては之等船車連絡を持続すると共に、一方既定計畫に基き順次工を興し、未成區間の開業に伴ひ別に城崎岩見間隱岐汽船會社經營の航路と連帶運輸を開始し、境舞鶴間の連絡と相俟て同方面旅客貨物運送上に貢獻する處少からざりしが、前記京都出雲今市間の全通を見るに及び之等船車連絡を廢止し、同區間直通連絡を完ふすると共に、京都及大阪より直通列車を運轉し、同方面交通上に一大革新を見るを得たり。今鐵道開通に依る影響の著しきものを見るに、旅客に在りては城崎、濱村、東郷、溫泉の浴客を多からしめ、就中、城崎溫泉の如き開通後、玄武洞の奇勝と共に名聲益々高く、殊に阪神地方より新線を利用する浴客の増加著しきものあり、又出雲大社參詣客等は開通前は僅に連絡船阪鶴丸に依りしも、同航路は北海航路に當り冬季間の如き風波荒く、連絡上支障少からざりしも、今や如上の不便を一掃し、殊に明治四十五年六月大社線の開業に依り參詣客益々増加するに至れり、又從來境港より前記連絡船其他沿岸貿易船により移出入せる貨物にして開通の結果鐵道に移りたるもの激増し、船車連絡上の不利不便を除き、運賃を低減し、輸送期間を短縮し、積替に依る貨物の毀損を免れしめたる等寛に昔日の比に非らざるに至り、従つて境港寄港の船舶の減少を見、境米子間通過貨物は轉じて山陰本線を利用するに至れり。今香住濱坂間開通前後に於ける運輸量を示せば左の如し。

年 度	旅 客 平 均 一 哩 人 員		貨 物 平 均 一 哩 噸 數
	明 治 四 十 三 年 度	大 正 元 年 度	
大正五 年 度			三五、九〇九
大正五 年 度 ニ對スル 増加	一九六、八七六	八四、九五六	一三六、二六五
	三一八、六九九	一〇〇、三五六	一四二、四七四
大正五 年 度ノ明治 四十三年度	三三九、三五〇		

#### 四、北陸本線

北陸本線は裏日本に於ける主要幹線の一たるのみならず、敦賀より大阪商船會社、並に露國義勇艦隊浦鹽斯德航路を介し、歐亞連絡の要衝に當れり。明治十五年三月敦賀に達し、次で明治二十九年七月福井に、三十一年四月金澤に、三十二年三月富山に達せり。以來久しく工程休止の姿なりしが、三十九年八月再び工を興し、一は富山より、一は既設信越線直江津より、共に着々工程を進め、四十三年四月富山泊間、四十四年七月直江津名立間、大正元年十月泊青海間、同年十二月名立絲魚川間を開業し、茲に未成區間、青海、絲魚川間四哩一分を残すのみなりしが、大正二年四月一日遂に同區間を開業し、米原直江津間二百二十八哩三分の全通を見たり。今金澤を中心とし、一方東海道線を經由し東京に至るものと、一方直江津より信越線を經て上野に至る哩程とを比較するに、前者の四百哩

八分に對し、後者は二百九十二哩七分に過ぎず、其の差百八哩一分を短縮し得たるを以て、本線の開通は沿線各地に異常の好影響を及ぼしたるの外、同線方面と東京其他關東並に信越地方との交通距離を著しく接近せしむると共に、新潟姫路間、新潟米原間、上野神戸間等に直通列車を運轉するに至り、旅客貨物運輸上に及ぼしたる效果鮮少ならずとせず、例へば去る大正二年長野善光寺法會の際の如き沿線より參詣客夥しく、臨時列車を運轉し直江津經由に依り頻繁に之を輸送し得たるは一に北陸線開通に依る結果なりと云はざるべからず。加之、由來北陸の地は米の主要產地として名高く、鐵道開通前に於ては伏木七尾三國港其他の各港より船舶に依り運送するの狀態なりしも、今や北海道行の如き特殊の關係あるもの、外大體に於て鐵道の利用を本位とするに至り、就中從來夙に大阪市場に其の首位を占めたる越中米にして、直江津經由により東京秋葉原に到着したるもの、全通前に比し五割の増加を示したるが如き、一に輸送距離及期間の短縮に因るものと謂ふべきなり。今北陸線に於ける一哩平均旅客貨物數量の全通前後に於ける數量を示せば左の如くにして如何に輸送の變化著しきやを窺ふに足るべし。

年 度	旅 客 平 均 一 哩 人 員			貨 物 平 均 一 哩 噸 數
	大 正 元 年 度	大 正 二 年 度	大 正 五 年 度	
大正五年度ノ 大正元年度ニ對 スル增加				
	五九七、三一七	六八四、二〇七	三一〇、四七七	
	六四六、九四三	六〇五、三三九	四九、六五六	
	四九、六二六	二九四、八六二	二九四、八六二	

### 五、岩越線

岩越線は、元岩越鐵道株式會社に於て郡山喜多方間四十九哩五分を敷設開業し、鐵道國有法により政府之を承繼し、次で將來信越線既設新津驛に至る目的を以て新津、喜多方兩方面より工を興し、大正三年十一月一日郡山新津間百八哩二分の開通を見、茲に裏日本と表日本との連絡を完成し、信越方面と東北奥羽北海道方面との交通距離は著しく短縮するに至れり。

大正三年秋田縣黒川油田の大噴油を見るに至りたるや、當時土崎製油場に於ける設備は到底其の產出額を製造消化するの能力を有せざるを以て原油の儘信越線沼垂柏崎、黒井の製造所に廻送すること、なりしが、始め信越線を經由せしため尙充分の目的を達する能ざざるの憾ありしも、其の後岩越線の全通に依り著しく距離を短縮し輸送力を緩和し得たるが如き其の一例なりとす。

又一方北陸線の全通と相俟て、關西方面と東北方面との交通は從來の東海道線經由及中央線經由に對し、更に岩越線、北陸線を介する一徑路を顯出せり、今右經路に對する哩程を見るに左の如し。  
以上之外、信越方面と最も密接の關係を有する東京方面との交通に至りては、從來碓氷越に依りたる爲、さなきだに輸送力の豊富ならざる同線は比年發達増加せる客貨に對し動もすれば其の輸送力充分ならざるの憾を免れざりしが、一度岩越線の開通に依り輸送力を倍蓰し得たるのみならず、距離の短縮と勾配を緩和し得たる點より信越線に比し同線經由を便とするに至り同方面的交

通狀態に一生面を開けり。今同線開通前後に於ける一哩當り客貨數量を見れば左の如し。

年 度	旅客平均一哩人員		貨物平均一哩噸數	
	大正二年 度(全通前)	大正四年 度(全通後)	大正五年 度(全通後)	大正五 年 度 スル 増 加 度 ノ 大 正 二 年 度 ニ 對
一二九、〇四〇	一九一、四九四	二七八、七四一	三三〇、五三四	九八、八九一
一五二、一七三	二〇九、三八七	二五一、〇六四	一一九、〇四〇	二〇九、三八七

惟ふに鐵道運輸の能力と利便の増進とは國有後十箇年間に於ける國有鐵道經營の主調を成せるものにして、營業線路の改良に付ては莫大的の資を投じたるを見る。蓋し時代の進運と之に伴ふ商工業の發展とは運輸能力の增加を求めて止まず。鐵道は常に設備の退歩に備へ新式の施設を採用し以て日進月歩の時勢に伴はざるべきである。殊に較近輸送數量の激増に鑑み幹線を複線、三線、四線となすの必要を感じること極めて切なるものあり。又大形機關車の使用と共に軌條橋桁を強力なるものに更換するを要し、列車の延長及回数の増加に伴ひては停車場構内を擴張し、保安設備を改善せざるべからず、又勾配變更、船車連絡等の工事を要するものも尠からず。是等の改良工事は新式車輛の増備と相俟つて國有後十箇年間に於て當路者の最も力を注ぎたる點なりとす。是等鐵道設備改良に関する詳細は之を後章に譲り、此處には只新線の延長よりは寧ろ同線路に於ける輸送能力の増進に傾注したる我が鐵道政策の指標として國有後十箇年間に於ける鐵道線路の發達を表示するに止めんとす。

年 度	單路延長		二 線		三 線		四線以上		軌道延長		側線及構內線		軌道總延長	
	(線路延長)	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總
明治四十一年度	四、四四四	一二五	四、四五四	一二五	四、五五二	二八	四、六二三	六一	四、六九	五六一	五、一〇九	一三三	一三三	一三三
明治四十二年度	四、五四二	二八	四、五四三	二〇	五、二一七	一六	五、二一七	一六	五、二七〇	〇四	六、五五	一九	六、五五	一九
明治四十三年度	四、六二三	六一	五、二二七	二〇	五、二一七	一六	五、二二七	一六	六、五五	〇四	六、五五	一九	六、五五	一九
明治四十四年度	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八
明治四十五年度	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八	五、一〇九	七八
大正元年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正三年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正四年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正五年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三
大正二年	一、一三三	一三三	一、一三三	一三三	一、一三三									

固より論を俟たず。本章に於ては此の問題に關し國有後十箇年間に於ける進歩の跡を尋ねんとす。

機  
器  
車

左表は十箇年間に増加したる新造機關車數並其重量を示せるものなり。

前表に示せる如く新造機關車の平均重量は漸次増加し、明治四十一年に於てテンダーを含み、五四一噸なりしもの、大正六年には八〇・八九噸となり、十箇年間に七八「バー セント」の増加を示せり。是れ近時世運の進展に伴ひ鐵道に依る客貨の輸送量は年に依りて盛衰ありしと雖も概して向上的趨勢を示し、従つて強大なる機關車の増備を要したことを見ることを證するものにして、明治四十年より四十三年に至る期間は多く四一四一〇、〇一六一二、又は二一八一〇の比較的小形なる機關車を新造したりしも、明治四十四年以降、急直行旅客列車用としては動輪直徑五呎三吋を有する「シユミック式過熱機關車にして、四一六一〇、四一六一〇又は二一六一〇の炭水車付機關車を新に配置したり、而して其内重量の最大なるものは百〇二噸に達す。又貨物機關車として、大正元年以降配置せらるものは二一八一〇又は〇一六一六一〇の炭水車付機關車にして、其内動輪上の重量の最大なるものは六十四噸にして、其總重量九十三噸なりとす。大正元年以降三十分の一の如き、急勾配線に於て旅客及貨物列車の牽引若くは推進用として〦一一〇一〇形タンク機關車（其重量六十四噸）を増備し、尙信越線の一部十五分の一勾配には、從來アプト式蒸氣機關車を使用したりしも、四十五年此區間に電氣機關車を併用運轉せしむるに至りたり。

「タンク」機関車が七二パーセントの増加をなしたる間に「タンク」機関車の増加は僅に一五パーセントに過ぎず、而して最も注目に値するは最近三箇年間に於て「タンク」機関車が次第に減少し來りしことなりとす。

十箇年間に於ける機関車總數の増加は、八百一輛即ち四十二「パーセント」にして、機關車總重量は六十四「パーセント」の増加を示せり。而して明治四十一年度に於ける平均重量五〇・四噸なりしも

の、大正五年度には五八・一噸となり、十箇年間に七八噸を増加したる事實は、機關車重量の増加を最

左に國有當時、即ち明治四十年度末と、大正五年度末に於ける輌數及一車重量平均を掲げ、以て小形、タンク機關車が、大形、テンダー機關車に依りて如何に壓倒置換せられたるかを示さん。

		タ ン ク 機 關		車 輛		度		年	
		四 輪 聯 結		六 輪 聯 結		八 輪 聯 結		十 輪 聯 結	
		テ ン ダ 一 機 關	ア ブ ト 式 六 輪 聯 結	マ レ 一 四 輪 聯 結	ア ブ ト 式 六 輪 聯 結	マ レ 一 四 輪 聯 結	ア ブ ト 式 六 輪 聯 結	マ レ 一 四 輪 聯 結	ア ブ ト 式 六 輪 聯 結
計		一 〇 五 三	一 四	一 五	七 三 六	三 〇 七			
八 七 一	四 九 一	二 八 五	九 五	一 四 九 三	五 一 二 七	四 二 ・ 四 五	三 九 ・ 八 二	三 一 八 八	四 二 ・ 八 九
五 七 九 四	一 七 三 〇 一	三 七 七 七	七 三 ・ 〇 一	五 四 九 三	三 九 ・ 七 九	一 一 〇 八	二 五 六	八 六 四	二 七 六
一 四 九 五	六 〇	二 九 二	四 九 五	六 四 八	五 二 ・ 三 九	四 四 ・ 〇 六	六 三 ・ 九 〇	四 六 ・ 七 二	三 六 ・ 四 六
六 九 ・ 一 九	九 四 ・ 九 七	八 一 ・ 六 四	七 〇 ・ 二 四	六 〇 ・ 三 八	四 四 ・ 九 七	一 一 〇 八	一 三 九 〇	三 六 ・ 九 〇	一 三 八
六 二 四	六 〇	一 九 七	一 九 〇	一 五 七	一 一 〇 一	一 一 〇	一 一 〇	一 一 〇	一 一 〇
一一 ・ 一 五	九 四 ・ 九 七	八 一 ・ 六 三	一 一 ・ 四 七	五 一 ・ 四 五	五 一 ・ 一 八	一 一 ・ 一 二	一 一 ・ 六 一	一 一 ・ 三 〇	一 一 ・ 五 八

合計	年度		明治四十年度	大正五年度
	電氣機關車アブト式六輪聯結	輛數		
一、九四	一	一	一	一
四八〇〇	一	一	一	一
二、七一五	三	三	二	二
五八三一	四五・一七	四五・一七	五八三一	五八三一
七九	二二	二二	一〇三一	一〇三一

「タンク」機關車中四輪聯結機關車は、明治四十年度末に於て總數の二九・八一%となりしもの、大正五年度末には減じて二三・八一%となり、十年以前に於て一輛をも有せざりし十輪聯結機關車は三十六輛に達し、「アブト」式六輪聯結機關車は十四輛より二十五輛に増加し、且平均重量に於て一・一二噸を加へたり。

更に「テンダー」機關車に就て一言せんに、六輪聯結機關車は四輪聯結機關車に比して更に著しき増加を見たり。八輪聯結機關車に至りては十箇年間に其數實に三倍し、外に平均重量九十五噸の「マレー」式機關車六十輛を加へたり。

### 客車

十箇年間に於ける新造客車の總數左表の如し。

年 度	小 型		大正五年度
	四 輪	六 輪	
明治四十一年度	七八	九〇	一
明治四十二年度	一	一	一
明治四十三年度	一	一	二
明治四十四年度	一	一	三
明治四十五年度	一	一	四
明治四十六年度	一	一	五
明治四十七年度	一	一	六
明治四十八年度	一	一	七
明治四十九年度	一	一	八
大正元年	一	一	九
大正二年	一	一	一〇
大正三年	一	一	一一
大正四年	一	一	一二
大正五年	一	一	一二

年 度	大 型		大正五年度
	四 輪	六 輪	
明治四十一年度	一、四三九	一、四三九	一
明治四十二年度	一、四九	一、四九	一
明治四十三年度	一、四九	一、四九	二
明治四十四年度	一、四九	一、四九	三
明治四十五年度	一、四九	一、四九	四
明治四十六年度	一、四九	一、四九	五
明治四十七年度	一、四九	一、四九	六
明治四十八年度	一、四九	一、四九	七
明治四十九年度	一、四九	一、四九	八
大正元年	一、四九	一、四九	九
大正二年	一、四九	一、四九	一〇
大正三年	一、四九	一、四九	一一
大正四年	一、四九	一、四九	一二
大正五年	一、四九	一、四九	一二

同期間に於ける新造電車及汽動車の總數左の如し。

年 度	電 車		大正五年度
	汽 動 車	電 車	
明治四十一年度	一〇四	一〇四	一
明治四十二年度	一〇四	一〇四	一
明治四十三年度	一〇四	一〇四	一
明治四十四年度	一〇四	一〇四	一
明治四十五年度	一〇四	一〇四	一
大正元年	一〇四	一〇四	一
大正二年	一〇四	一〇四	一
大正三年	一〇四	一〇四	一
大正四年	一〇四	一〇四	一
大正五年	一〇四	一〇四	一

前掲の表により如何に小型客車が「ボギー」車によりて置換せられたるかを知るに足らん。即ち

年 度	度 キ	一 小 型 四 輪 車	計	座 席 數	明治四十年度	
					大正五 年 度	大正五 年 度
一、八四一					九六一	二、八〇二
					四、〇二八	四、〇二九
					四、九八九	六、八三一
					一九二、三三九	二九七、二八一
一、八四二					一〇五、〇五三	

十箇年間に於ける「ボギー」車の増加は一、七四三輛を算するに對し、小型客車の同期間に於ける増加は僅に二〇九輛に過ぎず。殊に大正元年度以後に於ては新造車は全然「ボギー」車のみに之を限り、小型客車の多數は或は廢車とし或は私設會社へ讓渡したり。

其結果明治四十年度に於て、僅かに客車總數の一九・八一セントに過ぎざりし「ボギー」車は大正五年度に於ては總數の四一・六一セントに達するに至れり。即ち左表の如し。

年 度	ボ ギ ー		計
	小 型 四 輪 車	座 席 數	
明 治 四 十 年 度	九 六 一	四 〇 二 八	一 九 二 三 二 九
大 正 五 年 度	二 八 〇 二	四 〇 二 九	六 八 三 一
大正五年度ノ明治四十年度ニ 對スル增加	一 八 四 一	一 八 四 二	一〇五、〇五二

十箇年間に於ける客車總數の増加が全然「ボギー」車によりて示され、小型客車の總數が殆んど前後變動を見ざるは、注目すべき事實といふべし。

いふまでもなく「ボギー」客車數增加の結果は漸次一車平均座席數を加へ來れり。即ち左表の如し。

明治四十二年度	一一九
明治四十三年度	一、一四二
明治四十四年度	一、三三九
大正元年度	一、五六六
大正二年度	一、八二一
大正三年度	二、一三三
大正四年度	二、三七七
大正五年度	二、五六七
大正六年度	四、〇五九
大正七年度	六、七二〇
大正八年度	六、六七七
大正九年度	四、一一〇
大正十年度	四、二四九
大正十一年度	四、二〇九
大正十二年度	四、一七〇
大正十三年度	六、三四一
大正十四年度	六、五四七
大正十五年度	六、六七七
大正十六年度	六、八二九
大正十七年度	六、八六七
大正十八年度	五〇・九
大正十九年度	四九・三
大正二十年度	四八・四
大正二十一年度	四七・七
大正二十二年度	二二九
大正二十三年度	二一九
大正二十四年度	二〇八・六〇六
大正二十五年度	二三一・一七〇
大正二十六年度	五、四二八
大正二十七年度	四六・四
大正二十八年度	二一八
大正二十九年度	四五・七
大正三十年度	一一九

貨  
車

備考 政府借上に關するものを含み、私設會社に貸渡のものは之を除く

國有當時に於ける貨車の積載標準噸數は七噸にして、以後三箇年間は此の噸數に依りて貨車を新製し來りしが、漸次之を向上し明治四十四年度には九噸、大正元年度には十二噸、大正三年度には更に十五噸を以て標準とするに至れり。

年 度	七噸以下	十八噸以下上	十五噸以上	十一噸以上	二十六噸以下上	三十一噸以下上	計
明治四十三年度	五五六	二二〇	二二〇	一	一	一	五
明治四十二年度	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治四十一年度	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治四年度	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治三年度	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治二年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治一年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治四年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治三年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治二年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治一年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治四年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治三年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治二年	一一一	一一一	一	一	一	一	一
明治治一年	一一一	一一一	一	一	一	一	一

第八章 車輛の増備改善

總 計	年 度	明治四十年度				年 度	七 噸 以 下
		大正元年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年		
九八一	一	一	一	一	一	五〇	一
六七九	一	一	一	一	一	三三五	二四五〇
四九〇	一	一	一	一	一	一一五八	一、一五八
二三八	一	一	一	一	一	二五	一、一三二
八〇一	一	一	一	一	一	一〇九	七〇
一三七三	一	一	一	一	一	一、三七〇	一、三七七
計	一	一	一	一	一	一一九二	一一五〇

本表に示すが如く、十箇年間に於ける新製貨車中、七噸及七噸未満のものは僅かに總數の七・八一セントに過ぎず、而して八噸乃至十噸のものは五〇・八一セント、十一噸乃至十五噸のもの三六・八一セント、十六噸又は十六噸以上のもの約八・八一セントを占む。之と同時に一方に於て七噸以下の舊式貨車は、或は廢車とし、或は之を私設會社に譲渡したり。同十箇年間に於ける廢車及譲渡車の輛數を示せば左の如し。

總 計	年 度	明治四十年度				年 度	七 噸 以 下
		大正元年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年		
九八一	一	一	一	一	一	五〇	一
六七九	一	一	一	一	一	三三五	二四五〇
四九〇	一	一	一	一	一	一一五八	一、一五八
二三八	一	一	一	一	一	二五	一、一三二
八〇一	一	一	一	一	一	一〇九	七〇
一三七三	一	一	一	一	一	一一九二	一一五〇
計	一	一	一	一	一	一一九二	一一五〇

次いで小型石炭車、及其他の無蓋車を大型に改造するの方針を以て、着々其の歩を進め、積載效率を著しく増進せしめ得たり。即ち左表に示すが如し。

總 計	年 度	明治四十年度				年 度	七 噸 以 下
		大正元年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年		
九八一	一	一	一	一	一	五〇	一
六七九	一	一	一	一	一	三三五	二四五〇
四九〇	一	一	一	一	一	一一五八	一、一五八
二三八	一	一	一	一	一	二五	一、一三二
八〇一	一	一	一	一	一	一〇九	七〇
一三七三	一	一	一	一	一	一一九二	一一五〇
計	一	一	一	一	一	一一九二	一一五〇

前表に示すが如く、大型貨車に改造したるものは總數九・三八八輛にして、實に貨車總數の二・一・八一セントに當る、斯くて積載重量に於て一・八〇一五噸、即ち十箇年間に於て増加せる總積載量の一・〇・八一セントを増加したり。更に十箇年間に於ける大型貨車增加の状勢を比較すれば左の如し。

種別	明治四十年度		大正五年度		増減
	積載量	輛數	積載量	輛數	
七噸以下	二五、一七七	六、五六三	一六八、〇四七	五、〇二六	△ 一一〇、一五一
八噸以上十噸以下	四九九	一七	五五、三〇四	三〇、八二一	△ 一三四、八二七
十一噸以上十五噸以下			七、四八二	二六六、二三六	△ 一一〇、九三三
十六噸以上二十噸以下			九一、三五七	六、六四八	八三、八七五
二十一噸以上二十五噸以下			一六、九六〇	九三六	一六、九四三
二十六噸以上三十噸以下			一九、二六八	七九二	一九、二三四
三十一噸以上三十五噸以下			二六二	九	二〇二
三十六噸以上四十噸以下			一九、二六〇	九三五	一九、二二四
四十一噸以上四十五噸以下			七九〇	九	一九六、四一九
四十六噸以上五十噸以下					一九六、四一九
總計	三三、二三〇	三〇、八二一	二四、二五八	六、一四九	△ 一九六、九四三
	△ 一一〇、九三三	△ 一三四、八二七	△ 一一〇、一五一	△ 一一〇、一五一	△ 一一〇、一五一

前掲の比較により、明治四十年度に於て全車輛數の七八「バー セント」を占めたる積載重量七噸及七噸以下の車輛は、大正五年度末には減して全車輛數の一「バー セント」となり、之に反して八噸乃至十噸車は二〇「バー セント」より七〇「バー セント」に十一噸乃至十五噸車は一「バー セント」より十五「バー セント」に増加したり、以て十箇年間に於ける國有鐵道の經營に於て主力を車輛標準の向上に注ぎ新製若くは改造(特に石炭車に於て然りとす)によりて漸次之を實現し、以て十箇年間に平均積載量を七・二「バー セント」より九・七「バー セント」に高めたるを知る。更に、之が詳細を使用貨車の凡て(借入車をも包含す)に就て示せば左表の如し。

年 度	有蓋車		無蓋車		數 輛	總 量	一車平均 量	營業十哩 平均輛數	營業十哩 平均積載量
	明治四十一年度	明治四十一年度	明治四十二年度	明治四十三年度					
明治四十一年度	一四、一四五	一四、一四五	一四、三五五	一四、三五五	一四七%	一八、〇九七	三二、三四二	一三〇、八九四噸	五三三・七
明治四十二年度	一四、五五三	一四、五五三	一五、二六二	一五、二六二	二九%	一八、二二三	三二、五六八	二三五、七三二	五一六・二
明治四十三年度	一六、五五三	一六、五五三	一九、三四四	一九、三四四	三七%	一九、一一二	三三、六六五	五三一・四	五三一・四
明治四十四年度	一八、三八二	一八、三八二	二一、三四五	二一、三四五	一九六、四一九	二一、三〇九一	三四、六九六	二四六、六八二	五二八・四
大正元年	一九、六七八	一九、六七八	三七、八九八	三七、八九八	二一、〇〇八	三三、一三八	三六五、一五六	二五七、八八六	五七九・八
大正二年	二〇、四七三	二〇、四七三	四〇、四七三	四〇、四七三	一九六、四一九	二三、二二八	三八九、六四四	二九二、一一四	六三七・一
大正三年	二〇、二二三	二〇、二二三	四三、六一四	四三、六一四	一九六、四一九	二三、四一六	四三、六一四	三三一、八九〇	七一・四
大正四年	二〇、八三四	二〇、八三四	四四、二五〇	四四、二五〇	一九六、四一九	四二七、三一三	四二七、三一三	四三、四五一	七五・三
大正五年	六、六八九	六、六八九	四四、二五〇	四四、二五〇	一九六、四一九	三七、三五	三七、三五	四三、四五一	七七・七
大正五年度ノ明治四 十年度ニ對スル增加	四七%	五、三一九	二九%	三七%	八五%	一九六、四一九	一九六、四一九	一九六、四一九	七二・六
						三五%	二・五	三・二	七・二
						四四%	四〇%	三・一	七・二

前表に於て注意すべきは、大正四年度に於て貨車總數前年度に比し一六〇輛を減じたることにして、是れ同年度に於て一、三五〇輛を、廢車又は私設會社へ譲渡したるによるものなり。

然れ共、斯く輛數に於て著しき減少を見たるにも拘はらず、同年度に於ける總積載重量は却て前年に比し一七、五五二噸の増加を示せるを見れば、多數小型貨車の減少に基く輸送力の減退が、大型貨車によりて充分償はれて餘りあるを知るに足らん、斯くて十箇年間に於て輛數の増加三五パーセント

四百一

セント」に對し積載量は實に八五パーセントの増加を示せり。更に營業線路十哩當り積載量の増加率を一瞥せんに、輛數の増加四四パーセントに對し實に四〇パーセント、三達レバーリー

## 第九章　運轉能率の増進

明治四十年度より大正五年度に至る十箇年間に於ける國有鐵道の旅客運輸は二十三億五千三百萬人哩より、四十二億五千五百萬人哩に増加し、増加率八一「パーセント」を示し、貨物運輸は十四億四千壹百萬噸哩より、四十一億七千九百萬噸哩に増加し、増加率一九〇「パーセント」を示せり。斯かる運輸の激増に對し客車座席數は僅かに五六「パーセント」を、貨車積載噸數は八十五「パーセント」を増加したるに止まる。斯の如き兩者増加率の懸隔は、明かに鐵道國有後車輛の著しく利用せられたることを示すものにして、是れ一に國有統一の結果列車運轉の簡捷、車輛配給の自由、機關車竝客貨車の統一等を實現し得たる必然の結果なりとす。

左表は國有後十箇年間に於ける運輸數量の増進に伴ふ列車回數の増加に應じ、如何に營業線路が利用せられたるかを示すものなり。

年 度	一日一哩平均列車回數	一日一哩平均通過客車輛數	一日一哩平均通過貨車輛數
--------	------------	--------------	--------------

左表は列車運轉密度の十箇年間に於ける消長を示すものなり。

第九章　運轉能率の増進

營業線路一哩ニ對斯ル列車哩	列車走行哩	營業業哩	列車走行哩	年
一〇、二七四	五七、三七九	五九、三三〇	五、七八五・一	度
一一、一〇九	一〇、三五六	六四、五四三	五、七二九・三	年
一一、一〇九	一〇、三五六	六四、五四三	五、七八五・一	年
一一、一〇九	一〇、三五六	六四、五四三	五、七八五・一	年

明治四十年度の計數は、買收以前の月に於ける私設會社線の走行哩を除外せるを以て、比較の目的に適合せず、四十一年度に於ける好成績は團體割引の獎勵に依り、團體臨時列車、或は増結運轉の盛なりしと、貨物荷動きの盛なりしとに依る。四十二年度に於て列車哩の減少せるは穀價の低落に伴ひ、地方人氣の沈滯せると、石炭木材の荷動き甚だ不活潑なりしに基くものなり。

然れ共財界の状況漸次恢復し、隨て列車走行哩は四十三年度以降逐年増加し、大正三年度に至りて少しく低下を示せるも、大正四年度及五年度に於ては著しき激増を見たり。大正三年度に於ける低下は歐州戰亂の勃發によりて、一般經濟界の不振を招きたるに依る、然れ共この不況は忽ちにして一變し、船腹不足の聲漸く高く、剩へ軍需品、其他一般輸出品の激増を來し、貨物運輸頓に繁忙を

左表に旅客貨物の一部に分ちて各列車運行の詳細を示せるものなり。

明治四十一度	一九、六五六
明治四十二度	二一、二七〇
明治四十三度	二三、六七四
明治四十四度	二四、〇五二
大正元年	二六、七六四
大正二年	二八、〇一六
大正三年	二九、四一七
大正四年	三〇、六六八
大正五年	三一、九〇二
大正六年	一三九・六
大正七年	一三二・二
大正八年	一三三・四
大正九年	一三五・五
大正十年	一三一・七
大正十一年	一三三・三
大正十二年	一三一・二
大正十三年	一二五・七
大正十四年	一二三・三
大正十五年	一二二・二
大正十六年	一二一・三
大正十七年	一二〇・二
大正十八年	一一九
大正十九年	一一八・〇
大正二十年	一一七・九
大正二十二年	一一六・八
大正二十三年	一一五・五
大正二十四年	一一四・八
大正二十五年	一一三・九
大正二十六年	一一二・七
大正二十七年	一一一・五
大正二十八年	一一〇・八
大正二九年	一〇九・一
大正三十年	一〇八・四
大正三十一年	一〇七・七
大正三十二年	一〇六・一
大正三十三年	一〇五・四
大正三十四年	一〇四・七
大正三十五年	一〇三・九
大正三十六年	一〇二・二
大正三十七年	一〇一・五
大正三十八年	一〇〇・八
大正三十九年	九九・一
大正四十一年	九八・八
大正四十一年	九七・一
大正四十一年	九六・三
大正四十一年	九五・一
大正四十一年	九四・六
大正四十一年	九三・九
大正四十一年	九二・二
大正四十一年	九一・一
大正四十一年	九〇・三
大正四十一年	八九・六
大正四十一年	八八・九
大正四十一年	八七・二
大正四十一年	八六・五
大正四十一年	八五・八
大正四十一年	八四・三
大正四十一年	八三・六
大正四十一年	八二・九
大正四十一年	八一・二
大正四十一年	八〇・五
大正四十一年	七八・八
大正四十一年	七七・〇
大正四十一年	七六・七
大正四十一年	七五・四
大正四十一年	七四・六
大正四十一年	七三・九
大正四十一年	七二・六
大正四十一年	七一・一
大正四十一年	七〇・三
大正四十一年	六九・六
大正四十一年	六八・三
大正四十一年	六七・六
大正四十一年	六六・三
大正四十一年	六五・四
大正四十一年	六四・六
大正四十一年	六三・九
大正四十一年	六二・二
大正四十一年	六一・一
大正四十一年	六〇・四
大正四十一年	五九・七
大正四十一年	五八・〇
大正四十一年	五七・三
大正四十一年	五六・六
大正四十一年	五五・九
大正四十一年	五四・二
大正四十一年	五三・五
大正四十一年	五二・八
大正四十一年	五一・一
大正四十一年	五〇・四
大正四十一年	四九・七
大正四十一年	四八・〇
大正四十一年	四七・三
大正四十一年	四六・六
大正四十一年	四五・九
大正四十一年	四四・二
大正四十一年	四五・五
大正四十一年	四三・八
大正四十一年	四二・一
大正四十一年	四一・四
大正四十一年	四〇・七
大正四十一年	三九・〇
大正四十一年	三八・三
大正四十一年	三七・六
大正四十一年	三六・九
大正四十一年	三五・二
大正四十一年	三四・五
大正四十一年	三三・八
大正四十一年	三二・一
大正四十一年	三一・四
大正四十一年	三〇・七
大正四十一年	二九・〇
大正四十一年	二八・三
大正四十一年	二七・六
大正四十一年	二六・九
大正四十一年	二五・二
大正四十一年	二四・五
大正四十一年	二三・八
大正四十一年	二二・一
大正四十一年	二一・四
大正四十一年	二〇・七
大正四十一年	一九・〇
大正四十一年	一八・三
大正四十一年	一七・六
大正四十一年	一六・九
大正四十一年	一五・二
大正四十一年	一四・五
大正四十一年	一三・八
大正四十一年	一二・一
大正四十一年	一一・四
大正四十一年	一〇・七
大正四十一年	九・〇
大正四十一年	八・三
大正四十一年	七・六
大正四十一年	六・九
大正四十一年	六・二
大正四十一年	五・五
大正四十一年	四・八
大正四十一年	四・一
大正四十一年	三・四
大正四十一年	二・七
大正四十一年	二・〇
大正四十一年	一・三
大正四十一年	一・六
大正四十一年	一・九
大正四十一年	一・二
大正四十一年	一・五
大正四十一年	一・八

前表に於ける旅客貨物の一列車平均の計數を比較する時は、著しき對照を見るなるべし。一列車平均旅客人員が漸次減少の傾向を示せるは注意すべき現象にして、是れ乗客一人當り座席面積增加に力めたる結果に外ならず。貨物運輸に於ては全く是と相反し、大正五年度に於ては、明治四の十年度に比し走行哩に於て僅かに六〇「パー セント」の増加を示せるに反し、其の輸送噸數の増加を示せるものに實に百九十一「パー セント」に上れり。而して斯かる進歩は列車輸送能力の増加に基因するものにして、其の一列車平均輸送噸數、明治四十年に於て七十一噸なりしもの、大正五年度には百二十八噸に達したり。而して斯かる増加が列車運轉の費用を經濟的ならしむるに與りて力ありたること、固より言を俟たざるなり。

客車運轉

車輛の運轉成績を考察するに當りては、先づ如何に現在車輛が利用せられたるかを調査するを

左表は國有後十箇年間に於ける客車利用程度の進歩に關し、明確なる觀念を讀者に與ふるなるべし。

年 度	一 日 平 均 使 用 客 車 數	總 數 ニ 對 ス ル 割 合	一 日 平 均 在 場 庫 車 數	平 均 一 輛 修 繕 日 數
明治四十一年度	四、九八三	八六·四%	一三·六	三三·九
明治四十二年一度	五、二六八	八七·四	一二·六	二八·八
明治四十三年一度	五、四二八	八六·六	一三·四	二三·二
明治四十四年一度	五、六五八	八六·二	一三·八	二三·七
明治四十五年一度	五、八八七	八七·一	一三·九	一九·五
正元年一度	六、一四四	八七·〇	一三·〇	二一·二
正三年一度	六、四四九	八九·〇	一一·〇	二四·七
正五年一度	六、六九九	九〇·六	九·四	二三·〇
大正九年一度	六、八三六	九二·九	七·一	一九·七
大正九年一度	六、八七二	九三·〇	七·〇	一九·六

二塊仙紙に數の著い減滅は、一時平均使用客車の百分率を高むるに與つて力あるものにして、十箇年間に八六・四「パーセント」より九三「パーセント」に増加したり。

年  
度  
客  
車  
哩  
一車一日平均哩  
平  
均  
定  
員  
一車平均乘車人員  
(<sup>乘</sup>  
車  
效  
率  
使用座席數  
割合)

明治四十年度	三二一、六九七
二五三、七六二	一三五、〇
二五五、〇五一	一三三、八
二七〇、二二〇	三三・七
二九一、八八一	一二九・二
三二五、二六四	一二八・六
三四五、二二四	一二九・六
三五五、一〇二	一二三・六
三七四、六二六	一二一・九
三九一、八八四	一二二・二
一	一一一
一〇・九	一一一
一〇・三	一一六
一〇・二	一一二
一〇・七	一一〇
三一・六	三一・〇
三一・五	三一・一
三一・四	三一・七
一	三三・一
一〇・六	三三・二
一〇・八	三三・三
一一・〇	三三・四
一一・二	三三・五
一一・六	三三・六
一一・一	三三・七
一	三三・八
一〇・九	三三・九
一〇・三	三三・一
一〇・二	三三・二
一〇・七	三三・三
三一・六	三三・四
三一・五	三三・五
三一・四	三三・六
一	三三・七
三六	三三・八
三五	三三・九
三四	三三・〇
三三	三三・一
三二	三三・二

客車一輛平均定員は、明治四十年度に於て三十三人二分なりしも漸次減少して大正五年度は三十一人四分となるに至れり。是れ優等車竝「ボギー」車の増備及小形四輪車の減少に依るものにして、其の乗車效率は約三二〔バー〕セントより三六〔バー〕セントに至れり。

年 度		貨 車 哩	空 車 哩	空車哩ノ貨車哩ニ對スル割合
明 治 四 十 一 年 度	明 治 四 十 年 度	四一三、七七六 (千噸)	一〇九、二三四 (千噸)	二六・四%
五一八、〇八三	一三八、四一四			
二六七				

國有の結果貨車配給上に著しき自由を齎し特に左表に示す如く空車哩を減少したるは貨車運轉上顯著なる進歩といふべし。

明治四十年度	明治四十一年度	明治四十二年	明治四十三年	明治十四年	大正元年	大正元年度
四三一	四七八	四八一	四九八	五一五	五一一	
一五〇	一六九	一七八	一七八	一七八	一八七	
三・五	三・五	三・七	三・八	三・九	四・一	
四・七	四・八	五・一	五・一	五・三		
七・三	七・一	七・三	七・四	七・六	七・九	
四・八%	四・九	五・一	五・一	五・二	五・二	五・二

を著しく増加し、同時に在場庫修繕車數の割合を減少せしめ得たり。

左表は十箇年間に於ける平均積載量の増加と積載方法の進歩とを示す晴雨計とも見るべき一車平均走行哩、並に一車平均輸送噸哩を示せるものなり。

明治四十三年度	三四・七五〇
大正元年 度	三七・九五二
大正二年 度	四〇・五二七
大正三年 度	四二・七〇五
大正四年 度	四三・七〇二
大正五年 度	四三・五九二
大正六年 度	四四・三九一

九〇・五	九〇・八	九〇・七	九〇・八	九〇・五
九三・八	九四・一	九五・六	九五・八	九五・八
六・二	五・九	四・四	四・二	九・二
九・三	一〇・六	一一・九	一二・一	一三・四
一〇・七	九・二	八・七	八・七	九・二

年 度	一 日 平 均 使 用 貨 車	一 日 平 均 在 場 庫 車 ノ	一 車 平 均 修 繕 日 數
總 數 ニ 對 ス ル 割 合	總 數 ニ 對 ス ル 割 合	總 數 ニ 對 ス ル 割 合	總 數 ニ 對 ス ル 割 合
輛 數	輛 數	輛 數	輛 數
明治四十一年度	三二、五六八	九〇・二	九、八
明治四十一年度	三三、三四二	九二・〇	八・〇%
明治四十年度			三〇・一
明治三十九年度			二八・二

五年度には二三「パーセント」に減少せり、以て貨車運轉の如何に經濟的に行はれたるかを知るに足らん。

年 度	貨 車 哩	空 車 哩	空車哩ノ貨車哩二對スル割合
明治四十年度	五一五、一八一	一三八、五八二	二七〇
明治四十三年度	五六一、七三七	一四六、五八六	二六一
明治四十四年度	六〇七、七四九	一五〇、四〇三	二四七
大正元年	六六二、九九二	一五九、三六六	二四〇
大正二年	七三六、九八四	一七八、六五一	二四三
大正三年	七一五、九二五	一七八、二八三	二四一
大正四年	七七六、七三三	一八六、二二七	二四〇
大正五年	九一七、九三八	二一〇、八四二	二三〇

國有十年

四一

年 度	大 正 五 年 度	大 正 四 年 度	大 正 三 年 度	大 正 二 年 度	大 正 一 年 度
(使 用) 一車 一日 平均哩	五七〇	四九五	四七八	五四五	五七〇
延 一車 一日 平均 哩	二四九	二〇一	一八九	一九九	二四九
貨 物 車 輛 一 哩 平 均 數	四六	四三	四二	四一	四六
積 車 物 一 哩 平 均 數	五九	五六	五五	五五	五九
平 均 積 載 量	九〇	八七	八五	八三	九〇
同上 積載量 ノ利 用 セラ レタ ル割 合	五一	四九	四九	四九	五一

機車運轉

吾人は既に列車並車輜の運轉状況の一斑を考察したるを以て、是より更に進んで機関車運轉の向上は、強力機關車の使用に依る牽引力の増大に職由するを以てなり。此の兩者間の關係は左表に就て知るを得べし。

我國有鐵道線路は勾配に富みて平坦線少く、百分の一以上の勾配を有する區間甚だ多く、殊に國内を横断し、或は中脊を縦貫せる線路の如きは、殆んど四十分の一、三十分の一等の勾配を有する區間渺からず、列車運轉上概して困難の位置に在ることは注意すべき點なりとす。

前表によりて機関車は十箇年間に輛數僅かに五十五「パー セント」の増備を以て走行哩七七「パー セント」、牽引車輛哩一三二「パー セント」を増加し、且機関車一輛平均車輛哩三七二、〇〇〇哩より五五八、〇〇〇哩に、即ち五〇「パー セント」の増加を示せるを見る。

是等は極めて良好なる成績と稱すべきものにして、更に之が詳細を述ぶれば左表の如し。

年 度	一日平均使用機関車割合		一日平均機関車哩 (使用機関車哩)
	總輛數ニ對スル割合	ノ總輛數ニ對スル割合	
明治四十一年度	八二八	一七二	七三八
明治四十二年	八五五	一六七	八三九
明治四十三年	八二八	一七二	七八四
明治四十四年	八七六	一四五	七六三
大正元年	八八三	一六七	八〇四
大正二年	八八四	一七二	八五三
大正三年	九〇一	一七二	七八四
大正四年	八九五	一六七	八六七
大正五年	一〇五	一六七	八四三
大正六年	一〇六	一六七	八二九
大正七年	一九四	一七二	八七九
大正八年	二三三	一七二	一九四
明治四十年度	三八・四 (三三・三)	二六六	一九四
明治四一年度	三八・三 (三三・二)	二六一	一九四
明治四二年度	三九・三 (三三・七)	二三一	一九四
明治四十三年	三八・三 (三二・八)	二一九	一九四
明治四四年度	三九・四 (三二・七)	二〇五	一九四
明治四五年度	四〇・八 (三四・二)	一〇六	一九四
明治四六年	四二・三 (三五・二)	一一二	一九四
明治四七年	四三・五 (三五・〇)	一二六	一九四
明治四八年	四三・〇 (三五・九)	一二三	一九四

使用機関車の總輛數に對する割合は、八二八「パーセント」より九〇・一「パーセント」に増加し、隨て一日一輛當走行哩七三八哩より八七九哩に増加したり。然るに四十二年、四十三年、大正三年、及同四年度に於て之れが減を示せるは、新式強力機関車を以て舊式小型機関車に代へたる結果にして、是等舊式機関車は尙後年度に於て何れも廢車とし又は私設鐵道に譲渡したり。機関車牽引效率の増進は、又同時に燃料其他一般の汽車費の節約に著しき好成績を示せり、左表は十箇年間に於けるその状勢を示せるものなり。

年 度	機 關 車 一 哩 當 燃 料 量		車 輛 百 哩 當 燃 料 量
	數 量	價 額	
明治四十一年度	三八・四 (三三・三)	二六六	二六〇・六 (三五・五)
明治四二年	三八・三 (三三・二)	二六一	二六八・八 (三〇・七)
明治四三年	三九・三 (三三・七)	二三一	二三八・三 (一九・八)
明治四四年	三八・三 (三二・八)	二一九	二三六・九 (一九・四)
明治四五年	三九・四 (三二・七)	二〇五	二〇六・七 (一九・六)
明治四六年	四〇・八 (三四・二)	一〇六	二四三・七 (一〇・四)
明治四七年	四二・三 (三五・二)	一一二	二三五・五 (一九・四)
明治四八年	四三・五 (三五・〇)	一二六	二四六・一 (一〇・三)
明治四九年	四三・〇 (三五・九)	一二三	二三九・五 (一九・四)

## 備考

括弧内の数字は運轉用に使用したる諸種の石炭を假定上の標準に換算したるものと示す。

## 機關車一哩當り平均石炭消費量

機關車一哩當り平均石炭消費量の増加せるは逐年強力機関車を準備したる結果なり。

然るに之に反し車輛百哩當平均消費量は漸次減少の傾向を示し、明治四十年度に於て、二二五・五斤なりしもの、大正五年には一八五・四斤に減じたり。大正三年度に於て、著しき増加を示せるは、總列車哩に對する旅客列車哩の割合増加し、且平均牽引車數の減少したるも亦一因なりと雖も、比較的消費量を多く要する粗悪炭種を使用したるに因ること多しとす。石炭の代價は次第に昂騰し來れるに拘はらず、車輛百哩平均代價の比較的低廉の状態を保てるは列車單位の增加、蒸氣過熱装置を有する機關車の準備、焚火法の改善及其他燃料の節約に努力せる結果に因るものなり。

# 第十章 國有鐵道運輸の概況並成績

前章に於ては本邦鐵道が新組織の下に如何なる發達をなしたるかを述べ、其の能率の増進に及ぼしたるが、本章に於ては更に進んで運輸上の見地より過去十年間に、鐵道が國民一般に對し如何なる貢獻をなしたるかにつき述べんとする。

明治四十年度は日露戰役後の好景氣に伴れて出荷夥しく、七、八月中東北線中央線に未曾有の水害あり、又冬期北海道に大風雪ありて運轉上に少からざる影響を受けしにも拘はらず官私線共一般に好成績を挙げ得たり。然してこの好況は翌四十一年度に入りても維持されしが、年度の後半に至りて之が反動として一般不景氣の兆あり、米作は良好なりしも、ために穀類及肥料の價下落し、漫遊客は減少し、穀類肥料及其他の物資の出廻りにも著しき影響を及ぼせり。明治四十二年十一月鹿兒島線の全通と共に九州縦貫線完成し、從來海運に依りし沿線の物資を鐵道に吸收し得たりしと雖も大體に於ては未だ出荷不振の狀態を持続したり。然れど其明治四十三年度に入ると共に一般に經濟界の好況を示し來り、八月に稀有の水害あり各線に亘り不通區間約六百七十哩に及びりと雖も客貨運輸概して好成績を示せり。翌四十四年度には中央線全通し、關西方面と信越地方との交通至便となり、次いで山陰線も亦完成し、多年隔絶せる出雲因幡の交通一進歩をなし、一方經濟界の順調と相俟つて一般貨客の輸送甚活潑なりき。明治四十五年七月、明治天皇崩御あらせられ諒闇中旅客輸送閑散なりしも、御大葬の御舉行について青山葬場殿、桃山御陵拜觀者夥しく、又貨物運輸は全年を通じて好成績を挙げたり。是れ前記山陰線の全通と貨物運賃改正とに依る所多

し、貨物運輸は大正二年度に入りても北陸線の全通、石炭及木材市場の好況とにより引継き繁忙を極めしが、旅客數はさまで變動を見ざりき。大正三年に入りては再び運輸狀況沈靜となり、前年に比して貨客の減退を見たり。是れ四月、昭憲皇太后崩御により再諒闇となりしこと、及八月歐洲戰亂の勃發と前後して日獨間に戰端開始せられ、經濟界不振に傾きし等に依ること多し。尙同年度に於ては夏期中水害のため東海道線及其他に不通の個所を生じたるも、一方十一月に至り岩越線の全通を遂げ信越線との連絡に一進化を見たり。一般財界の沈滯、商工業の萎靡は大正四年度にも及びたるが、露國行軍需品のため稍、貨物の輻輳を見、次いで十一月即位式の舉行以來、俄然人氣引立ち、久しく沈靜なりし財界も漸次、景氣を恢復し始めたり。大正五年度には歐洲戰亂の好影響其の極に達し、旅客運輸激賑を見、貨物輸送も又財界の好調に伴れ頓に増大し、加ふるに海運貨昂騰のため、近海航路より陸運に轉せる貨物激増し、鐵道運輸は豫期せざりし旺盛を極め、滯貨漸く大なるとす。歐州戰亂の影響に就きては更に本章中に詳説す可し。

次表は國有後十箇年間に於ける旅客運輸發達の概況を示すものなり。

年 度	旅 客 人 員	延 人 哩	增 前 年 度	減 二 比 シ	人 員	一 哩 平 均 旅 客	一 人 平 均 乘 車	車 哩	住 民 一 人 ノ 乘
明 治 四 十 年 度	一〇一、一一六 (一一六、〇二二)	二、三五三、二七一 (二、六二〇、八三一)	五九六、五五〇 (五九八、二二七)	一	八・一	二二・六 分	四八・二 分	四八・二 分	五九・六
明 治 四 十 一 年 度	一二三、二三八 (一二八、三〇七)	二、七四三、二〇四 (二、八一二、三二九)	六一五、一六五 (六二一、一九三)	二二・三	六四四、三六〇	二一・九	五五・三	五六・〇	五九・六
明 治 四 十 三 年 度	一三八、六三〇	二、八一二、三二九 (二、八一二、三二九)	五九六、五五〇 (五九八、二二七)	二二・六 分	一一九	二一・九	四五・三	四五・三	四五・三

明治四十一年度	三九、〇八八
明治四十二年度	一、六六七
明治四十三年度	一、九一三
明治四十四年度	二、一八九
明治四十五年度	三九、三七一
大正元年	四二、一四五
大正二年	四六、八六六
大正三年	四九、九九四
大正四年	五一、三六四
大正五年	五三、二三〇
大正六年	五八、七四五
大正七年	一、五九四
大正八年	一、四七三
大正九年	一、四二二
大正十年	一、三九二
大正十一年	一、三四六
大正十二年	一、二七三
大正十三年	一、一九九
大正十四年	一、一六五
大正十五年	一、一九一
大正十六年	一、一二四
大正十七年	一〇、三四八
大正十八年	五〇、六七四
大正十九年	五〇、六七四
大正二十年	五五、九七五
大正二十一年	五四、六七二
大正二十二年	五七、二八二
大正二十三年	六四、七七三
大正二十四年	九、三八九
大正二十五年	一〇、一〇三
大正二十六年	一〇、六八一
大正二十七年	一〇、五六五
大正二十八年	九、八八七
大正二十九年	三、五八九
大正三十年	三、三〇八
大正三十一年	一、四二二
大正三十一年	一、四二二
大正三十一年	一、五九四
大正三十一年	一、六六七
大正三十一年	三九、三七一
大正三十一年	一、九一三
大正三十一年	二、一八九
大正三十一年	三九、三七一
大正三十一年	四二、一四五
大正三十一年	四六、八六六
大正三十一年	四九、九九四
大正三十一年	五一、三六四
大正三十一年	五三、二三〇
大正三十一年	五八、七四五
大正三十一年	一、五九四
大正三十一年	一、四七三
大正三十一年	一、四二二
大正三十一年	一、三九二
大正三十一年	一、三四六
大正三十一年	一、二七三
大正三十一年	一、一九九
大正三十一年	一、一六五
大正三十一年	一、一九一
大正三十一年	一、一二四
大正三十一年	一〇、三四八
大正三十一年	五〇、六七四
大正三十一年	五五、九七五
大正三十一年	五四、六七二
大正三十一年	五七、二八二
大正三十一年	六四、七七三
大正三十一年	九、三八九

・度を除いては、年々旅客人員が増加の一途

大正三年度を除いては年々旅客人員及運賃哩に増加を見たるが、其の増加の割合は運輸状況の推移により多少の高低あり、大正二年以降旅客一人平均乗車哩の低下せるは、主として東京大阪等の大都市に於て近郊短距離運輸の激増したる結果平均に於て新線の延長に伴ふ長距離旅客の増加を相殺するに由るものとす。加之地形上の理由の存するありて本邦鐵道の旅客平均乗車哩は比較的短距離となるを免れず。

客  
草  
文

年 度	一人平均旅客收入		
	一人一哩平均收入	延人哩一千哩ニ對スル等級別旅客割合	等
明治四十年度	四三〇	八七八八九九一〇一〇九一〇	一等
明治四一年度	三三〇	一一〇一〇三	二等
明治四二年	三三〇	九九九八九七九六九三	三等
明治四三年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四四年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四五年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四六年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四七年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四八年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四九年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四十一年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四十二年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四十三年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四四年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四五年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四六年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四七年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四八年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四九年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四十一年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四二年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四三年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四四年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四五年度	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四六年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四七年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四八年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	
明治四九年	三三〇	八九一八九二八九三八九五八九七	

## 遊覽客運輸

本邦鐵道に於ける旅客運輸中特に著しきは遊覽客の輸送にして、鐵道收入中重要なを以て、當局は特にこれが發達に留意し、賃金を低廉にし、團體乗客の爲に臨時遊覽列車を運轉する等、一般の便宜を計れり。三四月及五月初旬は遊覽客の最も賑ふ季節にして、全國に亘り天候麗はしきを以て一般人士並に學生の漫遊修學旅行等に出づるもの多く、同時に此の季節には伊勢京都等の神社佛閣に祭禮法會行はるゝを以て、團體又は單獨に參拜するもの夥し。又夏季に至れば海濱山間に都塵を避くるもの多く、秋に入りて十月十一月は天氣清明、鐵道は農家の出遊するものを加へ再遊

覽の客を以て繁忙を極む。年末年首には敬虔なる人士の伊勢大廟及其の他の神社佛閣に參拜するもの少からず、活況を呈す。

## 貨物運輸

從前は旅客收入遙かに貨物收入を超えたるが、國有後次第に貨物收入の増加を見、大正五年度には貨物收入の旅客收入よりも多きこと五〇九〇〇〇〇圓に上れり。

## 今國有後十箇年間に於ける兩者の對比を見るに次の如し。

年 度	貨物收入				
	貨物收入	旅 客 收 入	旅 客 收 入	旅 客 收 入	旅 客 收 入
明治四十年度	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四一年度	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四二年	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四三年度	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四四年度	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四五年度	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四六年	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四七年	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四八年	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五
明治四九年	四三五	五六五	五四〇	四五五	五三五

貨物運輸は旅客運輸に比して其の發達速かなりき。大正三年度は鐵道の成績振はず、逐年増加を見たりし貨物運輸も同年度には前表に見るが如く其の對比に於て稍減退を示せり。更に手小荷物及其他の收入を除き單に旅客收入と貨物收入とを比較するに次の四年間にては貨物收入の方著しく増加の傾向を示せり。

國有十年

次表は國有後十年間に於ける貨物運輸の状況を示せるものなり。

一一四

年 度	貨 物 噸 數	延 噸 哩		前 年 比 シ 増 減	貨 物 哩 噸 平 均 數	一 噸 遠 距 離 均 均	人 口 一 人 平 均 噸 哩
		%	△				
明治四十一年度	(二〇、三一二千噸)	一八、三七四三	(一、五四一、一二五七)	一八四	(三六二、〇一九九)	七七八	二九・五
明治四十二年度	二三、五二五	一、八二九、四二九	一、九一、一九七	四五	〇五、五三九	八〇八	三六・九
明治四十三年度	二五、四八二	二、二二六、八三四	一〇四	四一七、四四七	四四六、四二〇	八三・五	三八・〇
明治四十四年度	二九、三三七	二三四、七八七	一三五	四七四、六三四	四二七、四一〇	八〇〇	四一・七
大正元年	三三、五三七	二、六九一、四六四	一四六	五三五、〇五	五七一、四三三	八二七	四五・四
大正二年	三六、三四八	三、〇五三、八五三	一〇四	五三四、三七〇	五七七、九九一	八四〇	五一・二
大正三年	三五、二七三	二、九八二、七八八	一三三	五七一、四三三	七九八、〇九	九九・三	五七・二
大正四年	三五、八〇一	三、三〇九、五二九	一〇一	五七一、四三三	九九・三	八四六	五六・六
大正五年	四三、一〇一	四、一七九、一三五	一〇一	五七一、四三三	七五七	六一・三	六一・三

備考 明治四十年度分は比較の便宜上買收前に於ける私設鐵道の計數を合算して括弧内に掲げたり。

延噸哩數は十年間に一七〇「バー セント」、一噸平均輸送哩數は七八・七哩より九九・三哩即二〇「バー セント」の増加を見たり。是れ鐵道統一の結果著しく輸送上の便宜を加へたると、運賃遠距離低減法を實施したる結果に外ならず。その大正四年度及び殊に五年度に急増を見たるは一般の好景氣以外船腹不足のため鐵道輸送による貨物の激増したるを以てなりとす。

次表は國有後十年間に於ける貨車收入の状勢を示せるものなり。

年 度	貨 物 貨 金	貨 車 收 入		一 哩 平 均 貨 車 收 入	列 車 走 行 一 哩	平 均 貨 車 收 入	備 考
		其 他	計				
明治四十一年度	二九、一八一	二九、一八一	二九、一八一	一二二千円	一一一、四三三	一一一、四三三	本表中には大正元年廢止されたる發着手数料を包含す。
明治四十二年度	三五、五七〇	三五、五七〇	三五、五七〇	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十三年度	三六、八〇〇	三六、八〇〇	三六、八〇〇	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十四年度	四〇、七五八	四〇、七五八	四〇、七五八	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正元年	四九、二〇五	四九、二〇五	四九、二〇五	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正二年	五三、〇三三	五三、〇三三	五三、〇三三	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正三年	五六、六六六	五六、六六六	五六、六六六	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正四年	六九、三三二	六九、三三二	六九、三三二	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正五年	五三〇	五三〇	五三〇	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正六年	三五七	三五七	三五七	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正七年	三三六	三三六	三三六	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正八年	一七三	一七三	一七三	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正九年	九九	九九	九九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正十年	一〇二	一〇二	一〇二	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十五年	一三六	一三六	一三六	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十六年	二九	二九	二九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十七年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十八年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治四十九年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治五十一年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治五十二年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治五十三年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
明治五十四年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正元年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正二年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正三年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正四年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正五年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正六年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正七年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正八年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正九年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	
大正十年	一九	一九	一九	一一六千円	一一一、四三三	一一一、四三三	

十年間に貨物輸送量は一七〇「バー セント」の増加を示したるに對し、收入の増加は一一七「バー セント」に過ぎず、又一哩平均收入に於ては僅かに六六「バー セント」を増したるのみ、是れ運賃率の低減と人口稀薄の地に新線開通せられたると由るものとす。列車走行一哩平均收入は一・四六圓より二・一四圓、則ち四七「バー セント」の増加にして、之れ列車積載量の増加と運轉の改良とに基けり。

次表は新運賃率実施後運賃低下の傾向を示す。

年 度	一噸平均貨物收入				
	正	正	正	正	正
明治四十年度	一五四	一五六	一五五	一五六	一五五
明治四十一年度	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
明治四十二年度	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
明治四十三年度	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
明治四十四年度	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
大正元年	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
大正二年	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
大正三年	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
大正四年	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六
大正五年	一五四	一五六	一五六	一五六	一五六

\* 買收以前の月に於ける私設会社の収入を包含す。

一噸平均貨物賃金は一噸平均輸送哩數に比例して増加したり。明治四十一年度に於ては平均輸送哩增加を示せるに拘はらず収入に於て平均の減少せるは割引運賃に依る貨物輸送の増加せらる爲なり。又大正元年、二年、及三年に著しき減少を見たるは、大正元年に新運賃率定められたるためなり。長距離輸送に對する賃金の低減並に特定賃金實施の結果、一噸一哩平均収入が漸次減少し、殊に大正二年度以後に於て其の著しきを見るべし。

次表は各扱別貨物輸送數量並總量に對する百分比を示せるものなり。

年 度	一噸平均貨物收入		
	延 噸 哩	急 送 報	小 口 報
明治四十年度	一〇七	一〇七	一〇七
明治四十一年度	一〇六	一〇六	一〇六
明治四十二年度	一〇五	一〇五	一〇五
明治四十三年度	一〇四	一〇四	一〇四
明治四十四年度	一〇三	一〇三	一〇三
大正元年	一〇二	一〇二	一〇二
大正二年	一〇一	一〇一	一〇一
大正三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正四年	九九	九九	九九
大正五年	九八	九八	九八

年 度	一噸平均貨物收入		
	延 噸 哩	急 送 報	小 口 報
明治四十年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十一年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十二年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十三年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十四年度	一九〇	一九〇	一九〇
大正元年	一九〇	一九〇	一九〇
大正二年	一九〇	一九〇	一九〇
大正三年	一九〇	一九〇	一九〇
大正四年	一九〇	一九〇	一九〇
大正五年	一九〇	一九〇	一九〇

急送報に於ては、延噸哩百分比の何れに於ても年々減少の傾向あり。此の取扱は明治三十一年始めて實施せられたりしが、其後貨物列車の改良、賃金計算法の簡単になりしこと、輸送期日の短縮、配達方法の改善等によりて次第に低廉なる小口扱に代へらるゝに至れり。故に急送報の減少せらるは夫れ支け荷主が以前に比して低廉なる運賃を以て迅速に送荷し得るに至りたるものと解し得べし。

更に次表により國有後十箇年間に於ける主要貨物輸送の發達を一瞥し得べし。

年 度	一噸平均貨物收入		
	延 噸 哩	急 送 報	小 口 報
明治四十年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十一年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十二年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十三年度	一九〇	一九〇	一九〇
明治四十四年度	一九〇	一九〇	一九〇
大正元年	一九〇	一九〇	一九〇
大正二年	一九〇	一九〇	一九〇
大正三年	一九〇	一九〇	一九〇
大正四年	一九〇	一九〇	一九〇
大正五年	一九〇	一九〇	一九〇

総計	二三、五二五	二三、六五六	二五、四八二	二九、三三七	三一、五三七
其 他	五、〇一八	五、三一三	五、七九九	七、四九四	八、四五四
牛 馬	一八、五〇六	一八、三四三	一九、六八三	二一、八四三	二四、〇八三
	?	?	?	?	?
	二	一三	二	一〇	一四
	八七	五一	五九	一〇一	一〇一
	五六	九九	九九	一一〇	一二四
	八一	八六	八六	九一	一二七

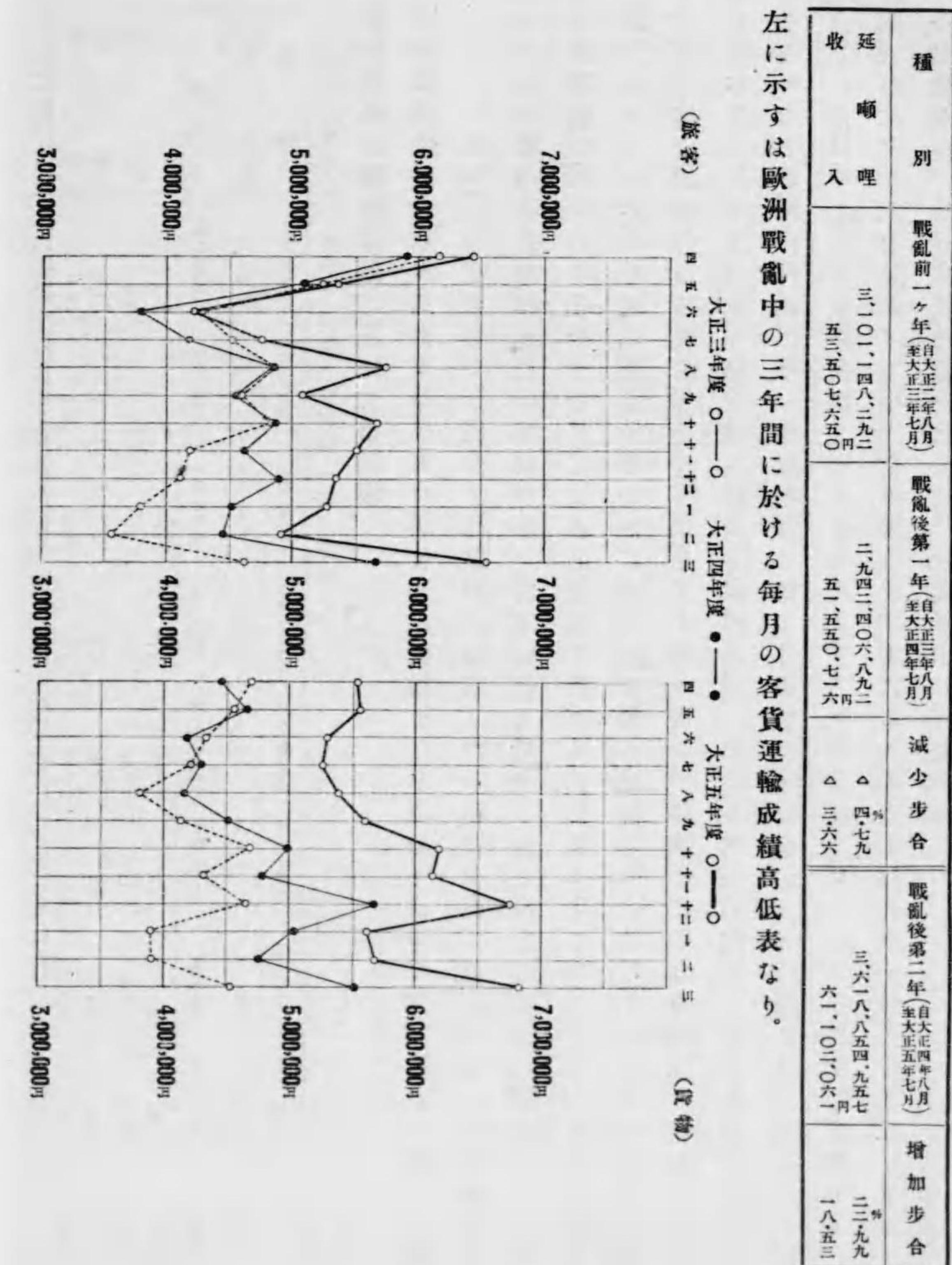
## 戦乱の鐵道運輸に及ぼせる影響

## 歐州戦局の鐵道運輸に及ぼせる影響

せしめられたり。外國貿易の急激なる發達は内地諸工場の活動を促し、原料及製品の輸送激増し、加ふるに船腹の不足は海運貨の暴騰を來し、海運に賴る貨物の踵を接して陸運に蝟集するに至りたれば鐵道の限りある收容力を以ては到底消化し得ざるの好況を呈したり。はじめ戰前久しく引續きたりし財界の不況は戰亂勃發後更に其の度を加へ鐵道運輸ために沈靜を極めしが、大正四年十一月御大禮舉行以來經濟界漸く活氣を呈し來り、次いで船腹不足のため鐵道に賴る貨物を激増し、五年度に入りては歐州品の輸入減退と南洋方面に於ける歐州品激減の結果本邦生産品の輸出を多からしめ、茲に内地工業の勃興を來し、從つて鐵道運輸の繁忙は其の極に達し動もすれば輸送力之に伴はずして滯貨の聲漸く喧しからんとする狀態を現じ、其の收入亦異狀の増加を示し貨物收入の旅客收入を超過する事五百萬圓に及び、實に本邦鐵道創始以來未曾有の盛況を呈せり。

種類																			年 度				
鹽	砂	酒	煙	紙	陶	鐵	銅	木	木	石	煉	石	礦	石	肥	麥	茶	綿	織				
魚																							
魚	布	絲	魚	粉	料	灰	物	炭	油	瓦	材	材	炭	鐵	寸	器	花	草	糖	明治四十一 度			
一七〇	一三五	一〇九	三七	一八二	三六	七四	八八	?	一三六	二四	二八三	四七一	六四一	三一三	二一三	六四	三一七	一〇六	八〇	二一〇			
一八五	一四六	八四	五九	八一	二二	五八	八四五	?	一八一	一〇、二〇七	一〇、二〇四	一〇、二〇八	一〇、九〇八	一〇、一〇一	二、一〇一	六六九	五三	一〇八	一〇三	二三〇			
二〇九	一六五	一〇二	六一	九五	二一	六三	九一三	?	二一〇	三〇四	二七七	五一三	二八〇	二二	一〇九	一〇八	一〇七	一〇四	二四〇	明治四十二 度			
二四〇	一五八	一四八	八三	二六六	四六	一〇四	九九八	?	三六九	一三、一四五	一三、一四五	一三、一四五	一三、一五六	一三、一五六	二、四二八	四八〇	二五五	一〇二	一〇八	二八九	明治四十三 度		
二九四	一八一	一八一	一九二	九七	二七五	四六	一一四	一〇九〇	一九三	四三一	二五八	三一六	六三〇	五〇一	二、六五五	五〇一	六七	三三三	二〇	一七三	三一四	明治四十四 度	
三三九	二〇七	二〇七	一七八	二六五	二二五	一二九	一三三	二一〇	五三三	一四、八一六	一四、八一六	一四、八一六	一四、八一六	一四、八〇〇	二、八〇〇	五七九	七三	二九二	一一二	一一九	一八三	大正元年 度	
三三七	一九一	一八四	一九一	二六二	二二三	一一八	一四一	四一	一三三	一、二五三	一、二五三	一、二五三	一、二五三	三〇九	二、四六九	五七三	七九	二四〇	三一六	一〇四	一七二	大正二年 度	
三五三	二三三	二三三	一九九	二七八	一五二	一〇九	四六	一三三	二三三	一、三三三	七六八	二三三	三三三	二六五	二、六三九	六三三	九九	二七	一〇三	二〇六	一四五	一六七	大正三年 度
三四五	二六一	二六一	一八六	三一四	三一四	五二	一四二	一四二	一四二	一五、八一六	一五、八一六	一五、八一六	一五、八一六	三三三	三、二九三	六四四	一四八	二四〇	二二三	一四〇	四一七	大正四年 度	

左に示すは歐洲戰亂中の三年間に於ける毎月の客貨運輸成績高低表なり。	延 頓 哩
三、一〇一、一四八、二九二	二、九四二、四〇六、八九二
五三、五〇七、六五〇	五一、五五〇、七一六
円	円
△ 三・六六	△ 四・七九
六一、一	三、六一八、八



前記の如く近海航路の汽船激減し貨物の鐵道輸送激増したるため本州と北海道、九州及鮮滿間發着貨物にして從來最寄諸海港より海路内地各港に發着せるもの、今や孰れも關釜關門青函の連絡航路を經由するに至り、爲めに臨時連絡船を運航し、或は貨車航送作業を督勵する等極力之が荷捌に努めたるも、猶屢々連絡港に滯貨山積したり。

左表は連絡船の運輸成績を示す

左表は歐洲軍需前線に於ける主要貨物の製量を示せるものなり。

種別	戰前一ヶ年(至大正三年八月)	戰後第一年(至大正四年八月)	增減割合	戰後第二年(至大正五年八月)	割合
生綿	二八四、一七五噸	二九八、三五一	△	三〇三、七五四	五七四
織布	一四八八〇四〇一	一三五七〇	△	五八七四八〇	五八〇
綢	一四五六、一四	一八四、九八七	△	二三、八六〇	四〇〇
織	二〇三、六四五	二七、三五	△	一七八、一五九	二一・三
紗	二四、五四九	二四、五四九	△△△△△	一四、四八八二〇六	四・八
石	一〇二	一〇二	△△△△△	一七三、四八二	五・四
煉瓦	二九四三七	二三五四九	△△△△△	二一四五九四	五・五
油	二九四三七	二三五四九	△△△△△	一八五、一〇九三	五・七
瓦	一一九	一一九	△△△△△	三三五〇四五	五・七

鐵、銅、銅及び他の礦石の輸送が一八「パーセント」より四四「パーセント」に至る増加を示したるは、歐洲戦亂以來我鐵業界の進展を證し、又木材、石材、煉瓦等の如き建築材料及石炭の増加せるは製造工業の勃興に伴ふ工場會社の設立多きを語るものといふべし。旅客運輸も亦戦亂の前後に於て貨物と略、同様の變動を示し、大正四年秋以來次第に活況を呈し、經濟界の好調に伴ひ異常の繁忙を來せり。

次表は戦亂前後に於ける旅客運輸の動靜を示せるものなり。

種別	戰前一ヶ年(至大正三年八月)	戰後第一年(至大正四年八月)	比較減少割合	戰後第二年(至大正五年八月)	前年ニ比シ増加割合
旅客人哩	三、七八六、七六九、八七五	三、五三三、九二三、一五三	△	三、九六一、九三七、〇五四	△
客収入	五七〇〇四、二二六円	五三、四四〇、五四四円	△	五九〇八〇、八三四円	△
急	△	△	△	△	△
平	六・六七	六・六七	△	六・五	△
勾	△	△	△	△	△
均	六・六七	六・六七	△	六・五	△
均	六・六七	六・六七	△	六・五	△
配	△	△	△	△	△
速	△	△	△	△	△
度	△	△	△	△	△
度(一時間)	△	△	△	△	△
坦	△	△	△	△	△
(百分ノ一ヲ含ム)	△	△	△	△	△

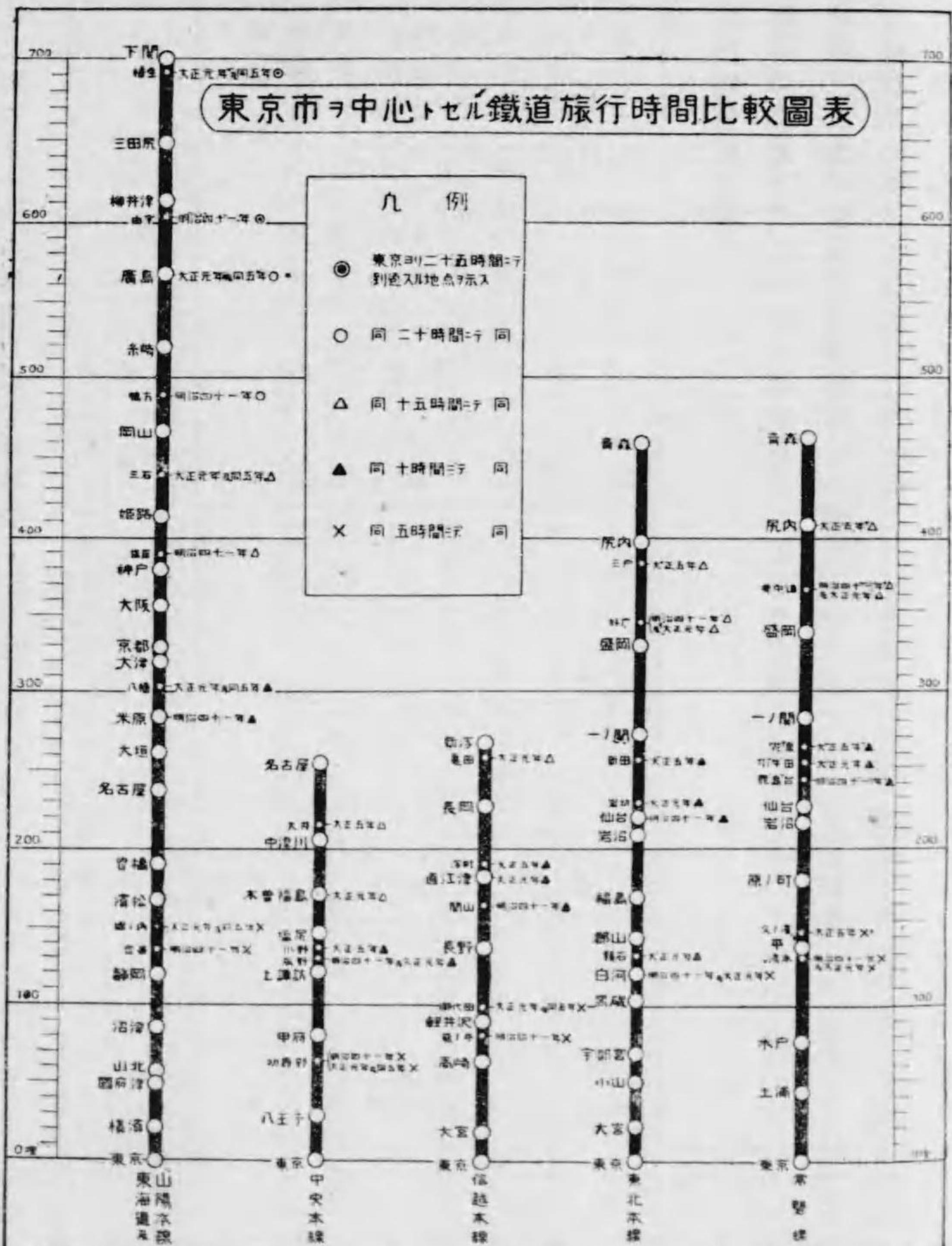
## 第十一章 運輸施設の改善 旅客運輸

### 列車速度の増進

列車の運轉速度は、線路の状態、列車の種類、編成車輛の構造等に因りて定まるものにして、本邦鐵道線路の勾配並に曲線に富みたると其の軌道幅員の狹少なるとは相俟つて運轉速度の増進を阻礙すること少からず。今現行列車の平均速度を掲ぐれば左の如し。

線名	列車種類	急	平	勾	均	均	配	速	度	度(一時間)	坦	(百分ノ一ヲ含ム)
常東南北盤線	貨物合客列車	十九哩	十五哩	乃至	二十哩	十一哩	△	△	△	△	△	△
東山陽本線	單車複線	乃至	至十哩	至十一哩	至二十哩	至二十一哩	△	△	△	△	△	△
東海道本線	複線	至十九哩	至二十哩	至二十一哩	至二十二哩	至二十三哩	△	△	△	△	△	△
常東南北盤線	旅客列車	三十哩	三十四哩	三十三哩	三十三哩	三十三哩	△	△	△	△	△	△

左表は代表的幹線に於ける急行列車の平均速度を示せるものなり。



111

以上述ぶる所に依り、速度の點に於ては、本邦鐵道は彼の平坦なる國土を横断する四呎八吋半軌幅の鐵道に比し遙かに下位に落つるを見る可し。然れ共其の不利なる線路の狀態が、如何に列車の運轉を困難ならしむるの地位にあるかを酌量する時は、本邦に於て過去十箇年間に遂げ得たる國有鐵道運轉速度の増進は決して小なりと云ふ可からず。鐵道國有の結果車輛の運用、運轉時刻の整理等、之を經營者の異りたる時代に比し、其の計畫實行簡便となりたるため各線路間の直通列車を増加し、途中停車時分を短縮し得たると共に、又東海道本線、山陽線、東北線、其他總ての幹線には急行列車の運轉を開始し、特に明治四十五年五月、新橋下關間に實施したる特別急行列車によれば從來二十九時間を要したる兩地間七〇六哩の道程を、僅かに二十五時間にて達するを得るに至れり。左表(次頁)は主要幹線に於ける明治四十一年、大正元年及同五年に於ける鐵道旅行時間比較せるものなり。

列傳第十九

即ち第十九章に於て總へしか如く全國鐵道を國有に統一したる結果は列車運轉回數に著大なる增加を來せり。明治四十年度、即ち鐵道國有の最初の年度に於ける旅客列車走行哩は營業線路一哩につき四・三七六哩なりしに十箇年後即ち大正五年度には五・五五一哩に達し二七「バー・セント」の增加を示し、今や回數の點に於ては本邦鐵道は泰西列強の鐵道に匹敵し得るに至れり。今試に新橋神奈川間の回數を見るに、明治四十一年に於ては毎日四十三往復なりしもの、大正二年には四十六往復となり、更に大正四年同區間電化工事の完成と共に、毎日百十餘往復に達したり。以て國有後十箇年間に於ける進歩の大なるを見る可く、更に東京下關間に於ける代表的勾配區間と、平坦區間

間とに於ける一日の列車回數を年度別に示せば左表の如し。

國有十年

一三六

## 放行時間の正確 確実の實施上共

國有の實施と共に列車の運轉速度、回數を増し、旅行時間を著しく短縮し得たるは勿論、旅行時間の正確てふ點に關しても亦顯著なる成果を挙げ得たり。蓋し國有以前にありては列車發着の遅延は或線路にありては殆んど平常のことゝ見做されたるが如き有様なりしが、國有の結果直通列車運行開始と共に、漸次斯かる弊害を艾除し、尙汽車旅行者の便利と満足との爲には、あらゆる新工

夫を實施して餘すところなからんことを期せり。

設  
備

先づ客車構造上の一進歩と見るべきは既に述べし如く、明治四十二年を最後として小型四輪車の新造を廢止し、爾來新造車輛は總て「ボギー」式を採用するの方針に改めたることにして、其結果「ボギー」客車は益々其數を増し、幹線に於ける旅客列車は悉く「ボギー」車を以て之を編成し、各支線にも亦漸次「ボギー」車編成列車の増加を見るに至れり。

加之、「ボギー」車にありても漸次車體を大型ならしむると共に、乗客定員一人當り座席面積も次第に擴大せり。今明治四十一年度と、大正二年とに於ける定員一人當り座席面積を比較すれば左の如し。

三等車の座席敷物は從來板張り若くは疊敷なりしものを改善して織物敷となし、從來油燈を用ひし屋根燈も今や支線を除くの外殆ど全部電燈を用ふるに至れり。特に東京下關間の特別急行列車に於ては其設備完美を盡したる寢室及三面悉く硝子戸を以て圍まれたる展望室を備へ、本邦客車設備の最高標準を示したり。

蒸氣暖房器は明治三十三年十月、東海道線急行列車に使用を開始してより、爾來漸次各列車に増備すると共に益々其の改良に意を注ぎ、現今に於ては殆んど全線の旅客列車及混合列車の大部分に之を使用するに至れり。又電氣扇は國有以前にありては寢臺車及食堂車内に之を装置せるのみに止まりしが、今や各線主要列車中の一等客車には悉く之が設備を見るに至れり。

夜行列車による乗客の便宜を圖らんが爲め、寢臺車を増備せんとする方針は著々實現せられ、今まで總ての幹線の主要列車には一等寢臺車を連結し、二等寢臺車も亦東海道、山陽、九州、東北の諸幹線に使用せらるゝに至れり。今、明治四十年度と大正五年度とに於ける寢臺車の數を比較すれば左の如し。

年 度	一 等			二 等	計
	一	二	合造		
明治四十年度	八五	二三			
大正五年度	六	△二			
増減	△三	三九	七	三五	二八
				九三	

主要幹線に於ける凡ての直通列車、急行列車には食堂車を連結して一二等旅客に洋食、飲料、菓子、

果物等を提供し、更に三等旅客の爲には和食食堂車の使用をも開始せり。尙帝國鐵道經營の下に二旅館あり、一は山陽「ホテル」にして、鮮滿西比利亞を經由する歐亞交通の門戸たる下關市にあり。他は奈良「ホテル」にして第八世紀に於ける帝都にして、且本邦美術の搖籃とも稱すべき奈良市にあり。

#### 渡來外人の旅行に對する鐵道の施設

外人の日本に渡來するもの毎年二萬人に達す。而して彼等の大部分は本邦山紫水明の風光と、其の特殊の歴史的發達を有する社會般の事物と風俗とに心引かるゝ者なりとす。

されば鐵道は彼等の滯在をして愉快にして且有益なるものとなさんが爲に諸種の施設をなしたり。今其の主要なる事項を舉ぐれば、倫敦市、トーマス、クック、アンド、サン商會、及其他代理店の發行に係る乗車券委託販賣を開始せしこと、全國に涉りて長途の遊覧を爲さんとする外客の爲に各種の一等廻遊乗車券の發賣を開始せしこと、外國航路汽船に由る乗船客に對し日本内地の觀光に便するため汽船會社と協定し船内又は陸上本支店に於て鐵道乗車券發行方法を新設せしこと、中央敎習所に英語科を設置して外國語に通ずる係員の養成に特に留意したこと等なりとす。

#### 東亞交通案内の出版

鐵道院發行東亞交通案内は歐米人の來遊するもの、ために途上遭遇する事物を一層適當に鑑賞し得るの助けとなる可き知識を供する目的を以て、英文にて編纂したるものにして、一部五冊抑も此の種の案内書の缺乏は東亞漫遊外客の多年痛切に感じたる所にして、國有後鐵道當局者

は深く之に鑑み、明治四十一年本案内書の編纂に志し、官吏を支那、印度、其他の地に派遣して廣く資料の蒐集に當らしめたり。

第一卷朝鮮滿洲之部を大正二年に第二卷第三卷日本の部を大正三年に第四卷支那の部を大正四年に第五卷東印度の部(フイリッピン、佛領印度支那、暹羅、馬來群島、及蘭領東印度等を含む)を大正五年に、夫々逐次出版し茲に全部の完了を告げ之。

卷之二

如何にして鐵道運輸の安全を増進すべきか、是れ鐵道國有以來の重要な問題にして、此の目的を達せんが爲に年々巨額の資を投じて線路及建造物並に保安に必要な有ゆる近代的施設に努めた。斯くて今や總ての旅客列車には真空制動機を裝置し、複線區間にありては閉塞式(双信閉塞器)を用ひ、單線に「タイヤー氏タブレット」式閉塞器を採用したるもの明治四十年度に於て一、九一四哩、即ち全線の四四・バーセントに過ぎざりしもの、大正五年度には四八二六・五哩、即ち全線の八二・バーセントに達し、票券式は今や僅に輕便鐵道線路の一部、及運轉閑散なる支線の一部にのみ施行せらるゝに止まり、其の哩程二七九・一哩即ち全線の五・バーセントに過ぎず。

同時に鉄道従業員に嚴重なる訓練を施こし、以て保安規程を確守せしめ、且從業員協同の精神を涵養せしむるの目的を以て保安研究會を組織し、時々會合して保安に關する打合研究をなさしむること、せり。

國有後十箇年間に於ける線路及列車事故の著しき減少を見たるは是等の努力の結果に外ならず。左表は十箇年間に於ける事故の件數を年度別に示せるものなり。

備考

一、四十及四十一年度は櫻發事故を其の種別毎に  
二、本表に計上せる事故は次に示す標準に據れり

二、衛理公報

二衝突全部(被害軽微なもの)を除く

#### 四、列車分離、途中運轉中に於けるもの

六、機關車故障、運轉不能になつたるも  
一回、復舊二三時間以上要せし

八、線路障碍  
（人爲）重大なる事故を惹起せん

十、車輛逸走、全部  
車に大当たり影響を及ぼし

卷之三

十二、其他、必要と認めたるもの

一一四一

卷之三

前表は國有後十箇年間に於ける鐵道旅行の保安上の進歩を明示するものなり。即ち鐵道事故の件數は凡ての項を通じて次第に減少し來れり。本表に掲げたる事故中性質の重大にして、鐵道運轉保安の状態を考察するの規矩とも稱すべき最初の五項は明治四十年度に於て千百十五件なりしもの、大正五年度には三百四十三件となり、列車走行百萬哩に付ての事故の割合は十箇年前に比し六分の一以下に減少するを得たり。或項に於て大正五年度の件數に多少増加の痕を見るは、是れ同年度に於て客貨の數量空前の増加を見、隨つて危險の可能性を高めたる自然の結果といふべし。

事故件數減少の結果事故に依る死傷者の數亦漸次減少し來ること左表に就て之を見るを得べし。

年 度	種 別	乘 客		計	旅 客 百 萬 哩	前 比
		死 傷	事 故			
明治四十年度						
明治四十一年度						
明治四十二年						
明治四十三年						
明治四十四年						
大正元年						
大正二年						
大正三年						
大正四年						
大正五年						

## 備考

一、本表は鐵道院統計圖表に依り調製す

二、本表に計上せる死傷は次に示す運轉に關聯して發生せるものなり

旅客、1. 脱線衝突等運轉上の事故 2. 列車に乗降の際 3. 車扉開閉の際 4. 運轉中墜落又は顛倒等

職員、1. 脱線衝突等運轉上の事故 2. 車輛解結の際 3. 列車車輛の入換又は線路作業中

4. 動き居る列車又は車輛に觸れ等

公衆、1. 踏切横断の際 2. 線路に立入りたる爲等

三、死とは即死にして傷には輕微なるものも含む但し自殺による死傷は之を除く

四、△は減を示す

大正二年及大正五年度は眞に本邦鐵道に於ける厄年なりき。大正二年には北陸線列車の大衝突ありて乗客二十四名の死者を出し、大正五年度に於ては東北線下田古間木間の大衝突に乗客十七名、及北陸線の脱線に於て乗客十一名の死者を出し、夫々同年度の數を著しく増大せしめたり。尙本表によりて鐵道從業員の職務上の危險が次第に減少し來れるを看取するを得べく、之に反して公衆死傷者の數の毫も減少の傾向なく、然も其の大部分は鐵道法令違反者にして、不注意の罰を蒙る者の依然として減少せざるは遺憾なりといふべし。

## 衛 生

鐵道從業員は採用の際身體検査を行ひ、機關手及火夫に對しては毎年一回強制的に之を行ふ。

列車内は進行中及一定の停車場にて掃除を爲し、寢具等は隨時日光消毒其他の方法を施し、凡ての直通列車には救急函を設備し、四百五十人の鐵道醫を沿線に配置し、停車場及列車内にて販賣する飲食物を検査し、傳染病発生の際には全ての停車場に於ける叫賣人、料理人、並に僕婢等の健康診斷を行ふ。

## 貨物運輸

貨物の著しき増加は各線共輸送力の増進を要望すること愈々切なるものあり。されば當局者は常に四圍の事情に鑑み、緩急を察して其の回数を増加し、或は列車の系統を正し、或は其の運轉區間を延長する等、直接間接に輸送能力の増加に關して施設したるもの尠からず。而して今や主要幹線中には現在の列車運轉方式、驛間距離を以てしては最早これ以上列車回数を増加し得ざる線區なきにあらず。隨て今後尚貨物數量増加の暁に於ては、勢ひ狹軌を改めて廣軌となすか、或は亦複線を改めて三線四線となすかの問題に逢着するに至る可し。既に從來に於ても或は單線を複線に改め、或は停車場間の距離長くして列車運轉に長時間を要するものは其の中間に信號所を設置し、漸次強力機關車を採用し更に東海道線箱根の如き勾配甚だしき區間にありては補助機關車の使用を開始せり。其の結果一列車連結車數の著しき増加を見、明治四十年度に於て二十八輛なりしもの、大正五年度には四十八輛となり、更に同年度中一列車に機關車三輛を使用して六十輛を牽引し得るに至れり。急行貨物列車は明治四十四年度中、新橋神戸間に實施したるを以て嚆矢とし、次いで之を下關迄延長し、同年度中東京青森間にも同様の急行列車を運轉せしむるに至れり。急行貨物列車運轉の結果、如何に貨物輸送の時間を短縮し得たるかは左表に依りて見るを得べし。

年 度	東京(汐留)下關間(七〇四・五哩)	上野(秋葉原)青森間(四五八・九哩)
明治四十一年度	七三時一九分 六〇時四九分 同 上	七三時三五分 同 上
大正五年度	五九時三分 同 上	四八時四五分 同 上

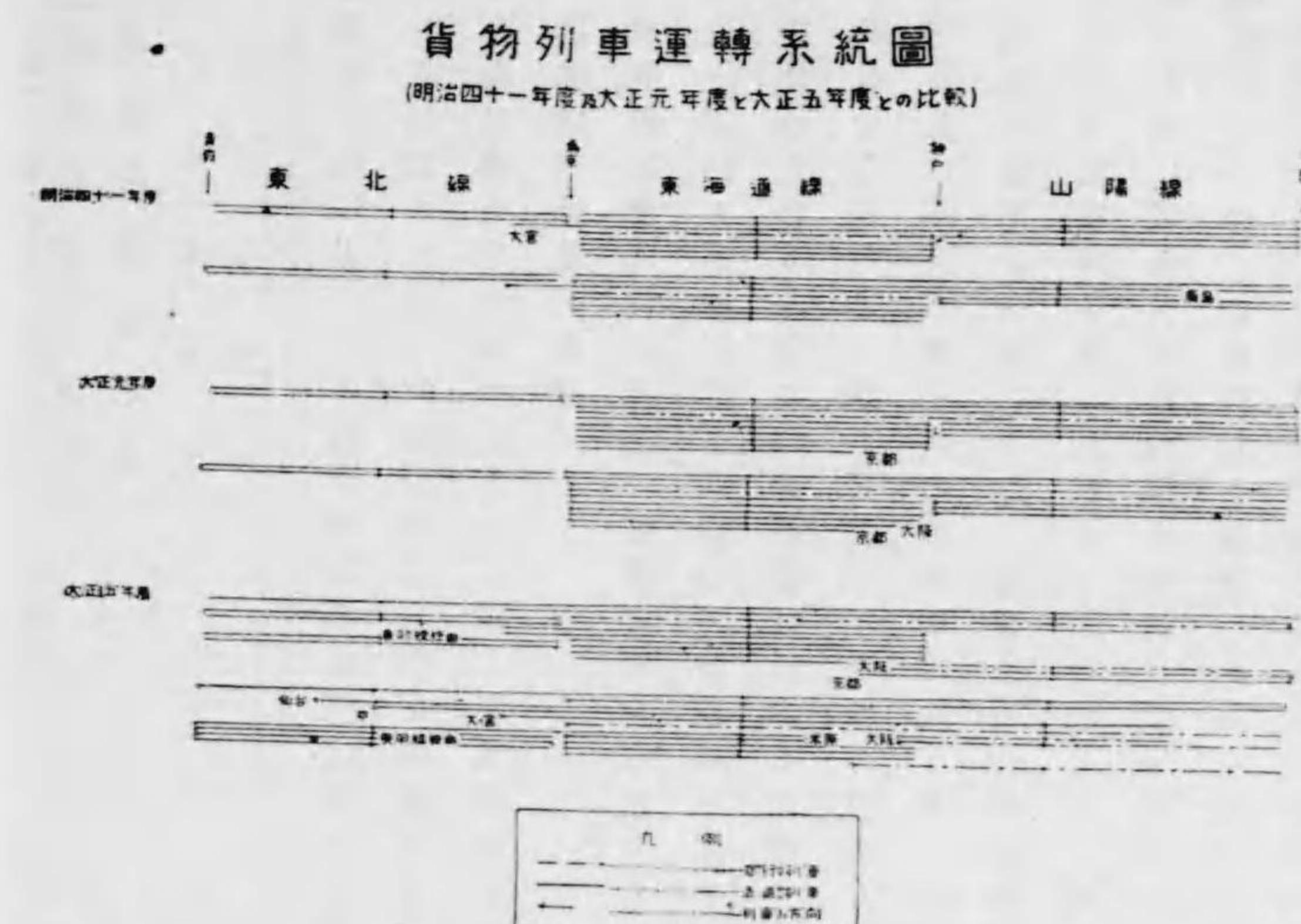
年 度	東京(汐留)下關間(七〇四・五哩)	上野(秋葉原)青森間(四五八・九哩)
明治四十三年度	七三時一九分 六〇時四九分 同 上	七三時三五分 同 上
明治四十一年度	同 上	四一時三〇分 同 上

國有以前にありては、貨物列車の直通は殆んど想像だもせられざりしが、國有統一の結果は殆んど幹線の總てに亘り直通列車の運轉を可能ならしめたり。又一方に於て品川及其他の主要貨物停車場の構内を改良し、貨車を入れ換して、着駢順に配列する手續を一層簡捷ならしむるを得たり。

## 貨物運送期間の正確

鐵道當局者は貨物運送の標準期間を制定するの必要を感じること久しく、國有後間もなく實行可能と認むる範圍に於て、一定の運送期間を定め、鐵道從業員をして汎く貨物速達の必要なることを感知せしむると共に、歐米諸國に於けるが如く廳て來るべき運送期間公示實施の準備として之を試行せしめた。然るに其の結果頗る良好なりしと、外國貨物の連絡輸送開始とに依り大正三年三月更に運送標準期間に多少の改正を加へ、爾來着々之が成績を調査しつゝあり。

貨車の運用を敏活にするには、貨物積卸作業を督勵して其の滯留時間(到着時刻より發送時刻迄の時間)を出來得る限り短縮せざる可からず。然れども其の成績は列車回数の粗密、線路設備の完否、荷扱並に貨物引取状態等の如何に依り左右せらるゝものなるが故に、事情の異なる各駢の滯留時間を一律に定め難しと雖、之が標準を大凡一定して督勵するに非ざれば實績を擧げ得ざること明なるを以て、特に滯留時間を定め、其の標準を超過せしめざるの制を探れり。而して明治四十



年頃に在りては其の標準時間十五時間なり  
しが、爾後漸次其の成績良好に赴きたるを以  
て、明治四十五年一月之を十二時間に改め、更  
に之を十時間に改むるに至れり。此の制限  
と督勵の結果荷主並に驛員に等しく貨物輸  
送能力の増進上滞留時間を短縮するの極め  
て必要なことを感知せしめ、單り鐵道が滯  
留時間の短縮に意を用ふるのみならず、荷主  
も亦其の運用上に關し共に多大の注意を拂  
ふに至れるは洵に喜ぶべき現象なりとす。

#### 貨車の配給

貨物の輸送數量少く、貨車少數にして、其の  
種類の多からざりし時代にありては、各驛に  
對する貨車及附屬品の配給は頗る簡単にし  
て、各驛にては到着貨車あれば之を使用し、不  
足する時は監督事務所又は本部に廻送を乞  
ふの例なりしが、輓近貨車數の増加せしと、貨  
車種類の多様になりしと、又積載噸數の大小

區々たるに至りし關係上貨車の集配は自ら複雜となり、舊來の如き單純なる受動的方法に委すべ  
からざるに至りしより、茲に初めて監督事務所又は本部が自ら能動的に貨車の集配を行ふに至れ  
り、國有實施前此方法を探れるは作業局線、日本線、山陽線、關西線、九州線、北海道線等のみにて其他  
の鐵道は概ね各驛の自由に委せたるが如し。然れ共以上の諸線と雖も未だ完全なる方法にて集  
配したるには非ざりしが、國有後各線の長所を綜合して比較的完全なる集配方法を定め、遍く之を  
實施すること、なれり。當時諸般の施設未だ其緒に就かざるの秋に當り、此の實施を見たるは大  
に機宜に適したる措置と謂ふべきなり。現在行はる、集配方法は、其後再三改正を経たるものに  
して、貨車供給地帶は其需要方面に空車を排出して、定則的に貨車分布の調節を圖る外、各驛は毎  
日午後六時を期して、自驛に現在する貨車を積車と空車とに區別し、且其の行先の定まれるものと  
行先定まらざる停泊車とに二大別し、前者は其行先別、貨車種類別としたる輛數を、後者は單に貨車  
種類別を監督事務所に電報し、又之と同時に翌日發送貨物に對する所要貨車の種類、輛數及行先を  
電報し、監督事務所は各驛の報告を綜合して、如何なる貨車が如何なる驛に運送されつ、ありや、翌  
日の所要貨車は其驛現在の貨車のみにて足れるや、最近到着豫想の貨車は過剰とならざるや等を  
調査し、若し不足と認むる時は、即刻貨車過剰なる驛より之が補給を爲さしむるものにして、前夜中  
に於て翌日の作業に關する總ての手配を講じ以て荷主に満足を與ふるものなりとす、故に荷主に  
して翌日發送すべき貨物は、豫め前日申込を爲すときは、貨物持込と共に貨車配給を受くるの便  
を得べく、貨車の需要供給を調節して、運送の的確を期する上に於て、其の活動的なるは大に誇るに  
足るべく、經濟界に貢獻する所亦大なるを知る可し。

## 貨車航送

貨車配給を更に便宜ならしめたるものは、本州九州間下關海峽に於ける貨車航送の開始とす。此の新施設開始以前にありては、貨物は一旦之を貨車より船に移し、對岸に陸揚げの上更に之を貨車積と爲さざる可からざるを以て、海陸積替の不便多きのみならず、多くの費用と時間を要し、且損傷其他の事故多く自然兩地間運輸の發達を阻礙したるもの渺からず、即ち僅に一日上下を合せ貨車四五十車分を出でざるの状況なりき。殊に海上風波の日には積替作業困難の爲め空しく天候の恢復を待つの外なく、其不便甚しきものありしが、明治四十年、本州及九州間に貨車航送の計畫を樹て、爾來其の設計と工事に多數の日子を費し、明治四十四年を以て之を開始せり、左に開始以降航送したる貨車數を掲げ、如何に本州及九州間の取引が密接の關係を生じたるやを知るの便に供せんとす。

年 度	積 車		計
	空 車	車	
明治四十四年	一六四三五	一、二〇〇	一七六三五
大正元年	四四三三三	五、三九六	四九七三九
大正二年	五八九一五	五、五七〇	六四八五
大正三年	六〇九一六	六、八三〇	六七七五〇
大正四年	七〇七五四	九、八三〇	八〇、五八四
大正五年	八五四九七	一一、七九〇	九七、二八七

青函間に於ては大正三年秋より新造船車運丸に依り、本州北海道間に車輛直通の便を開けり、該

航送設備は營業貨車積貨物の運送を目的とするものに非ずして、單に本州線に於て新造せる院用車輛を運送するの目的にあり、畢竟從來の如く院外線に新製車輛の運送を依頼するは、徒らに多額の経費を要するのみならず、解體荷造等の手數を要する不便あるを以て、之が不備を補はんが爲に計畫せられたるものなれども、獨り車輛類のみに止まらず、普通汽船により難き重量嵩高品にして、特に之を利用して運送せるの例なきに非らず、是れ兩地間の運輸上に一生面を開きたるものと云ふべきなり。

## 特種貨車の設備

特殊貨物の安全運送を期する爲め、特に設計せられたるは、冷蔵車、家畜車、鐵製石炭車等なりとす。冷蔵車を製作したる起因は、朝鮮近海を根據とする遠洋漁業の進歩に伴れ、漁獲したる鮮肉を内地の市場へ搬入するには冷蔵船を準備し、其の冷蔵艙に貯藏して下關に送り、同地より更に鐵道便又は船舶に依つて京阪市場へ發送し來りしが、一旦冷蔵艙に貯藏したる鮮魚を普通貨車に積込むときは、遠距離輸送の場合は時として腐敗を招き、爲めに荷主をして不安の念を抱かしめ、延いては漁業の發達に影響を及ぼす事渺からざりしより、當局に於ても冷蔵装置の貨車製作を必要なりとし、明治四十一年始めて冷蔵車を新造するに至れり。而して其の構造は車内に氷槽を有するものと否らざるものとの二様あれども、何れも高溫なる外氣の侵入を防ぐ爲め、觀音開となしあるを以て、外氣の溫度八九十度に上る時と雖も、車内は四五十度より上ることなく、且つ車外の溫度は變化著しきに拘はらず車内溫度の變化は極めて少く、冷蔵の成績大に見るべきものあるは夙に世人の周知する所なりとす。其結果として鮮魚の運送は益々遠距離に行はれ、近時は博多驛より京阪市場は

勿論、遠くは東京市場に續々入荷するに至れり。之れ一は列車速度の増進に依り遠距離に亘る運送を容易ならしめたるに依るは勿論なりと雖又一は冷蔵装置の効果に依るものの大なりと謂ふべし。其他牛、犢、羊の如き、強健にして風雨の爲に體質を害することなき動物に對しては、換氣作用を十分ならしむる爲め、側板を一目落しとしたる家畜車を使用し來りたるが、今又降雪地の便利に供する爲め、雨雪侵入を防ぐべき新式家畜車新造の企畫あり、又生石灰、炭化石灰等發火し易き貨物の運送には、雨漏を防ぎ且車體燒損の虞なからしむる爲め、鐵製有蓋貨車を準備せり。尙此外果物の腐敗を防ぐため蔬果積貨車(通風車)の製作を企て大正四年度中有蓋貨車を改造して換氣設備を施し、大いに一般荷主の便益を増進したり。更に輓近化學工藝の發達に隨ひ、現に酸素、水素等の氣體運送も實行せられつゝあるを以て、是又近き將來に於て運送上相當の施設を見るに至る可し。

#### 貨物運賃料金の着拂並附帶費用立替拂の開始

我國に於ける鐵道貨物運賃及料金は前拂を原則とするも、之を商取引の關係より見る時は運賃料金は勿論、倉敷料、保險料、荷造費、持込費、小運送費、並通信費等貨物運賃に關し直接に附帶したる諸費用の如きも荷受人の負擔たる場合多く、從つて之が運賃料金を着拂と爲す外、綫上の附帶費用にありても一旦鐵道に於て立替支拂し、運賃料金と共に到着地に於て貨物引換に荷受人より收受するは荷物託送者に取りて其利便渺からざるを以て、貨切扱の如き大量貨物にして設備の關係上遅かに之を一般に及ぼし難きものを除き、其の他の貨物に對しては大正四年十月一日より院線一般に之が取扱を開始すること、せり。

#### 荷物代金引換扱の開始

鐵道は大正四年二月郵便官省に於て夙に實施し來れる代金引換小包の制に倣ひ、荷物代金引換の取扱を開始せり。抑も代金引換小包制の實施は顯著なる效果を擧げ得たること言を俟たざるも、其の取引の範囲狹少にして一般荷物に適用すること能はざるものあり、爲に鐵道運送に依る荷物に對しては、荷物引換證の發行を求めるに依り銀行若くは通信官署を經由して代金取立又は代金引換の手續を爲す等の方法に依らざる可からざるが故に、此の間複雑なる手數を要するものあるは公衆の最も不便とする所なりき。斯る缺陷は新制度の實施と共に悉く除かれ、鐵道利用の便益は愈々増進し、商取引の發達に資せしこと尠少ならず。新規程によれば、動物、危險品並腐敗減損し易きもの、如く其の性質上之が取扱に適せざるもの、外は悉く之を取扱ふこと、し荷物一口に付代金額一千圓を以て最高限度と定めたり。而して其の受託驛所は最初六十九箇所に限定せしが、後漸次增加し現今に至りては二百數十驛に擴張し、到着驛所に付ては當初より制限を設けず、國有鐵道全線の各驛所とし、其の手數料の如きも極めて低廉ならしめたり。其の處理方法は鐵道は荷受人に荷物を引渡す際代金を取立て、發驛に於て之を依託者に交付するものにして、之が利用甚だ簡易なるが故に一般荷主の便を増進せしこと多大なりとす。

### 第十二章 連絡船舶の運輸狀況

本邦の如く多くの島嶼より成る國にありては、海陸の連絡運輸に適當の方法を講せざる可から

1

一五二

す。されば國有後當局は深く此の點に留意して、從來私設鐵道に行はれし連絡運輸の改善完備に努め、その結果現在に於ける連絡船舶は之を國有前に比すれば設備の點に於ても將又利便の點に於ても著しき進歩を示せり。連絡の個所は宇野高松間、青森函館間、下關門司間及下關釜山間等なり。

次表は國有當時に於ける連絡船の狀態と十箇年後に於ける現時のそれとを比較せる者なり。

航 路		營業會社名	使 用 隻 數	總 噸 數	一日ノ運航 回數	時
航 路	航 路					
下關—釜山	山陽汽船會社					有
下關—門司	山陽汽船會社					
宮島—嚴島	山陽汽船會社					
尾津ノ道多	山陽汽船會社					
岡山—高松	山陽汽船會社					
度津	山陽汽船會社					
舞鶴—境	阪鶴鐵道會社					
舞鶴—宮津	阪鶴鐵道會社					
小濱	阪鶴鐵道會社					
青森—函館	日本鐵道會社					
計 畫 中	計 畫 中					
下關—釜山	山陽汽船會社	二	三一〇二・七一	一 往復	一	當
下關—門司	山陽汽船會社	二	三五六・四六	一八往復	一	
宮島—嚴島	山陽汽船會社	一	七〇・四四	一 往復	一	
尾津ノ道多	山陽汽船會社	一	一九三・四六	一 往復	一	
岡山—高松	山陽汽船會社	一	一八六・六七	一 往復	一	
度津	山陽汽船會社	一	七七五・〇八	一 往復	一	
舞鶴—境	阪鶴鐵道會社	一	四八・一三	隔日一回	一	
舞鶴—宮津	阪鶴鐵道會社	一	二 往復	一 往復	一	
小濱	阪鶴鐵道會社	一	一 往復	一 往復	一	
青森—函館	日本鐵道會社	一	計 畫 中	一 往復	一	
航 路	航 路	航 路	航 路	航 路	航 路	航 路
下關—小森江	宮津 澄 内	宇野 高松	宮島—嚴島	下關—門司	下關—釜山	航 路
青森—函館	宮津 澄 内	宇野 高松	宮島—嚴島	下關—門司	下關—釜山	航 路
小濱	舞鶴—宮津	宇野 高松	宮島—嚴島	下關—門司	下關—釜山	航 路
舞鶴—宮津	宇野 高松	宇野 高松	宮島—嚴島	下關—門司	下關—釜山	航 路
航	航	航	航	航	航	航
貨物連絡船	貨物連絡船	貨物連絡船	貨物連絡船	貨物連絡船	貨物連絡船	航
渡小舟	渡小舟	渡小舟	渡小舟	渡小舟	渡小舟	航
車	車	車	車	車	車	航
船	船	船	船	船	船	航
汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	航
船	船	船	船	船	船	航
三四二三二	二	三	二	三	一五	正
一〇九・〇〇	一	一三三・四〇	一	一三三・四〇	一三三・四〇	五
七〇〇・〇〇	一	一五往復	一	一五往復	一五往復	年
七一八・三六	一	七一六・八二	一	七一六・八二	七一六・八二	末
三四・〇〇	一	三三五・三五	一	三三五・三五	三三五・三五	
一二往復	一	五 往復	一	五 往復	五 往復	
約六〇往復	一	七 往復	一	七 往復	七 往復	

卷之三

國有當時の連絡汽船蒸氣船貨物船は十六艘にして五、二〇九噸なりしが、大正五年度には四十五艘二二、九〇三噸に増加せり。國有當時に於ては貨客を混載せるも、現今は貨物船・客船を分ちたり。下關釜山間(航程一二二哩、特定營業哩一五〇哩)。此の航路は明治三十八年、山陽汽船會社によりて開かれ、後山陽鐵道會社に合併し、各一、六九一・六七噸の姉妹船二艘を以て一晝夜毎に下關釜山間を往復せり。明治三十九年同鐵道の政府の手に歸するや前記汽船の外更に三艘を備船として同航路の使用にあてたり。其の内最小なるものは噸數一、四五八・八四噸、速力一四哩、最大なるものは三、〇五八・七一噸、速力二二哩にして晝間二回の往復をなせり。次いで大正元年新橋下關間に特別急行列車の創始せられ、朝鮮鐵道、南滿州鐵道を經由して西比利亞鐵道に連絡するに至り、更に本航路の連絡運輸に一新紀元を畫せり。即ち下關釜山間に一備船(二、六三三・一八噸速力一五哩)を以て特別連絡を開始せるなり。翌年更に高麗丸、新羅丸の二艘を建造し、又連絡貨物の増加に伴ひ著しく船腹に不足を告げしを以て大正三年伏見丸(一、二七二・一三噸)を貨物船として借り入れたり。國有後、下關及釜山に於て完成したる海陸連絡設備大略左の如し。

經由直通運輸の開始と共に朝鮮總督府によりて稅關棧橋建築せられたるを以て停車場棧橋間は

鐵路を以て連絡せり

## 國有後の關釜間運輸狀況

國有税の開益間連輸状況を表示すれば左の如し

年	度	客	員	貨	物	航	海	同	數
明治四十一年度	一一九、二二三	四二、八六八	一、三三六	一、〇七八	六二、五三四	一、〇八〇	一、四五三	一、四五三	一一九、二二三
明治四十二年度	一二〇、四六八	七八、六五三	一、〇八〇	一、五四	一、四七六	一、四五三	一、四七六	一、四七六	一二〇、四六八
明治四十三年度	一四八、二五四	八一、八四四	一、二五〇	一、五四	一、四九二	一、四九二	一、四九二	一、四九二	一四八、二五四
明治十四年	一七五、五〇二	九二、〇九九	一、二五〇	一、五四	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一七五、五〇二
大正元年	二〇〇、六七四	一二六、三八四	一、一〇八〇	一、五四	一、四九二	一、四九二	一、四九二	一、四九二	二〇〇、六七四
大正二年	一九七、四〇三	一五四、〇八七	一、一〇八〇	一、五二九	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一九七、四〇三
大正三年	一九二、一五三	二〇一、五二九	一、一〇八〇	三一八、三六五	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一九二、一五三
大正四年	一九九、二〇一	二〇八、七四六	一、一〇八〇	一、一〇八〇	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一九九、二〇一
大正五年	一一九、二二三	一一九、二二三	一、一〇八〇	一、一〇八〇	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一一九、二二三

下關門司間航程一・五浬、特定營業哩一〇哩)。本航路は山陽線の終端下關と九州幹線の起點門司とを連絡するものにして、從來山陽汽船會社が二艘の蒸氣艇を以て是に充て來りしが、明治三十九年同會社線の買收と共に政府の經營に移り、爾來更に一艘の大汽船を増加して之が連絡運輸に使用することとせり。又門司側及下關側の本航路連絡船繫留用脚船及渡橋は旅客貨物の増加と共に擴張の必要を生じ、門司側は停車場の新築と共に、下關側は關釜連絡棧橋の新設と同時に、何れも大型の脚船及渡橋を設備したり、國有後本連絡航路の發達を表示すれば左の如し。

明治四十一 年	度	明治四十二 年	度	明治四十三 年	度	明治四十四 年	度	大正元年	度	大正二年	度	大正三年	度	大正四年	度	大正五年	度
六九五、三九二	六四、六七〇	六八一、五六六	七七、一〇一	七一八、七三七	六二、五六二	七六四、六九八	一一、一二〇	八三七、一八七	一一、六一八	二五八、二七五	一一、七九〇	三六四、四九二	一一、九九四	四二三、一八五	一八、四四二	四九四、三七五	一八、五七四
一、一九九、八四四	一〇、七七三	一、一、〇三九	一、一、一三〇	一、一、六一八	一、一、六一八	一、一、七九〇	一、一、九九四										
五九七、〇三七	六四、六七〇	六八一、五六六	七七、一〇一	七一八、七三七	六二、五六二	七六四、六九八	一一、一二〇	八三七、一八七	一一、六一八	二五八、二七五	一一、七九〇	三六四、四九二	一一、九九四	四二三、一八五	一八、四四二	四九四、三七五	一八、五七四
一、一九九、八四四	六九五、三九二	六八一、五六六	七七、一〇一	七一八、七三七	六二、五六二	七六四、六九八	一一、一二〇	八三七、一八七	一一、六一八	二五八、二七五	一一、七九〇	三六四、四九二	一一、九九四	四二三、一八五	一八、四四二	四九四、三七五	一八、五七四

爲に設けられ、山陽鐵道會社の經營に屬したり。國有後宮島側に棧橋及突堤を築造し、嚴島側に棧橋を改築し、海陸連絡設備を完成せしめたり。又嚴島周遊航路を設け休日を利用する漫遊客の便れり。

宇野高松間(航程一一浬特定營業哩程一五哩)。宇野線の終端なる宇野港と、讀岐線の起點高松とを連絡す。國有前は山陽汽船會社が尾ノ道多度津間、岡山高松間の二航路を置きたりしが、明治四

國有十年

一五六

十三年岡山宇野間鐵道の開通と共に宇野高松間に改めたり。宇野停車場の乗降場と連絡線繋留脚船とを相隣接し、高松港内には専用棧橋を新設し、一日四往復の運航をなすに至れり。

年	度	乘客人員	貨物噸數	總運航同數
明治四十一	度	二五四·九〇三	一四七	二、一〇三
明治四十	度	二三四·九四六	一四九	二、一一〇
明治三十九	度	二一三·八四一	一四九	三·六八九
明治三十八	度	二二二·三〇五	一四九	四·二七九
明治三十七	度	二三〇·〇七二	一四九	四·九二〇
明治三十六	度	二〇七·三五五	一四九	四·八七四
明治三十五	度	二〇四·八三六	一四九	四·八〇七
明治三十四	度	一九〇·一四八	一四九	四·五四八
明治三十三	度	一一一·〇三五	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	一一一·三三六	一四九	四·二五四
大正三十一年	年	一九〇·一九四	一四九	四·二五八
大正三十一年	年	八·二五四	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	八·二五四	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	九·一九四	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	一一·八八七	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	九·〇四五	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	七·九五六	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	四·三三八	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	二一三·八四一	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	二二二·三〇五	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	二三〇·〇七二	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	二〇七·三五五	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	二〇四·八三六	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	一九〇·一四八	一四九	四·四五九
大正三十一年	年	一一一·〇三五	一四九	四·四五九

卷之三

航せしが同年山陰線の全通と同時に廢止せられたり。

ては、同社にて毎日一往復の航海をなせり。旅客の増加と海の荒るゝこと多きを以て國有後更に大なる汽船を以て是に代へたり。

本航路に於ける國有後の運輸状況左の如し。

年	度	乘	客	人	員	貨	物	噸	數	總	運	航	同	數
明治四十一	度	六七、九四一	六五九	五、六五九	六二二二	七四、六六四	二、三八二	二、三八二	二、三八二	明治四十	度	明治四十二	明治四	明治四
明治四十二	度	一〇三、五一七	七五六九	八、一三四	八、一三四	一〇六、九五〇	二、七九三	二、七九三	二、七九三	明治四十四	度	明治四十四	明治四	明治四
明治四十四	度	一一四、九五四	九、〇六九	九六、〇五三	九六、〇五三	一一三、七四一	六、七一四	六、七一四	六、七一四	正元	年	正元	正三	正四
正元	年	一〇六、九二三	七、一五四	一〇四、五八八	一〇四、五八八	一〇九、九二三	七、四七三	七、四七三	七、四七三	正二	年	正二	正三	正四
正二	年	一〇九、九二三	六、七一四	七、一五四	九六、〇五三	一一三、七四一	一一三、七四一	一一三、七四一	一一三、七四一	正一	年	正一	正二	正三
正一	年	六、七一四	六、七一四	七、一五四	九六、〇五三	一〇四、五八八	一〇四、五八八	一〇四、五八八	一〇四、五八八	大	年	大	大	大
大	年	七、四七三	七、四七三	六、七一四	七、一五四	九六、〇五三	一一三、七四一	一一三、七四一	一一三、七四一	大	年	大	大	大
大	年	六、七一四	六、七一四	七、一五四	九六、〇五三	一〇四、五八八	一〇四、五八八	一〇四、五八八	一〇四、五八八	大	年	大	大	大
大	年	五、六五九	五、六五九	六、二二二	七、五六九	八、一三四	八、一三四	八、一三四	八、一三四	明	年	明	明	明
明	年	六二二二	六二二二	七五六九	八、一三四	九、〇六九	九、〇六九	九、〇六九	九、〇六九	治	度	治	治	治
治	度	七四、六六四	七四、六六四	八、一三四	九、〇六九	九六、〇五三	一一三、七四一	一一三、七四一	一一三、七四一	明	年	明	明	明
明	年	二、三八二	二、三八二	二、七九三	二、七九三	二、八七〇	二、八七〇	二、八七〇	二、八七〇	治	度	治	治	治
治	度	二、三八二	二、三八二	二、八七〇	二、八七〇	三、一八七	三、一八七	三、一八七	三、一八七	明	年	明	明	明
明	年	一、一四六	一、一四六	三、二八二	三、二八二	三、二四三	三、二四三	三、二四三	三、二四三	治	度	治	治	治
治	度	一、一四六	一、一四六	三、二四三	三、二四三	三、一四六	三、一四六	三、一四六	三、一四六	明	年	明	明	明

明治三十九

汽船會社と政府との連帶運輸に移されたり。  
宮津灣内

天ノ橋立遊覽客の便を計り、二艘の蒸氣艇を以て巡航せしが、大正四年より二艘の發動汽艇を以

之に代へたり。

第十二章 車路船泊の運営代行

年 度		年 度	
乘 客 人 員		貨 物 噌 數	
		總 運 航 同 數	
明 治 四 十 二 年 度	一 二 〇 二 四	一 九 一 八	一 九 一 八
明 治 四 十 三 年 度	一 二 〇 二 一	一 九 一 九	一 九 一 九
明 治 四 十 四 年 度	一 二 七 三 五 七	一 九 二 〇	一 九 二 〇
明 治 四 十 五 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 一	一 九 二 一
明 治 四 十 六 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 二	一 九 二 二
明 治 四 十 七 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 三	一 九 二 三
明 治 四 十 八 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 四	一 九 二 四
明 治 四 十 九 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 五	一 九 二 五
明 治 五 十 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 六	一 九 二 六
大 正 一 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 七	一 九 二 七
大 正 二 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 八	一 九 二 八
大 正 三 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 二 九	一 九 二 九
大 正 四 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 〇	一 九 三 〇
正 五 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 一	一 九 三 一
正 六 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 二	一 九 三 二
正 七 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 三	一 九 三 三
正 八 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 四	一 九 三 四
正 九 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 五	一 九 三 五
正 十 年 度	一 二 七 三 八 六	一 九 三 六	一 九 三 六

## 青森函館間(航程六〇浬特定營業哩程一〇〇哩)。

日本鐵道會社が特に英國に建造を註文せし一、五一八噸の汽船二艘國有後に竣工し、四十一年兩船とも就航せり。其後更に汽船、貨物船各一艘を備船して是に加へたり。歐洲戰亂の影響を受けて此の連絡運輸も活況を呈し、函館及青森に於ける滯貨甚しかりしを以て、大正五年更に貨船一艘を備航したり。本航路の船車連絡は始め小蒸氣船及解舟を以てし、甚だ不備なりしを以て、函館側にありては是が改善の目的を以て連絡船繫留用棧橋を新設し、更に大正四年よりは旅客列車をして、棧橋上の乗降場に發着せしむるの設備を完成せり。青森側は港灣地勢の關係上俄かに完全なる設備をなす能はず使用汽艇を改良するの程度に過ぎず。北海道に於て使用すべき機關車及客貨車等を原體の儘輸送するの目的を以て、一時に貨車七輛を搭載すべき曳船を新造し、函館青森港内海岸に接續設備を施し大正三年より輸送を開始せり。

國有後に於ける本航路連絡運輸の狀況左の如し。

年 度	乘 客 人 員	貨 物 噌 數	總 航 海 同 數
明 治 四 十 一 年 度	一 七 八 二 八 七	一 〇 四 一 七	一 一 三 一
明 治 四 十 二 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 一 三	一 一 一 七
明 治 四 十 三 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 四
明 治 四 十 四 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 五
明 治 四 十 五 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 六
明 治 四 十 六 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 七
明 治 四 十 七 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
明 治 四 十 八 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
明 治 四 十 九 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
明 治 五 十 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
大 正 一 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
大 正 二 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
大 正 三 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
大 正 四 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 五 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 六 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 七 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 八 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 九 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八
正 十 年 度	一 八 八 二 八 六	一 一 一 九 七	一 一 一 九 八

## 第十三章 運賃の改正

## 旅客賃金の低減

鐵道國有後行ひたる重要施設の一は旅客賃金の改正なり。國有實施當時賃率制度に十九種の別ありしが鐵道買收の終了を機として、明治四十年十一月一日より改正賃金を實施せり。改正の二大要點は賃率の統一と低減とにあり。從來三等の賃金は五十哩迄一錢五厘乃至二錢、百哩迄一

鉢三厘乃至一錢九厘、二百哩迄一錢乃至一錢二厘、三百哩迄は八厘乃至九厘、三百哩以上七厘乃至九厘にして、二等賃金は三等の十五割乃至二十割、一等賃金は三等賃金の二十割乃至三十割なりき。改正賃金に於ては是等の諸賃率を充分酌量し、長距離低減主義の下に之を定義の如く定めん。

改正率を見るに、五十哩迄は從前と同じく、他は何れも一哩につき一厘を低減せり。又一二等の賃率を低減したる結果長距離旅客に至大の便益を與へたり。改正賃金が長距離旅行者に與へたる便益は左の實例によりて知るを得べし。

至 名 古 屋	至 良 田	至 島 嶼	至 關 崎	代 戶 關	自 青 森	至 神 八	至 至 至 至 至 至 至 至
二三三·四	三〇六·四	三一六·七	四六四·三	五六五·〇	七八〇·二	八三五·八	一、三一〇·一
二·九三	四·二五	四·四〇	五·四七	六·五一	七〇一	一二·九三	一四·九四
二·七五	四·四三	三·四〇	五·一三	六·一一	七·三六	七·〇二	一〇·四三
一·〇〇	一·〇四	一·三八	一·四七	二·四七	三·六一	四·五二	四·五二
九三	一·〇四	一·〇四	一·四七	二·四七	三·六一	四·五二	四·五二

右賃金は十二歳以上の者に適用し、四歳以上十二歳未満は其半額とす。  
旅客手荷物の無賃輸送量は次の如し。

三等三十斤迄二等六十斤迄

急行列車券料金

本制度は明治三十九年四月より實施し、元國有鐵道線の新橋神戸間に於ける急行列車に之を適用せしが、漸次山陰線、九州線、東北線、北海道線等の各線に施行するに至れり。

其の料金左の如し。

等級	百五十九未満			百五十哩以上		
	一等	二等	三等	一等	二等	三等
普通急行料金	四百円	三百円	二百円	五百円	四百円	三百円
特急料金	五百円	四百円	三百円	十	九	八
急行料金	五百円	四百円	三百円	十	九	八

備考 四歳未満の小兒は無料、滿四歳以上十二歳未満の小兒は前記料金の半額とす。

右料金は明治四十五年六月、新橋下關間に特別急行列車の運転を開始するに當り同列車の料金を定むると共に、改正を加へたり。即ち距離による料金の増加は特別急行列車に限り、普通急行には距離の制限を附せず。

## 特定賃金

前記賃金は全線に適用する定率なるが、其の外運輸の状況により特定賃率を定めたり。  
(い)定期乗車券賃金

本制度は、都市とその近郊との間の交通を發達せしめんがため、特に施設したものにして、明治三十六年三月大改正を行ひたり、其の期間を一箇月、三箇月、六箇月及一箇年の四種に分ち、普通賃金の四割乃至八割引とす。又學生のために學生定期乗車券あり。一箇月、三箇月、六箇月の三種に分たれ四割五分乃至八割の割引あり。定期乗車券の利用者に就き明治四十四年と大正五年とを比較する時は實に左の如き著しき増加を示せり。

種別	明治四十年度			大正五年度		
	延人員	總乗客ニ對スル割合	延人員	總乗客ニ對スル割合	延人員	總乗客ニ對スル割合
普通定期	一〇七五、九七〇	六九四四、八三〇	一七六〇、七九〇	一一七	一九、九四四、八九〇	一五、四〇三、八二七
學生定期	一〇七五、九七〇	六九四四、八三〇	一七六〇、七九〇	一一七	一九、九四四、八九〇	一五、四〇三、八二七

## (ろ)回数乗車券賃金

回数乗車券は二十五回乗用とし、通用期間九十日にして普通賃金の二割乃至三割引なり。記名人の外家族僕婢も使用することを得。本券の利用者に關する統計次の如し。

年 度	延人員		總乗客ニ對スル割合	
	明治四年度	大正五年度	明治四年度	大正五年度
明治正五年度	五、六三四、四〇〇	九、六九五、八二五	四、九	三、七
大正五年度	五、六三四、四〇〇	九、六九五、八二五	四、九	三、七

## (は)團體乗車券賃金

國有十年

一六四

定期及回數乗車券が都市近郊間の運輸の發達を助長するに對し、團體乗車券は遠距離の交通に利便を與ふるものなり。明治三十七年四月實施されたる規定に依れば、其の割引は一箇年を通じて同一率を適用するものなりし故、自然一般來客の多數なる春季にありては團體も増加し、支障を來す事も少からず。故に大正二年割引率を改正し季節によりて區別し、一般輸送の閑散なる時期に團體乗車を獎勵するの方法を講じたり。其の割引率左の如し。

一平遠圖體名等

人鏡

三三月二十一日 至五月未日 至十二月未日

	人員	程哩
二百五人以上 人未滿	二百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿
二百人以 人未滿上	三百人以 人未滿上	五十哩以上百哩未滿
三百人以 人未滿上	三百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿
三百人以 人未滿上	四百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿
四百人以 人未滿上	四百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿
四百人以 人未滿上	四百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿
四百人以 人未滿上	四百人以 人未滿上	二十哩以上五十哩未滿

上二百哩未滿

哩 程	人 員	第三期自一月十一日至二月末日	三百哩以上
百 人	二 十 五 人 以 上	至六月末日	•三〇〇
百 人	二 百 人 以 上	•三〇五	未滿
百 人	二 百 人 以 上	•三一〇	未滿
百 人	三 百 人 以 上	•三一五	未滿
百 人	三 百 人 以 上	•三二〇	未滿
百 人	四 百 人 以 上	•三二五	未滿

以上百哩未滿

第一  
九  
（五  
月  
十  
日

第二期(自一月一日至五月十一日)

哩程	人員	哩程	人員
十哩以上五十哩未滿	百二十五人以上	五十哩以上百哩未滿	一百人以上
百哩以上二百哩未滿	三五〇	二百哩以上	三六五
二百哩以上	三七五	三百人以上	三四〇
五百人以上	四一五	三百人以上	三八〇
六百人以上	四五五	三百人以上	四〇五
七百人以上	四九五	三百人以上	四二〇
八百人以上	五六五	三百人以上	四四五
九百人以上	五三五	三百人以上	四五〇
一千人以上	六〇〇	三百人以上	四六〇
一千五百人以上	六五〇	三百人以上	四八五
二千人以上	六六〇	三百人以上	五〇〇
三千人以上	六七〇	三百人以上	五二五
四千人以上	五五五	三百人以上	五千人以上

## 三、職工團體(三等)

本團體に對しては季節に依る割引率の差異なし。總て次表による。

哩程	人員	哩程	人員
五十哩以上五十哩未滿	百二十五人以上	五十哩以上百哩未滿	一百人以上
一百哩以上二百哩未滿	三五〇	二百哩以上	三六五
二百哩以上	三七五	三百人以上	三四〇
五百人以上	四一五	三百人以上	三八〇
六百人以上	四五五	三百人以上	四〇五
七百人以上	四九五	三百人以上	四二〇
八百人以上	五六五	三百人以上	四四五
九百人以上	五三五	三百人以上	四五〇
一千人以上	六〇〇	三百人以上	四六〇
一千五百人以上	六五〇	三百人以上	四八五
二千人以上	六六〇	三百人以上	五千人以上

職工團體に對して斯く絶體低廉なる賃金を制定したるは、職工に山野海濱の別天地に清遊し身神の休養をなすの機會を與へんがためなり、此の新施設は労働問題の研究に對する一道の光明となり、労働者の保健に腐心せる各種事業經營者は孰れも此の割引を利用するに至れり。次表によりて前記諸團體乗客數が著しき増加の傾向あるを知り得べし。

種別	延人員		延人員	
	明治四十一年度	總乘客ニ對スル割合	大正五年度	總乘客ニ對スル割合
普通團體	九八六八三〇	%六	一六七三二八七	%六
學生團體	一、六一、三七三		二、九一五四一五	
計	二七四五、一九三	一八	四五八八七〇二	二三

備考 職工團體の數は普通團體中に包含せり(因に記す大正五年度に於ける職工團體延人員は三九七四三八、

(總乗客に對する割合、〇・二%なり)。

(に)列車貸切。臨時列車の運轉は最低賃金六十六圓にして哩程による賃率次の如し。

五十哩以上	同	同	同	同	同	同	同	同
自五十哩一分至二百哩迄	一哩に付	三圓三十錢	二圓六十錢	二圓六十錢	一圓六十錢	一圓四十錢	一圓四十錢	一圓四十錢
自一百哩一分至二百哩迄	同	同	同	同	同	同	同	同
自二百哩一分至三百哩迄	同	同	同	同	同	同	同	同
三百哩以上	同	同	同	同	同	同	同	同

(ほ)客車貸切。

客車貸切は二十哩以上の場合に限る。其の料金左の如し。

一、急行列車又は特に指定したる列車の場合。一車若くは一室の座席定員三分の二に相當する賃金を徵收す。但現乘

二、普通列車の場合。一車若くは一室の座席定員全部に對する賃金を徵收す。

車人員が定員の三分の二を超過したる場合には其の超過人員に對しては普通賃金を徵收す。  
(ハ)遊覽券及回遊券。遊覽券は普通賃金の二割引を以て發賣す。景勝の地又は神社、佛閣等を巡遊するものに對しては、三割乃至五割引の回遊券を發賣す。

### 貨物運賃

鐵道國有の主要目的の一は、經營を統一することに依りて運賃制度の簡明を計ると共に、貨率の整理低減をなし、以て國民經濟及產業發達に資するにありたり。旅客賃金の統一と低減とは國有後直ちに實施するを得たるも貨物運賃には同様の改正を加ふること甚困難なりき。蓋し貨物の輸送狀態は複雑にして貨率の統一容易ならざりしを以てなり。

### 明治三十九年の改正

前記の如き事情なりしを以て、明治三十九年の改正は過渡時代に應じたる一時的のものにして地方的にして多くの種別を設けたり。即ち全線を四區に分ち、(一)東北及北海道方面、(二)東海道方面、(三)山陰方面、(四)九州方面とし、買收前の諸鐵道に行はれたる特別の貨率及其他の條件を大體に於て存續せり。而して同年の修正は日本に於ける遠距離遞減法實施の嚆矢なりき。次表中小口扱は斤扱、噸扱、何れも山陰線以外の全線に適用し、貸切扱は(一)東海北陸、中央西、及西成線、(二)奥羽、中央東、日本、信越及北海道線、(三)山陽線の三區に分つ。

### (二) 小口扱 (百斤一哩に付)

距 離	一 級 品	二 級 品	三 級 品	高 級 品
五十哩未滿	二十	二五	三〇	三五
五十哩以上百哩迄	二四	二九	三四	三九
一百哩ヨリ百五十哩迄	二六	三一	三九	四四
二百五十哩ヨリ三百五十哩迄	二八	三二	四〇	四五
三百五十哩ヨリ四百五十哩迄	三〇	三三	四一	四八
四百五十哩ヨリ五百五十哩迄	三二	三四	四二	五二
五百五十哩ヨリ二百五十哩迄	三五	三五	四三	五五
二百五十一哩ヨリ三百五十哩迄	三八	三八	四四	五六
三百五十一哩ヨリ四百五十哩迄	四一	四一	四五	七〇
四百五一哩ヨリ四百五十哩迄	四四	四四	四五	七〇

五十哩未滿	二十	二五	三〇	三五
五十哩以上百哩迄	二四	二九	三四	三九
一百哩ヨリ百五十哩迄	二六	三一	三九	四四
二百五十哩ヨリ三百五十哩迄	二八	三二	四〇	四五
三百五十哩ヨリ四百五十哩迄	三〇	三三	四一	四五
四百五十哩ヨリ五百五十哩迄	三二	三四	四二	五二
五百五十哩ヨリ二百五十哩迄	三五	三五	四三	五六
二百五十一哩ヨリ三百五十哩迄	三八	三八	四四	七〇
三百五十一哩ヨリ四百五十哩迄	四一	四一	四五	七〇
四百五一哩ヨリ四百五十哩迄	四四	四四	四五	七〇

### (二) 小口扱 (壹噸一哩に付)

備考 四百五十哩以上は五十哩を増す毎に百斤に付一級品は二錢、二級品は三錢、三級品は四錢、高級品は六錢を増すものとす

距 離	一 級 品	二 級 品	三 級 品	高 級 品
五十哩未滿	二十	二五	三〇	三五
五十哩以上百哩迄	二四	二九	三四	三九
一百哩ヨリ百五十哩迄	二六	三一	三九	四四
二百五十哩ヨリ三百五十哩迄	二八	三二	四〇	四五
三百五十哩ヨリ四百五十哩迄	三〇	三三	四一	四五
四百五十哩ヨリ五百五十哩迄	三二	三四	四二	五二
五百五十哩ヨリ二百五十哩迄	三五	三五	四三	五六
二百五十一哩ヨリ三百五十哩迄	三八	三八	四四	七〇
三百五十一哩ヨリ四百五十哩迄	四一	四一	四五	七〇
四百五一哩ヨリ四百五十哩迄	四四	四四	四五	七〇

備考 四百五十哩以上は五十哩未満を増す毎に一噸に付一級品は三十錢、二級品は四十錢、三級品は五十錢高級品は七十錢を増す

## (三) 貨切扱

距 離	東 海 道 線			其 他		
	山 陽 線	信 越 線	其 他	山 陽 線	信 越 線	其 他
五 十 哩 未 滿				二五	二〇	一八
五 十 哩 ヨリ 百 哩 迄				一六	一四	一一
百 一 哩 ヨリ 百 五 十 哩 迄				一二	一〇	一〇
百 五十一哩ヨリ二百五十哩迄				一〇	九五	九〇
二 百 五十一哩ヨリ三百哩迄				一〇	九五	九〇
三 百 一 哩 ヨリ 三 百 五 十 哩 迄				一〇	九五	九〇
三 百 五十一哩ヨリ四百哩迄				一〇	九五	九〇
四 百 一 哩 ヨリ 四 百 五 十 哩 迄				一〇	九五	九〇
四 百 五十一哩ヨリ五百哩迄				一〇	九五	九〇
五 百 哩 以 上				一〇	九五	九〇

## 大正元年の改正

大正元年十月再次の改正を行ひ山陽線を除くの外、從來四區に大別せる運賃を統一せり。山陽線には汽船との競争上特別賃率を定めたり。其の改正の要點次の如し。

(一) 改正前の運賃は階梯法に依りたるが、缺點多かりしを以て本改正に於ては之を累加計算法に改めたり。而して該計算法の採用によりて生ずる賃金算出の手數を省く手段として、哩程に對す

る運賃表を作製し尙運賃表の作製並取扱の簡便を圖らんがため地帶賃率法を採用し、且つ其の地帶の區分は遠近距離に應じて一定の度を超過せざる方針に依りしを以て、從來の階梯法に依る運賃計算の際に於けるが如き距離と運賃との不平均を見ざるに至れり。

(二) 改正運賃は貨切扱に於ても一二三級に分ち別賃率を定めたり、近年運輸事務の發展と共に、負擔力少き貨物に對しては低廉なる運賃を課し、負擔力に餘裕ある貨物に對しては比較的高率の運賃を課へたり。例へば從來重量十貫目の荷物に對しては百斤分の運賃を課したるも、改正後は僅に七十斤分の運賃を徵するに過ぎず。

(三) 斤扱賃率は出來得る丈低減し、貨切扱も同様大體に於て低廉ならしめたるが、噸扱貨物は引下をなさざりき。

(四) 従來の運賃計算は通常斤量五十斤每の切上とせしを、十斤每の切上と改正せり。五十斤切上は單位稍大に過ぐるため荷主は其の斤量に端数を生ぜざらしめんとして荷物の取纏めを圖り、徒に託送を遅延せしむるの弊あり。本改正によりて此の弊を除き且賃金計算上に於て荷主に利便を與へたり。例へば從來重量十貫目の荷物に對しては百斤分の運賃を課したるも、改正後は僅に七十斤分の運賃を徵するに過ぎず。

(五) 発着手數料は、發着兩地に於ける所謂終端費の補償として徵收するものなるが故に、理論上よりすれば、改正前の如く輸送哩程に拘はらず同一額を課するを以て至當とするが如しと雖、運賃の徵收は必ずしも營業費に比例せしむべきものに非ずして、同時に負擔力の如何をも考察せざる可からざるを以て、改正賃率に於ては近距離に於ける發着手數料を低減して殆んど之を半額に引下げ、輸送哩程の延長するに従ひ一定の額に達する迄之を遞増すること、せり。其の結果近距離貨

率は大いに低下せられ、隨て近距離間の貨物の鐵道を利用するもの益々増加せり。

(六) 以上の外車輛牛馬等の如き級外品に對して遠距離遞減法を實施し、就中車輛類に對しては特に非常なる低減を加へ、又從來高率に過ぎたる増賃金(保險料)に適度の低減を加へたり。

即ち本改正は低減と整理の二大目的を遂行したるものにして、内地各方面に於ける運賃を統一したると同時に計算取扱を簡便にし、著しく運賃を低減し、運輸狀況の變動に適應するの力を増加したる點に於て多大の改良をなしたり。今左に普通運賃の貨率を掲げ、改正率に於ける低減の一證左となさん。

### 普通運賃

理 程 種 別	通 常 斤 报 (百斤ニ付)			通 常 噸 报 (一噸ニ付)			貸 切 報
	一級品	二級品	三級品	一級品	二級品	三級品	
一里	一・三三	一・三〇	一・二七	一・三三	一・三〇	一・二七	
二里	一・二九	一・二六	一・二四	一・二九	一・二六	一・二四	
三里	一・二五	一・二二	一・二〇	一・二五	一・二二	一・二〇	
四里	一・二一	一・一八	一・一七	一・二一	一・一八	一・一七	
五里	一・一七	一・一五	一・一四	一・一七	一・一五	一・一四	
六里	一・一三	一・一一	一・一〇	一・一三	一・一一	一・一〇	
七里	一・一〇	一・〇八	一・〇七	一・一〇	一・〇八	一・〇七	
八里	一・〇六	一・〇四	一・〇三	一・〇六	一・〇四	一・〇三	
九里	一・〇二	一・〇一	一・〇〇	一・〇二	一・〇一	一・〇〇	
十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
二十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
三十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
四十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
五十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
六十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
七十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
八十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
九十里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
一百里	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	

備考 山陽線を除く外官線一般に適用す

### 速達報

貨物の速達報は明治三十一年輸送の簡易敏速を要する荷主の需要に應せんため創始せられ、急行貨物列車によりて輸送し、且着駅より四哩以内の地に無賃配達をなすの便宜を設けたり。普通列車によりては貨物の種別複雑なる上配達の遅延すること多く不便少からざるを以て、此の施設は好結果を挙げ得たり。

### 運賃低減の結果

貨率改正の營業收入に及ぼしたる影響如何と云ふに、改正の前年なる明治四十四年度に在りては一頓哩の割合一錢九厘四毛なりしが、大正二年度には一錢七厘四毛に、大正五年度には一錢六厘六毛に下り、五ヶ年間に一割四分四厘の低下を見たり。然るに收入總計は年々増加し、大正五年度には明治四十四年度に比して五割二分を増したり。此の發達は産業及經濟界の進歩に因ること疑なきも、運賃の低減も亦與つて力ありたりと信せらる。

### 種 别

貨物輸送の種別は明治三十四年の改正に於ては、全線に亘つて統一を完成し、小口扱は四種に分たれたり。此の種別は明治三十六年及大正元年の改正を經、又時々新項目を加へて今日に至れり。其の種別は(一)速達報及(二)通常報に分たれ、更に兩者を通じて(一)小口扱(二)貸切報の二種あり、小口扱は更に斤扱及頓扱の二種に區別す。

通常扱貨物は一二三級品及高級品並級外品に分たる。一般品は原料未製品にして穀類、木材、石材、石炭、礦物、鹽、肥料等を含み、二級品は主として半製品にして砂糖、醤油、紙、茶、酢、味噌、苗、種子等を含む。三級品は製品及加工品にして陶磁器、毛織物、綿織物、酒類、漆器、硝子等、高級品は生糸、紡織物、小間物、美術品の如き高價なるものを含む。而して級外品は六項に分たる、即ち（一）生獸類、牛馬（二）危険品、石油、燐寸（三）車輛類（四）死體（五）特種貴重品（金銀貨紙幣有價證券）（六）火薬類。

## 貨率の調整

商工業の發達を助長せんがために、貨物運賃も運輸の状況に應じて其の調整に努めたり。大正元年の改正率は白耳義式遠距離遞減法に依り、相當の效果を收め、重要產物の販路を遠隔の地に擴め、地方的事業の獨占を打破し、全國に物資の流動を促すに至れり。從つて遠距離の託送大に増加し、近年に至り殊に著しく、最近十年間の一噸平均輸送哩數は次表の如き増加を示せり。

年 度	速 達 搬 運		小 口 搬 運		切 割 搬 運	
	明治四十一年度	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
明治四十一年度	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四
明治四十二年	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四
明治四十三年	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四
明治四十四年	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四
大正元年	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四
大正二年	二六七五	二七五四	二七一八	二七四四	二七六一	二七三四

十ヶ年間ノ增加	大正四年度		大正五年度		大正四年度	
	四〇%	二七八九	三〇.〇%	一〇四〇	九九五	九八六

一般規定運賃以外、（一）特定運賃（二）特約運賃と稱する特別割引運賃の規定あり。特定運賃は一般的のものと地方的のものとあり、貸切扱の礦石は全線に亘りて三五〇哩以上、一割引五〇〇哩以上は一割五分引とす。貸切扱の鮮魚は二割引、生蔴は三〇〇哩迄二割引なり。乾蔴の小口扱（斤扱）は五百哩迄二割引、五百哩以上三割引とし、貸切扱に於ては更に大割引をなせり。其他各種の貨物に對して特殊區間にて運賃を特定せり。

特定及特約運賃の主なる區別は、前者が一般割引なるに對して後者は對人割引なるに在り。然れども特約運賃と雖之を公開し、苟も同一條件を以て申込ある場合は何人に對しても特約を締結するの主義を持せり。

國有實施當時は、從來官私鐵道にて施行し來れる各種の割引運賃三千種に上り、其の大部分は對人割引なりしが、前述の方針に基きてなるべく特定に改めたるを以て、大正六年十一月末には特約二六六件、特定四二五件となりたり。歐洲戰亂以來、外國貿易内地經濟界の好況と船腹の不足とは相俟つて鐵道貨物の輻輳を來し、滯貨の增加益々甚しく、割引運賃整理の必要を認めたり。故に調查の上或は之を引上げ、又は之を廢し、殊に特約運賃は之を特定に改むる方針を取りつゝあり。

## 大荷主に對する運賃割戻の廢止

國有十年

1

國有前官私各鐵道概ね大荷主に對して運賃額に應じ百分の一乃至二十三（普通百分の五乃至十）の運賃割戻を行へり。之れ多額の納金をなすものは運送取扱業者なれば、之に依りてなるべく多量の貨物を鐵道に吸收し、斯業の發達を計らんとするに在りき。然るに一部荷主に限り運賃を割戻すが如き對人差別取扱は縱令公表せる一定の標準によると雖、公共的交通機關たる鐵道の本質よりして是認すべからずとの非難あり、且弊害もなきに非ざるを以て明治四十一年九月限り之を全廢し、代ふるに三箇月間毎月平均一千圓以上の運賃を納入する荷主に對し三箇月間有效の二等無賃乗車券を交付することゝせり。

## 貿易振興(信貿振)の開始

荷主の不便少からざるを以て、貸切扱貨物の急送申込あるときは規定運賃の二倍を徴収して優先に貨車を配給し、特に指定せる高速度の貨物列車によりて輸送する「倍賃扱」便法を設け、大正六年九月一日より實施し、好結果を收めつゝあり。

小荷物は客車にて輸送し、其の運賃は貨物運賃より高率なれども、輸送敏速にして着駅より一定の範圍内には無料配達さるゝの便宜あり。現行運賃は明治三十八年國內諸鐵道の會議に於て決定したるものなり。賃率次表に見るが如く距離と重量の増すに従つて低減せられたり。

小荷物は客

哩	
數	一斤
	二斤
	三斤
	四斤
	五斤
	六斤
	七斤
	八斤
	九斤
	十斤
斤	十二迄
斤	十四迄
斤	十六迄
斤	十八迄
斤	二十迄
額	以上五斤者タハ其未
チ	滿増ニ
ヲ	加ス
フ	本欄金

備考 易損品及高品は普通賃金

備考 易損品及嵩高品は普通賃金の二倍を徵す

## 第十四章 國際運輸の發展

國際聯絡運輸の協定に參加せしことは我鐵道の歴史に於て特筆すべき重要事にして、我國が世界運輸の大動脈の一部を成すに至れるものなり。抑も海外聯絡運輸實現の動機は、本邦鐵道の國有統一を完成せると、日露戰後帝國が亞細亞大陸に發展せるとにあり、該戰爭後、遼東半島一部の租借と朝鮮の併合とによりて日本は西伯利亞及支那と國境を接するに至りたれば、鐵道の内外聯絡を計り、國內にても鐵道の統一、連絡船の運轉によりて直通運輸を完からしめたり。朝鮮半島縱貫

鐵道は明治三十八年竣工し、南滿州鐵道改築工事中、大連長春間は明治四十二年に安奉線は明治十四年に何れも完成せり。茲に於て、内地より朝鮮南滿洲への直通運輸の施設をなし、汽船會社と協同し大連、上海、天津、臺灣間に左表の如く連絡航路を開始せり。

關係鐵道及汽船會社	直通運輸開始年月	直通輸送種目	取扱驛站港	連絡港灣
	明治四十四年七月			
日本郵船會社	明治四十一年十一月	旅客、手荷物並小荷物	上	天津、上海、大連、基隆 浦鹽斯德、青島、 南滿洲鐵道主要驛
大阪商船會社	明治四十二年五月	同	上	三ノ宮、門司、長崎 三ノ宮、門司、敦賀
南滿洲鐵道及大阪商船會社	大正元年五月	同	上	三ノ宮、門司、大連 基隆、朝鮮鐵道經由
臺灣鐵道及日本郵船會社	明治四十年七月	同	上	臺灣鐵道主要驛
南滿洲鐵道（朝鮮經由）	明治四十年七月	同	上	臺灣鐵道主要驛
朝鮮鐵道	同	上	上	朝鮮鐵道各驛

日露間の經濟關係は益々緊密となり、滿州に於ける連絡事務の改善を必要とするに至り、兩國間に協定をなすこととなり、明治四十一年露都に於て第一回聯絡會議を開催し南滿洲及東清鐵道に旅客及手荷物の直通輸送を開始せり。其後範囲擴張せられて、(一)日滿聯絡運輸日本滿洲及沿海州、(二)日滿露旅客聯絡運輸、及(三)西伯利亞經由國際運輸(日本歐洲間)の協定成りたり。後、朝鮮鐵道も直通運輸に加はれり。又豫て日支間に鐵道聯絡を完成せん計畫ありしが、大正二年に至りて漸く支那鐵道との聯絡成り、旅客及手荷物の直通運輸開始せられたり。

#### 日本、北滿洲及沿海州間の旅客聯絡運輸

明治四十三年露國側にて東清鐵道、烏蘇里鐵道及露國義勇艦隊、日本側にて内地鐵道、南滿洲鐵道

及大阪商船會社との間に協定成り二年後に至りて朝鮮鐵道加はれり。この協定によれば旅客は日本及哈爾賓間を旅行するに當り次の三路の中其の一を選擇し得るものとす。

(イ)朝鮮經由、南滿洲及東清鐵道、朝鮮海峽は鐵道院の聯絡船による。

(ロ)大連經由、南滿洲鐵道、東清鐵道、日本大連間は大阪商船會社の汽船により聯絡。

(ハ)浦鹽斯德經由、烏蘇里線沿海州、敦賀浦港間は露國義勇艦隊及大阪商船會社の汽船により聯絡。

#### 日滿露聯絡運輸

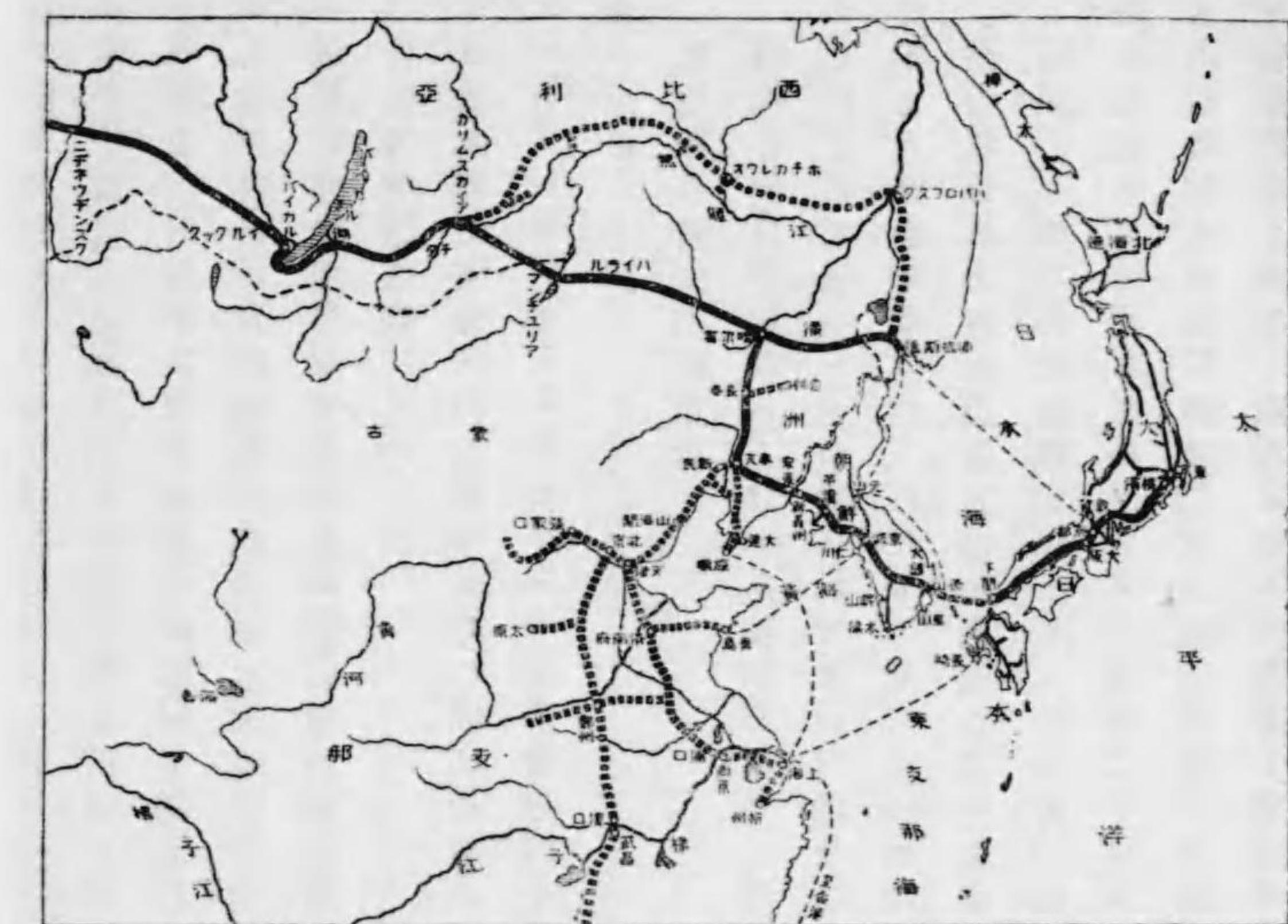
日滿露聯絡運輸は明治四十四年に開始せられたり。日滿運輸の擴張にして、ペトログラード、モスクワ、ワルサウ、オデッサ及イルカツク等の驛を加へたるものにして、前と同じく朝鮮、大連、浦港經由の三路より成る。

#### 西伯利亞經由國際運輸

露國と聯絡運輸成れるは即ち西歐諸國の大都市にも是を及ぼすの前提なりき。大正元年、數回の交渉を経て後ベルン會議に於て其の目的を達し、西伯利亞經由旅客聯絡運輸同盟に加入し、翌年より直通運輸開始されたり。是實に極東歐洲間の陸上交通に一新紀元を劃せるものなり。

#### 西伯利亞蘇士經由巡遊及西伯利亞加奈太經由世界一周

歐洲との間に聯絡運輸完成したる結果、右の如き二種の周遊運輸創始せられたり。前者は東半球を巡遊せんとするもの、ために便利にして、日本より西伯利亞鐵道により露西亞を經て歐洲に入り、海路蘇士を經て歸來し、或は其の反対に海路を先にするも可なり、後者は加奈太より日本を經て西伯利亞を横断し、歐洲に入りて世界を周遊するもの、ための聯絡運輸なり。



露國との貨物聯絡運輸

右は單に北滿と沿海州に限られたるを以て更に西伯利亞を經由して歐露に及ぼさんと計畫し、運輸會議にも提出せしが歐洲戰爭起るに及びて不成立に終れり。現在運輸の範圍は内地鐵道朝鮮鐵道、南滿洲鐵道、東清鐵道(烏蘇里鐵道を含む)に亘り露國義勇艦隊は敦賀浦港間、大阪商船會社は敦賀浦港間、大連と門司、神戸、大阪間の聯絡に從事す。内地國有鐵道の聯絡驛は東京、横濱、大阪、神戸外九驛に限られ、東清及烏蘇里鐵道に於ても哈爾賓齊々哈爾滿洲里、ハバロフスク等の主要驛に限定せらる。貨物の取扱種別は普通便及急行便の二種にして、普通便は其の最低重量を百軒とし取扱貨物の種類を限定せるも急行

便是最低重量を十軒とし、危險品其他の特種物品を除き一般貨物の取扱をなす。尙此の運送にあつては貨物の引渡期間を定め、其の期間を遅延せる時は運賃の一部を拂戻す外代金引換の制度を設け、外國爲替取組の手數を省略しえること、せり。而して實施の結果豫想外の好況を呈し、取扱開始以來運送數量約三萬五千噸に達せり。

#### 生絲の直輸送

我邦生絲の輸出先は米國及西歐諸國其の主なるものなるが露國に於ける需要も又渺しとせず、露國への輸送経路は横濱より海路「マルセイユ」、「ハムブルグ」又は「オデッサ」に送り、更に鐵道に積替へらるゝを以て約三箇月を費し、其の間の市價變動は取引の圓満を缺き金利上の損失も亦夥しかりき。依て明治四十三年露國鐵道と之が西伯利亞經由特別輸送の交渉を開始し、爾來數次の折衝を重ね大正三年に至り漸く機運熟して實施せらるゝに至れり。之によりて横濱發送後三週日を出でずして露國の中央市場たる「モスコ」に到着するを以て、從來地中海を經由して輸出するに費したる日數の三分の一にも達せず、日露貿易上一新生面を開くに至れり。然れ共歐洲戰亂の勃發後、西伯利亞鐵道の輸送不可能となり輸出杜絶せり。

#### 日支旅客聯絡運輸

安奉線の改築及鴨綠江の架橋成りて鮮滿間に直通列車の運轉可能となり、日支間は奉天驛に於て聯絡するに至れり。從來兩國の聯絡は南滿洲鐵道と京奉線の主要驛間に過ぎざりしを以て、更に日支内地間に之を延長せんとの議成り、大正二年に於て日支聯絡運輸會議開催せられたり。日本側より鐵道院、朝鮮鐵道局、南滿洲鐵道會社、支那側より交通部、京奉線の代表者列席したり。其の

結果、東京・横濱・大阪・神戸及其他五驛、朝鮮鐵道の釜山、南大門、京城及其他三驛、京奉線、北京天津の間に聯絡運輸成りたり。然れども其の利便の及ぼす處は僅に北支那の一角に限られしを以て、更に進んで他の重要都市にも之を及ぼすの必要を認め、翌大正三年、第二回聯絡會議を開いて、北部及中部支那の幹線たる京漢、京綫、津浦、瀋寧の各線との間にも聯絡運送の協定成立せり。

大正四年四月北京に於て第三回の會議開かれ、日支周遊券、日支巡遊券往復乗車券等の協定成りたり。

日支周遊券は日本内地、朝鮮、滿洲又は支那の各主要都市を發し各地を巡遊するものに發行し、其の經路は往路を朝鮮に採る時は復路は上海經由とし、北京・上海間は京漢線及日清汽船の揚子江航路によるものと北京より天津に至り更に濟南府及南京を經て上海に出るものとあり、又支那發の旅客にありては下關より京阪神各地を經て東京に至り、歸路神戸より瀬戸内海航路の風光を賞しえ、又更に進んで日光、奈良等の周遊にも特殊の便宜を與ふ。賃金各等共三割汽船二割五分を低減し、通用期間四箇月に亘る。

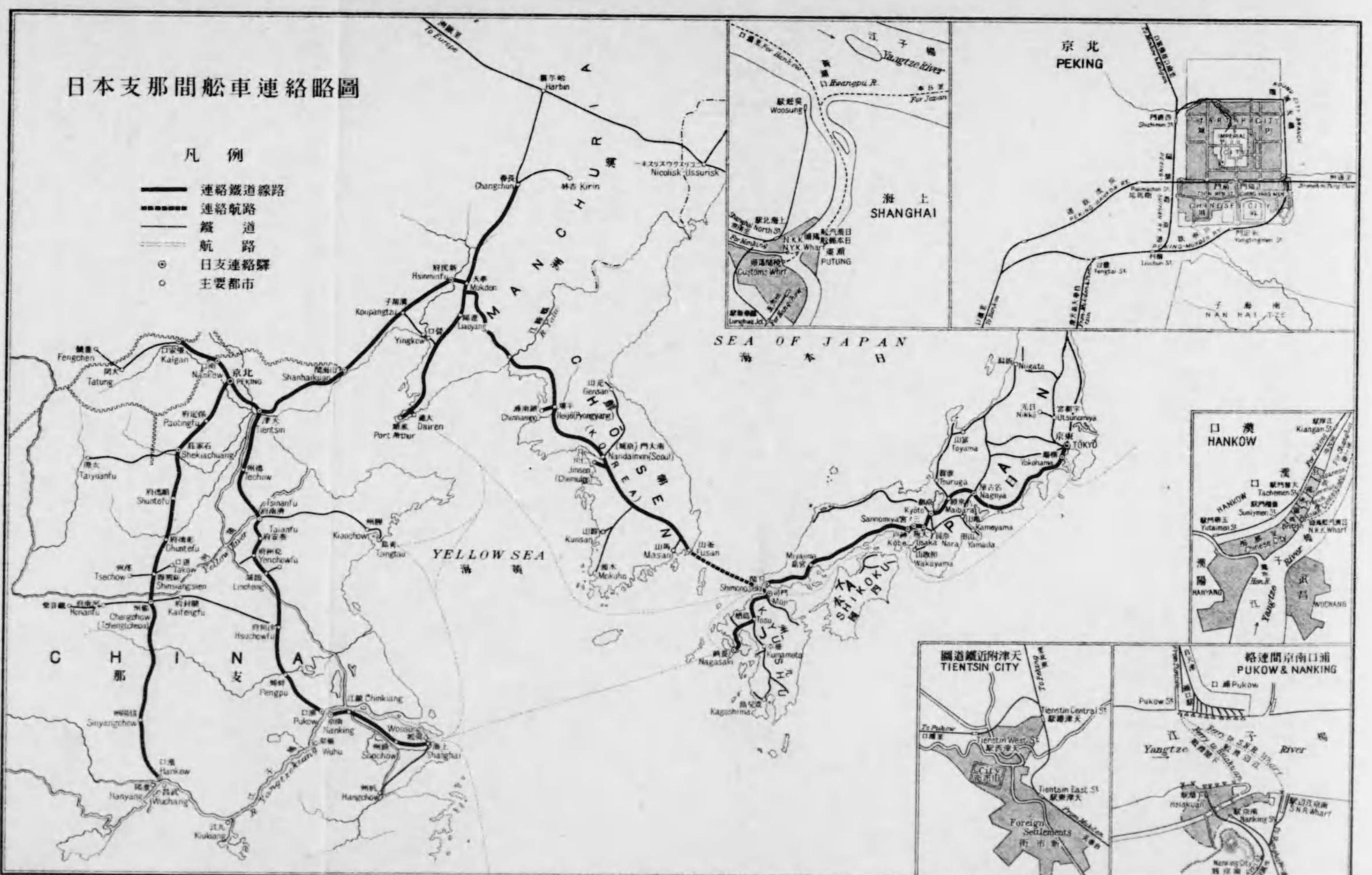
日支巡遊券は從來本邦各港間に於て各汽船航路の船客をして陸路鐵道に依らんとする場合、便宣鐵道乗車券を發賣し以て内地旅行の便を計り居たるを、更に擴張して朝鮮、滿洲及支那に及ぼせるものにして、即ち遠洋航路客をして其の希望により鐵路、東京、京城、北京を經由せしめ、横濱・上海間航路に代らしむるものにして、京漢廻りと津浦廻りとの二種あり。賃金は急行料共一等百二十圓（京漢線廻り百十圓）とし、通用期間を四十日とし以て世界各地より本邦に來る漫遊客を朝鮮支那満洲に誘致せんとするものにして、前記周遊券と共に機宜の施設なり。



たり。

日支周遊券は日本内地、朝鮮、満洲又は支那の各主要都市を發し各地を巡遊するものに發行し、其の經路は往路を朝鮮に探る時は復路は上海經由とし、北京上海間は京漢線及日清汽船の揚子江航路によるものと北京より天津に至り更に濟南府及南京を經て上海に出るものとあり、又支那發の旅客にありては下關より京阪神各地を經て東京に至り、歸路神戸より瀬戸内海航路の風光を賞し得、又更に進んで日光奈良等の周遊にも特殊の便宜を與ふ。賃金各等共三割汽船二割五分を低減し通用期間四箇月に亘る。

日支巡遊券は從來本邦各港間に於て各汽船航路の船客をして陸路鐵道に依らんとする場合、便宣鐵道乗車券を發賣し以て内地旅行の便を計り居たるを、更に擴張して朝鮮、満洲及支那に及ぼせるものにして、即ち遠洋航路客をして其の希望により鐵路、東京、京城、北京を經由せしめ横濱上海間航路に代らしむるものにして、京漢廻りと津浦廻りとの二種あり。賃金は急行料共一等百二十圓(京漢線廻り百十圓)とし、通用期間を四十日とし以て世界各地より本邦に來る漫遊客を朝鮮支那満洲に誘致せんとするものにして、前記周遊券と共に機宜の施設なり。



日支聯絡團體乗車券は、日支兩國に跨り團體旅行をなすもの増加せるに鑑み、日本の鐵道より發し、日本の鐵道に歸着するか、又は支那の鐵道より發し、支那の鐵道に歸着する往復、又は特に定めたる團體旅行をなすものゝために設けたるものにして、賃金は十人又は十人以上は二割五分、二十人又は二十人以上は三割を低減し、通用期間を二箇月とす。

#### 日支貨物聯絡運輸の計畫

日支兩國間の貨物に關しては未聯絡運送の施設なく一般貿易業者に取りて不便少からず、之が協定を畫策したるものあるも、未だ其の實行を許さざる事情あるを以て、一般貨物の聯絡運送協定の一階段として小荷物の聯絡運送を行ひ、以て日支貿易の一助となさんとし、彼我當局の間に協議を重ねたる結果、鐵道院線東京、外數驛と京奉線の北京天津との間に危險品其他特種物品を除き、一般小荷物の聯絡運送を協定し、大正六年九月より實施せり。

### 第十五章 本邦鐵道の社會及經濟に及ぼしたる影響

本邦鐵道の創設以來、其の五十年間の進歩發達は、世界各國に於けると等しく國民生活の各方面に亘りて多大の影響を及ぼしたり。殊に我國に於ては、彼の王政復古成り、三百年の鎖國の夢を破つて國民を泰西文明に接觸せしめ、續いて社會的產業的革命を齋したる際に此の新しき運輸機關の輸入を見たるを以て、我が鐵道が日本の近代化を助成するに與つて大に力ありし所以なり。即